

# 志免町耐震改修促進計画



地震に強い安全・安心なまちづくり

平成 24 年 11 月（策定）

令和 5 年 4 月（改定）

志 免 町



# 志免町耐震改修促進計画

## 目次

---

第1章 耐震改修促進計画の趣旨.....	1
1 計画の背景と目的 .....	1
2 耐震化を取り巻く社会動向 .....	1
3 計画の位置付け .....	6
第2章 志免町における耐震化の課題.....	7
1 想定される地震規模と被害の想定 .....	7
2 耐震化の現状 .....	20
3 耐震改修促進に向けた課題 .....	30
第3章 耐震改修促進計画.....	32
1 耐震化の目標 .....	32
2 計画の骨子 .....	34
3 施策の概要 .....	35
第4章 計画の実現に向けて.....	41
1 関係主体の役割分担 .....	41
2 計画の進行管理 .....	42
資料編.....	43
1 木造戸建て住宅の耐震化に関する意識調査 .....	43
2 関係法令 .....	87



# 第1章 耐震改修促進計画の趣旨

## 1 計画の背景と目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、地震による建築物倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するために、平成24年11月に福岡県や関係団体と連携し、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、「志免町耐震改修促進計画」を策定しました。

その後に行われた耐震改修促進法の改正、福岡県建築物耐震改修促進計画の改定等、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえ、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定します。

## 2 耐震化を取り巻く社会動向

近年、我が国では地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあり、東海地震、南海・東南海地震及び首都直下型地震については、甚大な被害が想定されています。特に、東海地震は今後30年以内に発生する確率が非常に高く、88%（平成24年1月政府発表値）と予測されています。

平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、M7.3・震度7を観測し、死者数が6,434人にのぼり、24万棟以上の住宅・建築物の倒壊が起こる等甚大な被害がもたらされました。地震による直接的な死者数は5,502人であり、このうち約9割の4,831人が建築物の倒壊等によるものでした。

表1 阪神・淡路大震災における被害及び死因

区分	被害数	死因	死者数	
死者	6,434人	家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831人	
行方不明	3人			
負傷者	43,792人	焼死体（火傷死体）及びその疑いのあるもの	550人	
家屋全壊	104,906棟 186,175世帯			
家屋半壊	144,274棟 274,181世帯	その他	121人	
焼損棟数	全焼			7,036棟
	半焼	96棟		
	部分焼	333棟		
	ぼや	109棟		
	合計	7,574棟	合計	5,502人

出典：「阪神・淡路大震災について（平成18年5月）消防庁」及び「警察白書（平成7年）警察庁」

犠牲者の死因となった倒壊等の大破全壊や中破小破の被害を受けた住宅や建築物は、昭和56年以前に建築されたものの中に多く見られました。昭和57年以降に建築されたものは無被害か、被害を受けていても比較的軽微なものが多く見られました。

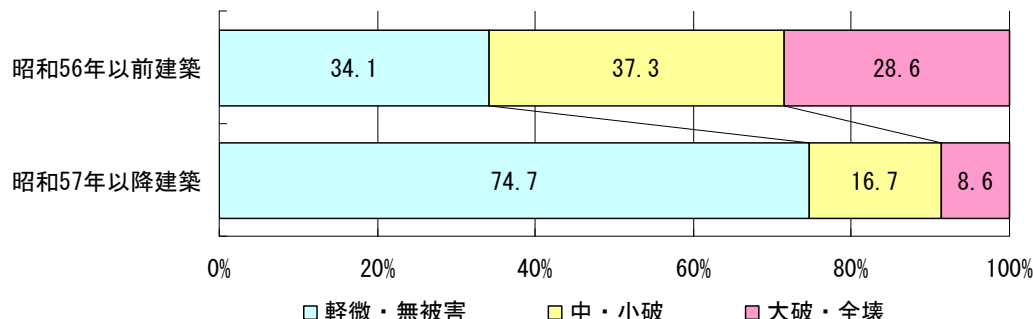


図1 阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況

出典：「平成7年阪神・淡路大震災調査委員会中間報告（平成7年）建設省」

#### (1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されました。

また、福岡県西方沖地震等の大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を、都道府県は耐震改修促進計画を策定することとなり、国の基本方針においては、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められました。

さらに、平成23年の東日本大震災を契機として平成25年11月に耐震改修促進法、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に耐震改修促進法施行令が改正され現在に至っています。

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると図2のとおりとなります。

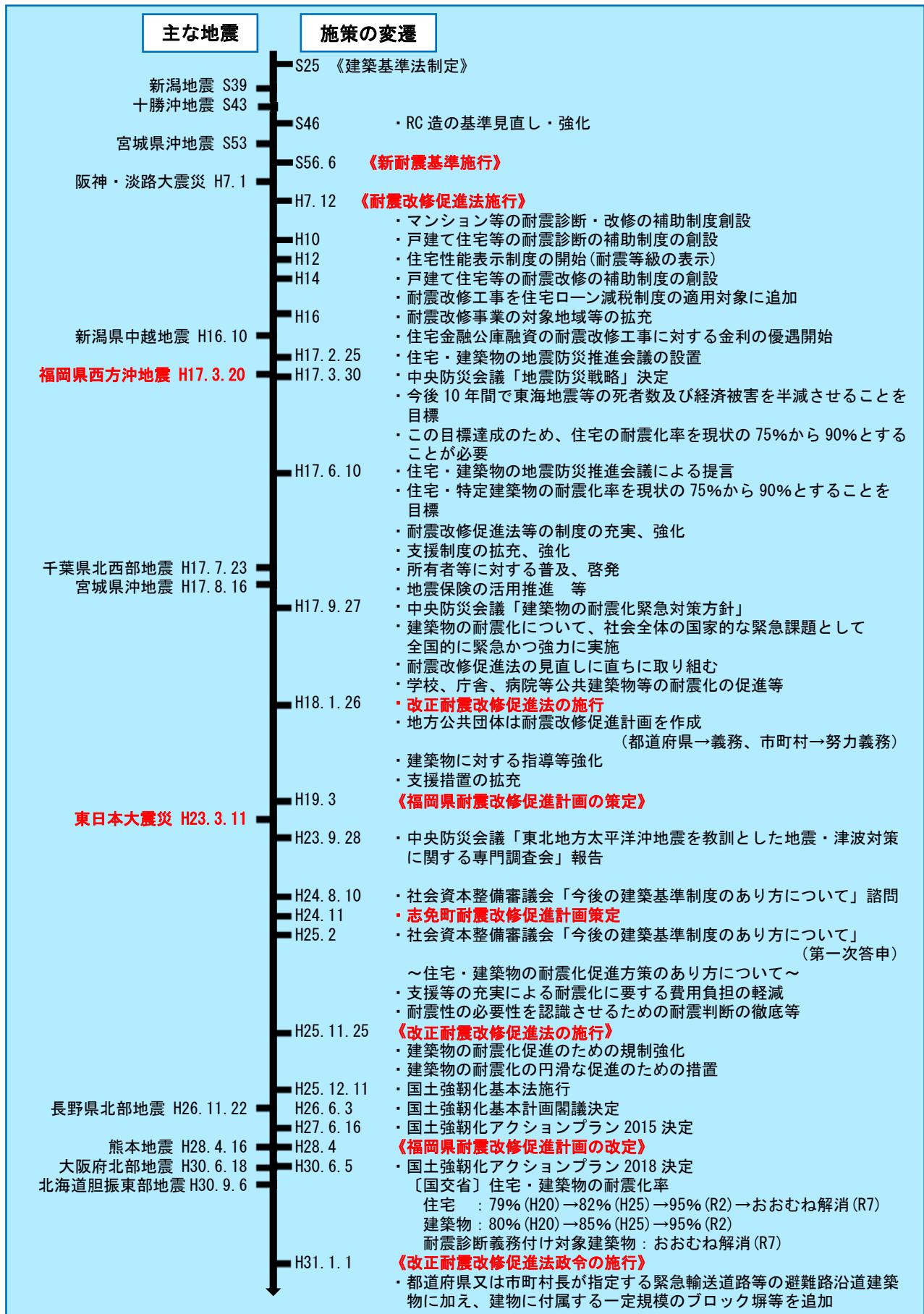


図2 建築物の耐震に関する施策の変遷

出典：「福岡県建築物耐震改修促進計画（平成28年4月）福岡県」を基に作成

## (2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフ等の巨大地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されており、その発生の切迫性が指摘されていること等から、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月から施行されています。

また、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、通行障害建築物の建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成 31 年 1 月より施行されています。

改正の概要は次頁に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられます。



耐震改修促進法の制定（平成 7 年 10 月）

新潟県中越地震や福岡県西方沖地震等大地震の頻発  
どこで地震が発生してもおかしくない状況

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生の切迫性  
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の  
死者数等を 10 年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の耐震化率の目標  
約 75%→90%

耐震改修促進法の改正（平成 18 年 1 月）

計画的な耐震化の推進

建築物に対する指導等の強化

支援措置の拡充

南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大規模で発生した場合、  
東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視  
※南海トラフ被害想定（H24.8 内閣府）  
物的被害約 94～240 万棟、死者 3～32 万人

社会資本整備審議会（第一次答申）～住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方～  
○支援策の充実 ○耐震診断の徹底 等

耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月）  
耐震改修促進法施行令の改正（平成 31 年 1 月）

建築物耐震化促進のための規制強化

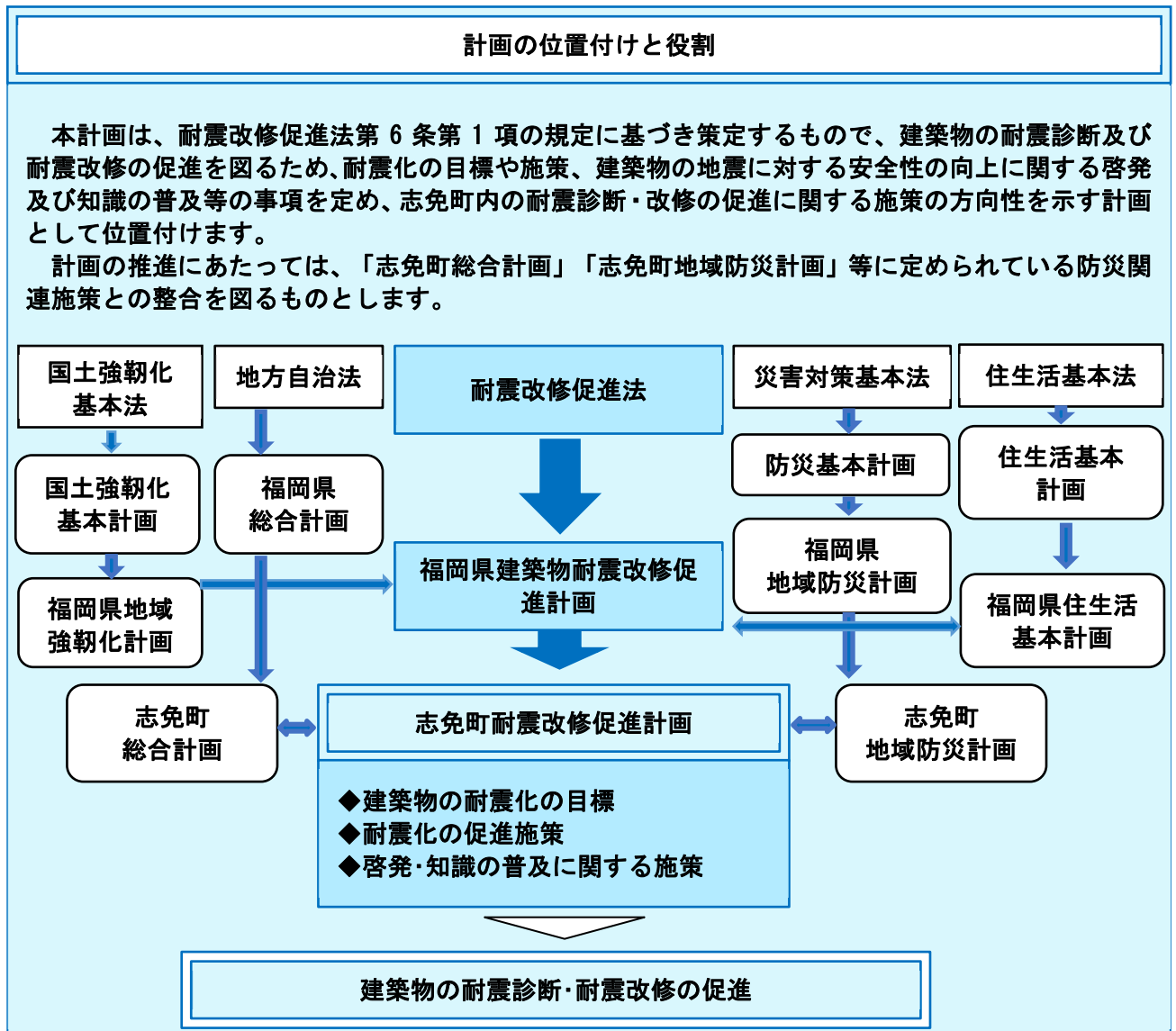
- 改正のポイント
- 耐震診断の義務化・診断結果の公表
    - ・要緊急安全確認大規模建築物（大規模特定建築物）
    - ・要安全確認計画記載建築物（通行障害建築物、防災拠点建築物）  
※通行障害建築物の要件に一定規模の組積造の塀が追加（H31.1）
  - すべての建築物の耐震化促進
    - ・耐震診断、必要に応じた耐震改修の努力義務

建築物耐震化の円滑な促進のための措置

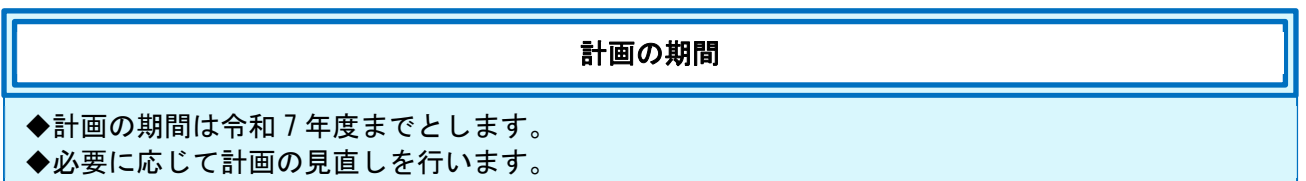
- 耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性にかかる認定
- 耐震性に係る表示制度の創設

### 3 計画の位置付け

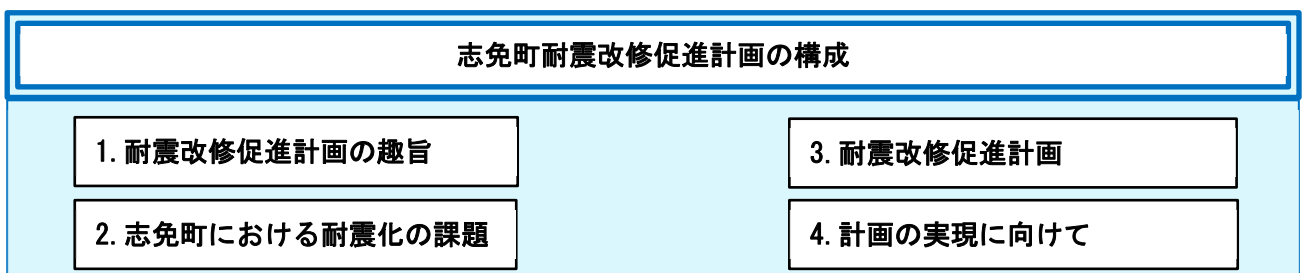
#### (1) 位置付けと役割



#### (2) 計画の期間



#### (3) 計画の構成



## 第2章 志免町における耐震化の課題

### 1 想定される地震規模と被害の想定

#### (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、志免町においても震度5弱を観測しました。

表2 福岡県における既往地震

年月日	震源	地震規模	各地の震度	被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5		家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		7回地震、うち2回強い。	久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。
1848年1月10日	筑後	M5.9		柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1		久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近(糸島半島)	M6.0 M5.8		糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5		
1929年8月8日	福岡県	M5.1	震度3：福岡、佐賀、敵原	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	震度3：福岡、佐賀、敵原	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。
1941年11月19日	日向灘	M7.2	震度5：宮崎、人吉 震度4：福岡、熊本、大分	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。
1966年11月12日	有明海	M5.5	震度3：福岡	屋根瓦、壁崩壊。
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	震度5：大分 震度4：福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが海上に流出。
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	震度4：福岡 震度3：飯塚、大分、佐賀、下関、山口	文教施設等に若干の被害。
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4：久留米 震度3：夜須、大牟田	
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度2：久留米、夜須	
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	震度6弱：福岡、みやき町	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟
2016年4月14日(前震)	熊本県熊本地方	M6.5	震度7：益城町(熊本県) 震度4：福岡	死者273名、負傷者2,736名、住家全壊8,642棟、住家半壊34,389棟
2016年4月16日(本震)		M7.3	震度7：益城町、西原村(熊本県) 震度5強：久留米、柳川、大川、みやま	「平成28年熊本地震に関する被害状況について」より (R5年1月現在) 熊本県危機管理防災課

出典：「福岡県建築物耐震改修促進計画(平成28年4月)福岡県」を基に作成

福岡県西方沖地震発生時の志免町内被害状況は表3のとおりです。

表3 福岡県西方沖地震志免町内被害状況

区分	被害	人的被害(人)		建物被害(棟)			
		死者	負傷者		全壊	半壊	一部損壊
			重症	軽傷			
福岡県		1	197	989	143	352	9,185
志免町		0	1	13	0	0	55

出典：「福岡県平成17年災害年報(平成17年)福岡県」

(2) 福岡県地域防災計画における想定

福岡県では、平成 24 年 3 月の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき「福岡県地域防災計画」において、地震被害想定の見直しを行い、想定地震を以下のとおり示しています。

【想定地震】

- 福岡県に存在する 6 つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 福岡県 4 地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層が活動した場合の想定被害を算出。
- その活断層は、警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市）の 4 つ。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることからマグニチュード 8 の地震を想定。
- 想定地震の震源断層の位置及びパラメータは以下のとおり。

震源断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層 海上部への延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
パラメータ										
震源断層の長さ(km)		17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード(M)		6.9	7	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6
震源断層 の深さ(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11	5.5

(地表に活断層が表れていない地域)・各市町村の直下 10km ・想定マグニチュード 6.9

- いずれの想定地震においても、断層周辺で強い地震動が予測され、その強さは断層から離れるに従って減衰する傾向にある。最大震度は、水縄断層の想定で、一部の地域に震度 7 が予測されたほか、その他の断層においても震度 6 強を示す地域が存在する。

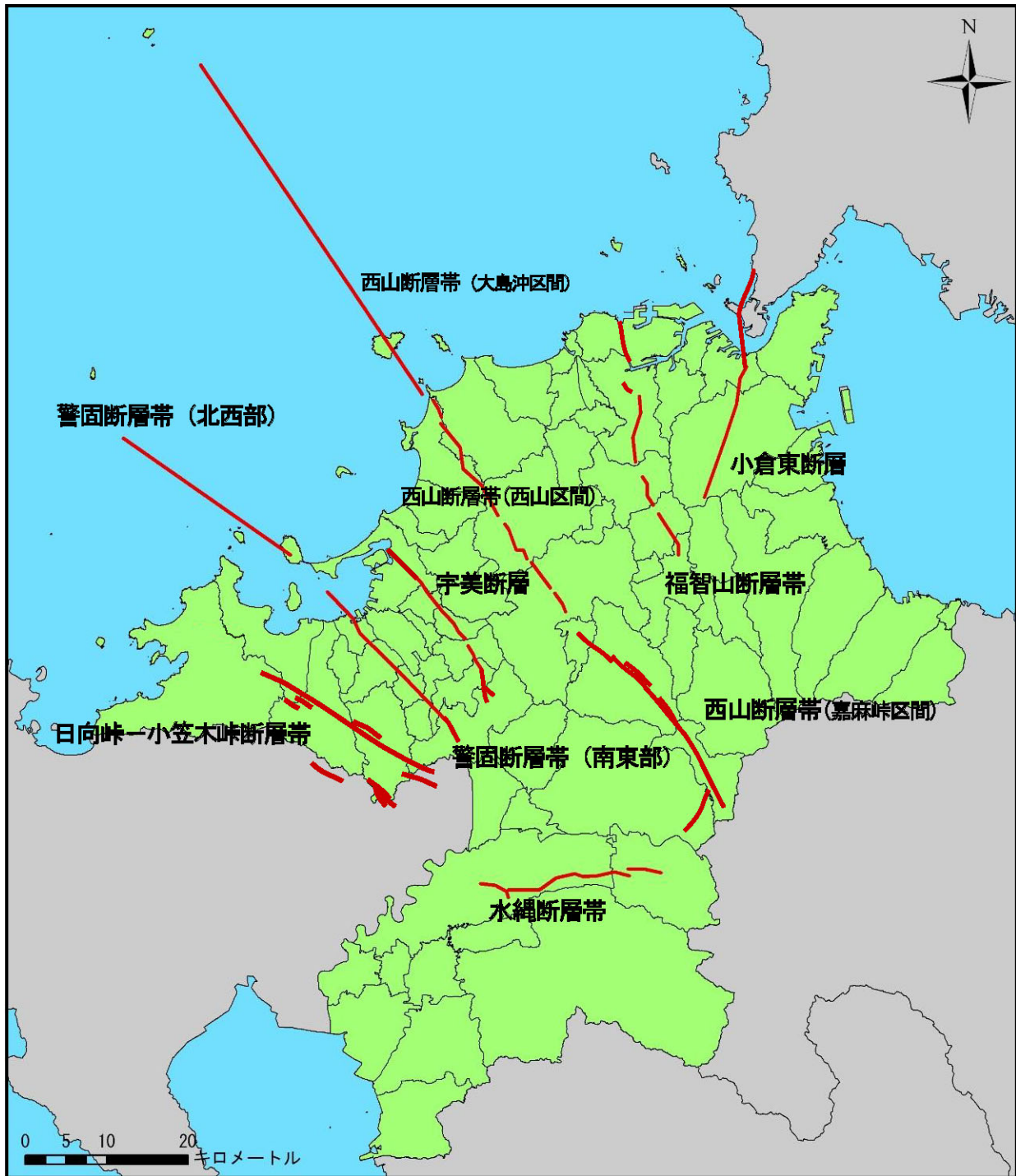


図3 福岡県主要断層の位置図

出典：「福岡県地域防災計画 地震・津波対策編（令和3年9月）福岡県」

### (3) 地震の揺れについて

地震による地表の揺れの大きさは、一般的に地震の規模が大きいほど、また、震源から近いほど大きくなります。しかし、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの大きさは異なり、表層地盤が軟らかい場所では、硬い場所に比べて揺れは大きくなります。この現象を本計画では「表層地盤の揺れやすさ」（以下、「揺れやすさ」という。）と表現しています。同じ規模の地震であれば、震源が近く、表層地盤が軟らかい場所ほど揺れは大きくなり、震源が遠く、表層地盤が硬い場所ほど揺れが小さくなります。

地震の揺れは、

- ① 震源断層で破壊が起こり（地震発生）
- ② その破壊で生じた揺れが地下の岩盤を通じて地表面の層に伝わり（伝達）
- ③ 表層地盤によって揺れが増幅され地表に伝わります。（地表での揺れ）

揺れの大きさは、

- ① 震源断層から地表面付近までは、おおむね震源断層からの距離に応じて減衰していきます。
- ② 表層地盤では揺れが増幅の仕方が表層地盤の性状によって異なります。一般的に、表層地盤が軟らかければ揺れは増幅しやすく、硬ければ増幅しにくい傾向があります。
- ③ 地形が大きく変化するような場所では、数十メートル離れただけでも揺れが大きく変わることがあります。

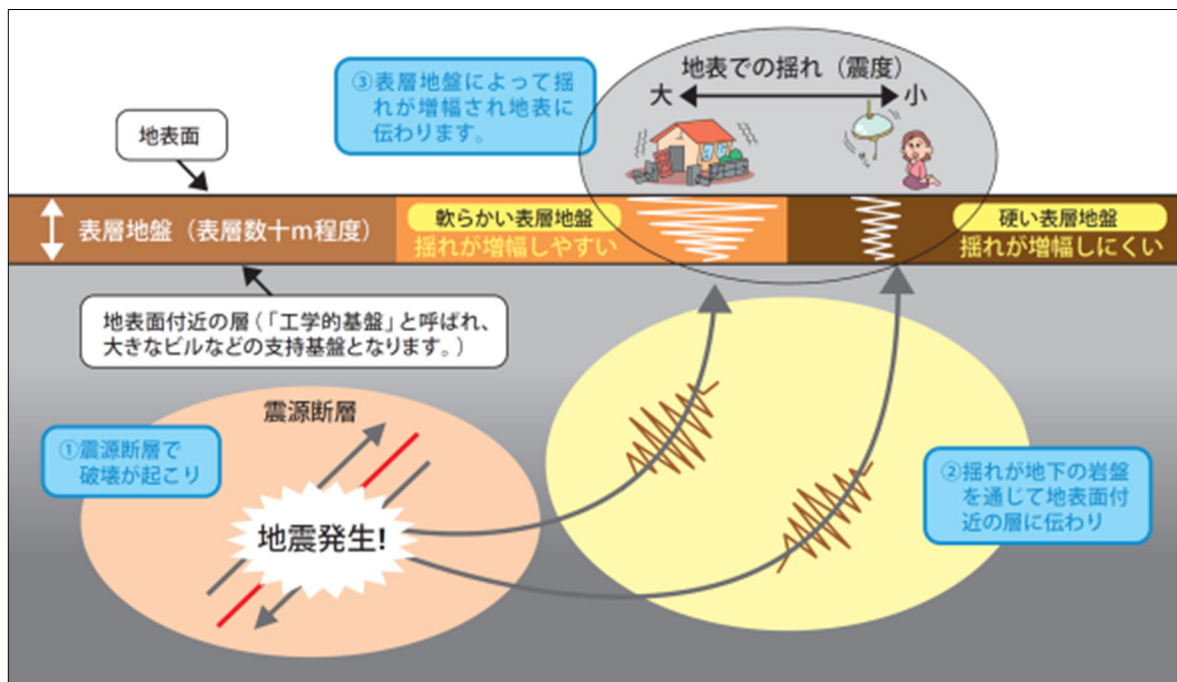


図4 地震の揺れの伝わり方のイメージ

出典：「地震防災マップ作成のすすめ（平成17年3月）内閣府（防災担当）」

(4) 志免町に大きな被害をおよぼす断層

福岡県が想定した主要 6 断層のうち、警固断層と宇美断層は志免町を挟む形で、非常に近い場所に存在します。警固断層は志免町の南西側 4~6km 離れた場所に位置し、宇美断層はさらに近く志免町の北東側 2~4km 離れた場所に位置しています。

本計画において、これら 2 つの断層は志免町に大きな被害をおよぼす地震の震源として想定し、発生した場合の揺れや建築物の倒壊率について検証するものとします。

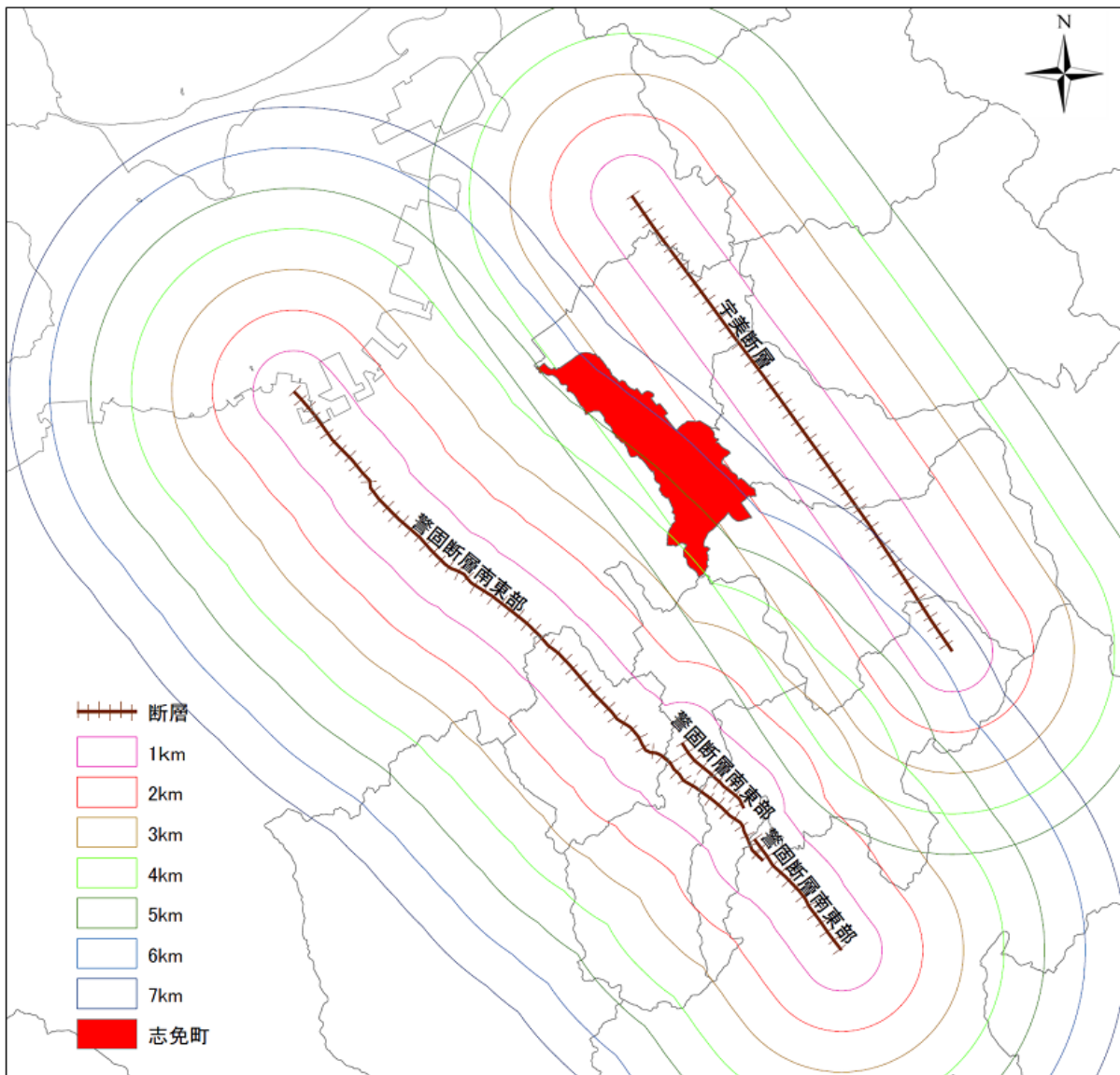


図 5 志免町と「警固断層南東部」「宇美断層」の位置関係

(5) 志免町の標高と地盤の特徴

震源からの距離に着目した場合、標高が高いほど震源からの距離は遠くなり、標高が高い方が揺れにくいといえます。志免町内の標高は、30m以下の低地が約 80%を占めており、標高 100m以上の高台は南部にわずかに 10%程度しか分布していません。

地盤の特徴として、志免町の南西側は、標高 40m以上の比較的硬く揺れにくい「丘陵地」が形成されていますが、中心部は宇美川に沿う形で、南東~北西方向に比較的軟らかく揺れ

やすい「後背湿地」「扇状地」等の表層地盤が広範囲に形成されています。これは志免町が全体的に揺れやすいことを示しており、その中でも宇美川を境に比較的揺れやすい地域と、揺れにくい地域とに分割されていることがわかります。

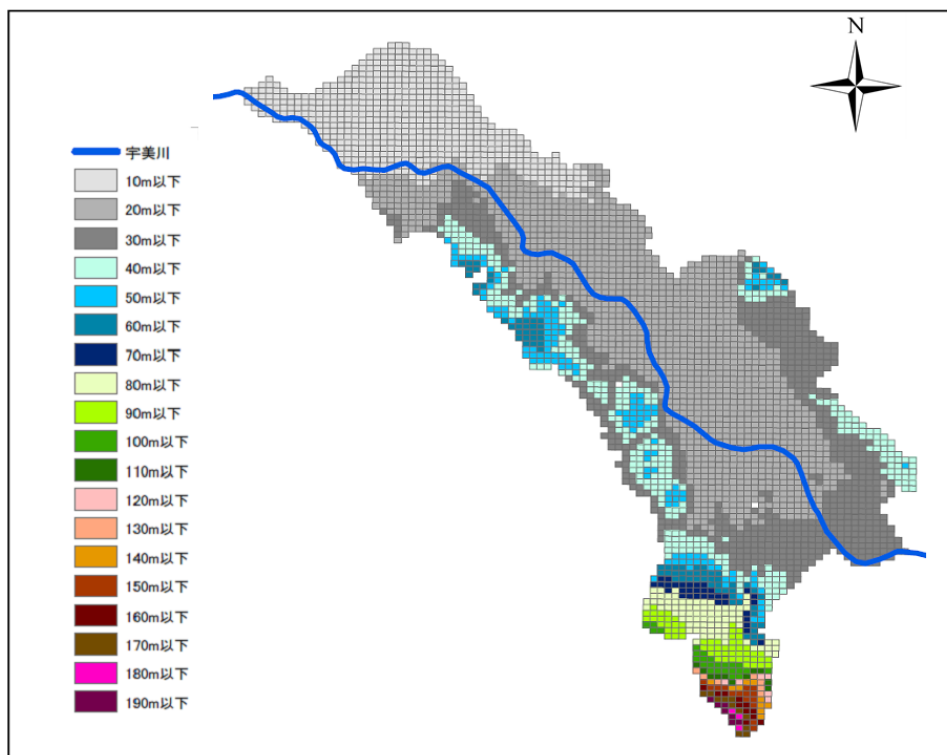


図6 標高図

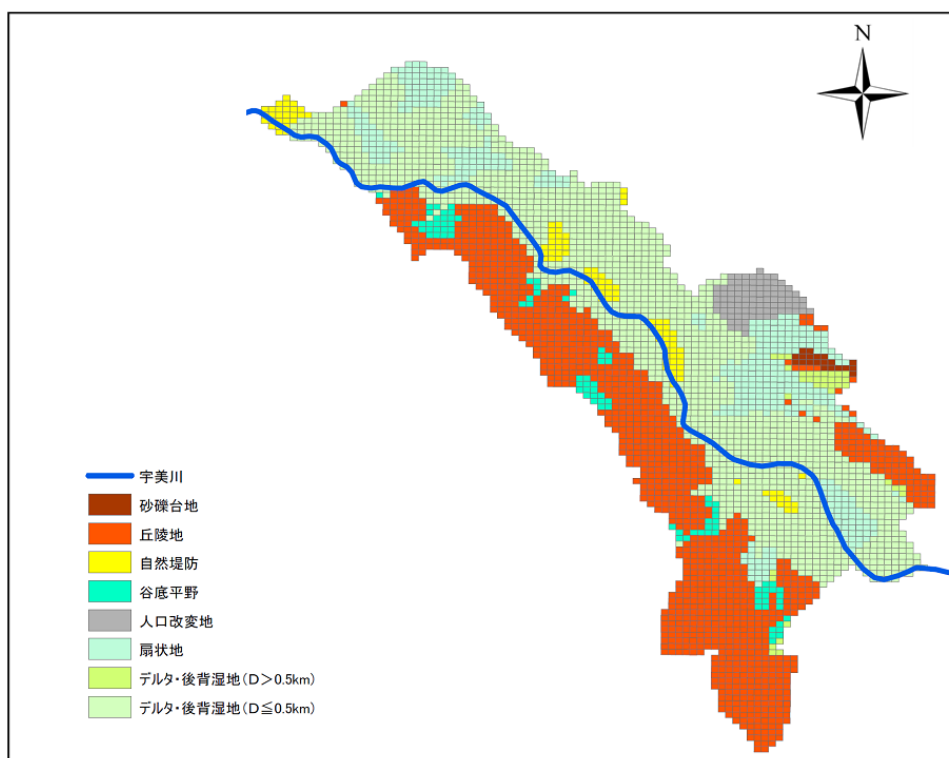


図7 表層地盤図



(6) 志免町における被害の想定

① 志免町における想定地震

福岡県地域防災計画で想定されている地震のうち、志免町に大きな影響を及ぼすと考えられる地震は、警固断層、宇美断層、又は、基盤一定で発生する地震です。

- ◆ 警固断層南東部（中央下部）M7.2  
（福岡県の中核である福岡市等に影響を及ぼすケース）
- ◆ 宇美断層（中央下部）M6.9
- ◆ 基盤一定 M6.9（活断層の存在が確認されていない地域）

出典：「志免町地域防災計画（令和4年3月）志免町」

② 志免町における想定震度

志免町における警固断層南東部地震（中央下部）M7.2における想定される地震は震度6弱～震度6強と想定されます。

宇美断層 M6.9 における想定される震度は同じく震度6弱～震度6強が想定されます。

基盤一定は、震度6弱、M6.9、深さ10kmと設定します。

表4 志免町における想定震度

想定地震	規模	最弱震度	最強震度	液状化予測	被害想定有無
警固断層南東部（中央下部）	M7.2	6弱	6強	一部に極めて高い分布	有
宇美断層（中央下部）	M6.9	6弱	6強	一部に極めて高い分布	無
基盤一定	M6.9		6弱	一部に極めて高い分布	有

出典：「志免町地域防災計画（令和4年3月）志免町」

③志免町における人的・施設等被害

志免町における地震被害想定は各項目別に次の被害が想定されます。

表 5 志免町における人的・施設等被害

被害想定項目		警固断層 南東部地震 M7.2	基盤地震動一定
1	死者数	19	3
2	負傷者数	244	60
3	要救出現場(箇所)数	25	2
4	要救出者数	50	6
5	要後方医療搬出者数	24	6
6	避難者数	187	18
7	斜面崩壊危険度(A)箇所数	7	1
8	斜面崩壊被災建物棟数	15	3
9	建物全壊棟数	63	6
	うち木造全壊棟数	23	0
	うち非木造大破棟数	40	6
10	建物半壊棟数	167	26
	うち木造全壊棟数	60	3
	うち非木造大破棟数	107	23
11	地震火災全出火棟数	1	0
12	地震火災消失棟数	0	0
13	上水道管被害箇所数	114	38
14	下水道管被害箇所数	12	1
15	都市ガス管被害箇所数	0	0
16	電柱被害本数	2	0
17	電話柱被害本数	2	0
18	生活支障世帯		
	居住制約	17,659	7,141
	食料・飲料水	17,659	5,074
	電気	2,650	0
	情報通信回線 (NTT)	139	0
19	エレベーター閉じ込め者数	226	96

出典：「志免町地域防災計画（令和4年3月）志免町」

#### ④志免町内の震度分布と建築物倒壊率

志免町において警固断層及び宇美断層を震源とした地震が発生した場合の揺れやすさは、図 8、図 9 (P16) のとおりです。いずれも志免町内の震度は震度 6 弱～震度 6 強を示しています。

また、それぞれの地震に対する建築物倒壊率分布図を、図 10、図 11 (P17) に示します。揺れが各地で発生した場合、建築物が木造か非木造か、また古いか新しいかの違いにより倒壊する数が違ってきます。地区別に建築物の構造と建築年度別の割合を算出し、その位置での震度と掛け合わせて倒壊率分布図を作成しています。

これは、揺れが大きい地域でも、新しく耐震性のある建築物が分散している地域では建築物の倒壊する割合が低く、揺れが小さい地域でも、古く耐震性の無い建築物が密集している地域では、建築物の倒壊する割合が高くなることを示しています。

注：マグニチュードが地震そのものの規模を表すのに対し「震度」はある場所での地震による揺れの大きさを表します。同じ地震でも異なった場所では揺れが違うことがあります。気象庁は揺れの大きさを程度に応じ震度 0～7 の 8 段階に分け、うち震度 5 と 6 を「弱」と「強」の 2 段階に区分しています。(表 6) その上で、建築物の構造と耐震性の有無による状態を公表しています。(表 7・表 8)

注：本計画で作成した震度分布図は、「揺れやすさマップ作成技術資料(総務省)」に基づき、「震度 6 強」をさらに 5 段階に色分けしています。これにより震度分布図上の「震度 6」は、「震度 6 弱」を含め全部で 6 段階の色分けとなっています。

注：「建築物倒壊率」は地域の全建築物のうち、半壊または全壊する可能性のある建築物の割合を示します。

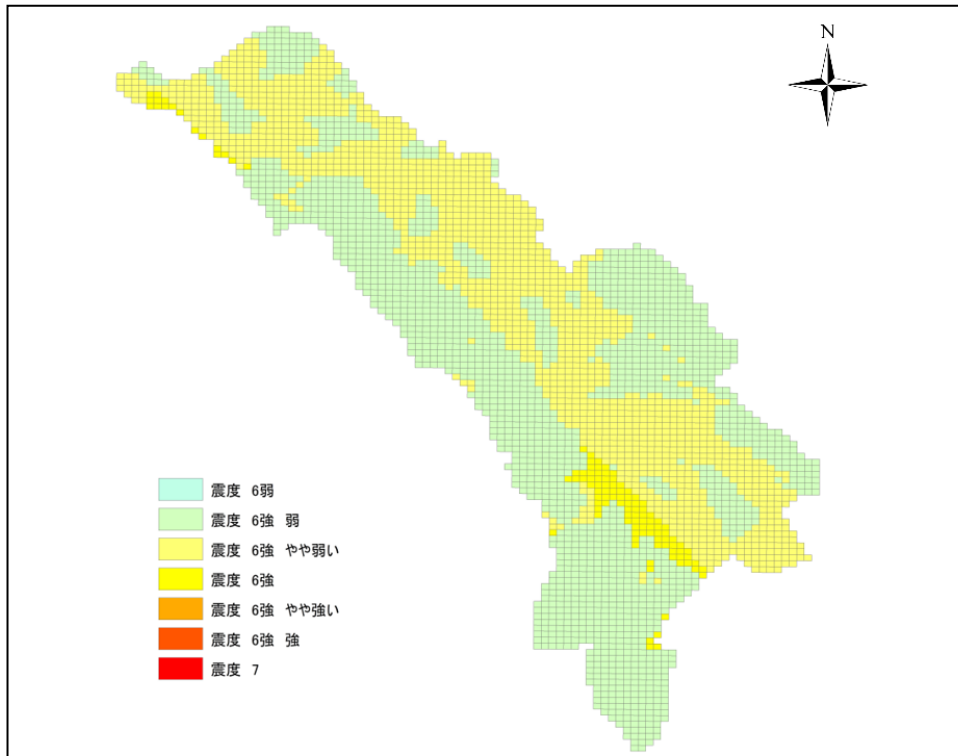


図 8 警固断層南東部を震源とした地震による震度分布図

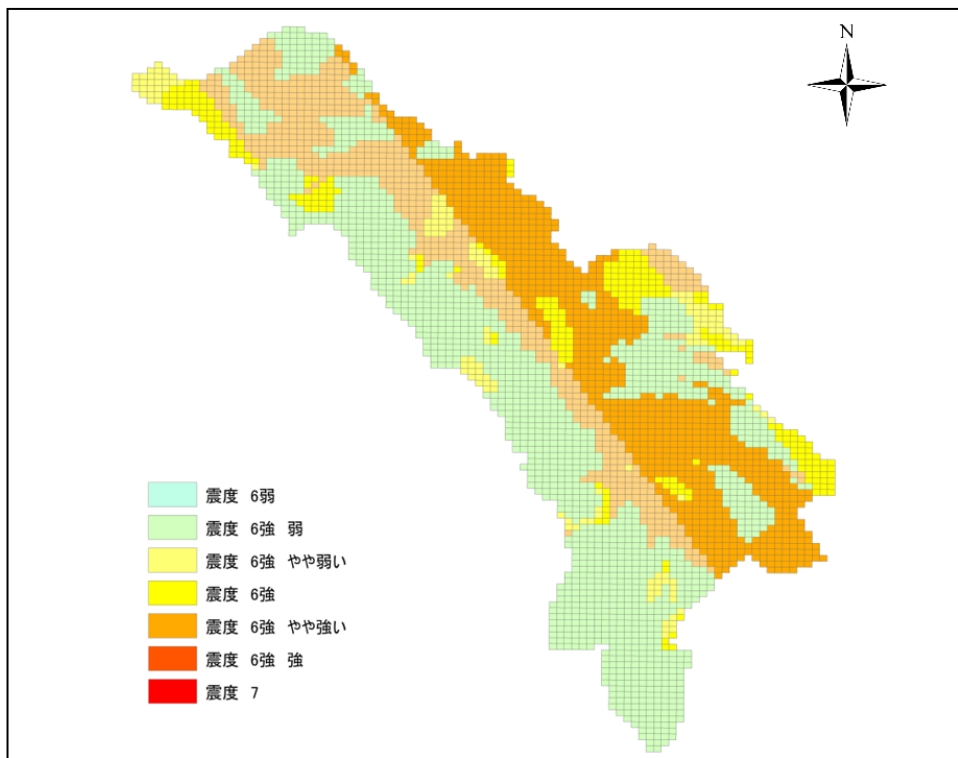


図 9 宇美断層を震源とした地震による震度分布図

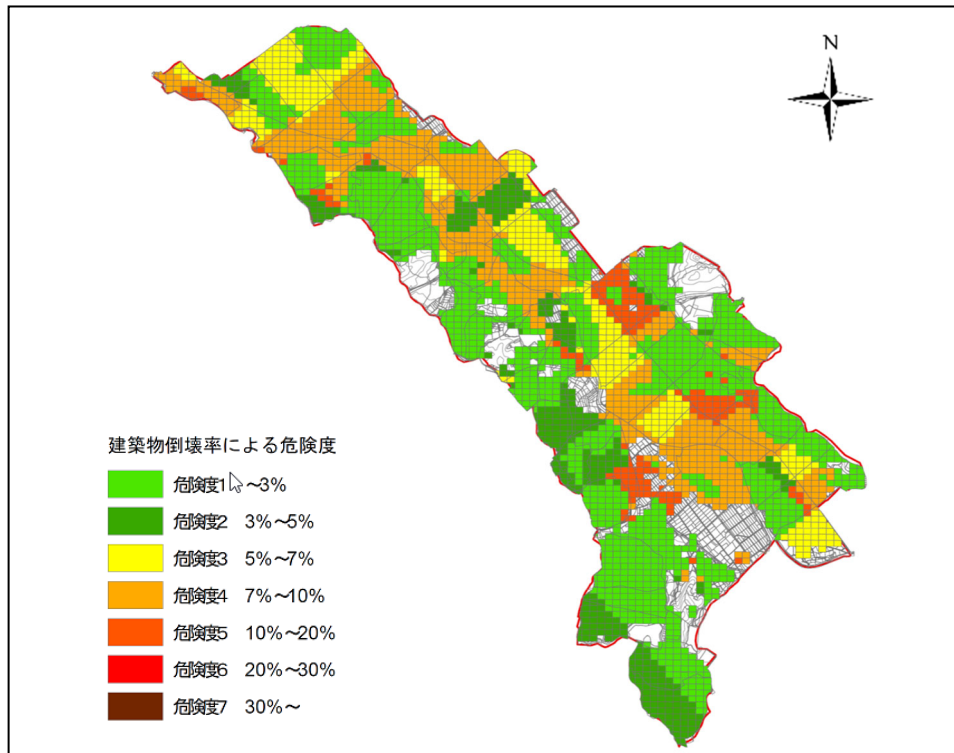


図 10 警固断層南東部を震源とした地震による建築物倒壊率分布図

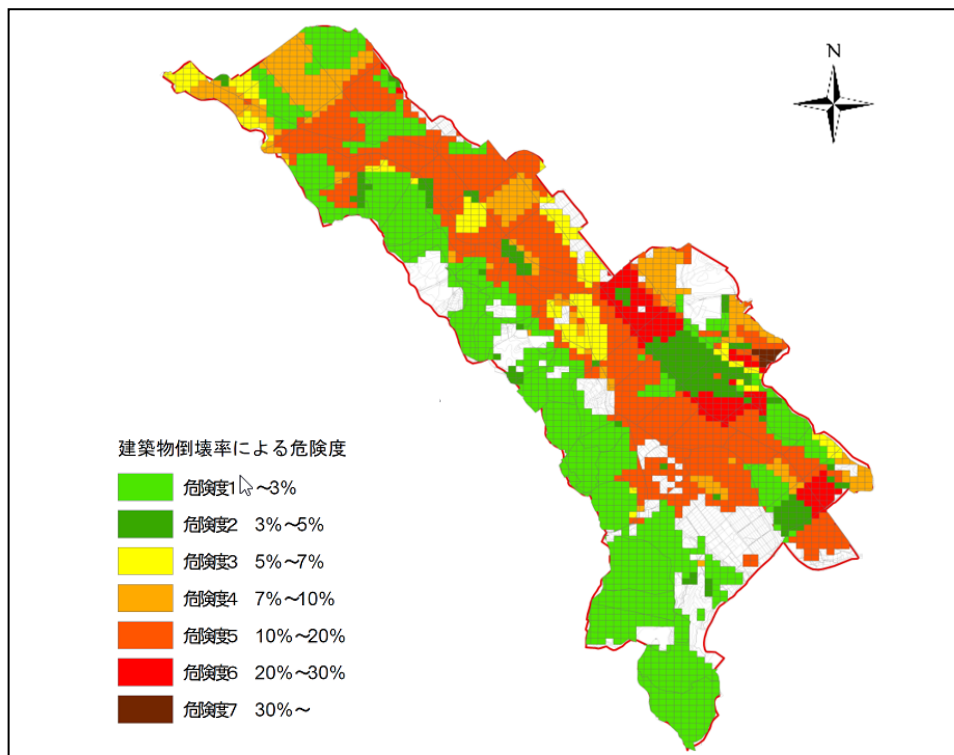


図 11 宇美断層を震源とした地震による建築物倒壊率分布図

表6 震度階級別の人の体感・行動、屋内・屋外の状況

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0 (無感)	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1 (微震)	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2 (軽震)	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3 (弱震)	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4 (中震)	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱 (強震)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがある。	稀に窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強 (強震)	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱 (烈震)	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強 (烈震)	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建築物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7 (激震)	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れに翻弄され、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建築物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）気象庁」

表7 震度階級別の木造建築物（住宅）の状況

震度	木造建築物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 (強震)	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強 (強震)	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱 (烈震)	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建築物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強 (烈震)	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7 (激震)	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）気象庁」

表8 震度階級別の鉄筋コンクリート造建築物の状況

震度	鉄筋コンクリート造建築物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強 (強震)	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱 (烈震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強 (烈震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7 (激震)	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

出典：「気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）気象庁」

## 2 耐震化の現状

### (1) 対象建築物

改正耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めています。

本計画において、対象建築物は、「一般住宅」「公共建築物」及び「特定建築物」とし、表9のとおり定義します。対象建築物のうち昭和57年以降に竣工したものは、新耐震基準に適合している耐震性のある建築物として取り扱います。

昭和56年以前竣工の建築物でも、耐震診断で「耐震性がある」と判断された場合は、耐震性のある建築物として取り扱います。

表9 対象建築物の定義

分 類		対象建築物
一般住宅		住宅及び共同住宅
公共建築物	防災拠点建築物	庁舎・避難所
	災害弱者の安全確保に必要な建築物	社会福祉施設・幼稚園・保育園等
	不特定かつ多数が利用する建築物	文化施設・社会教育施設等
	その他の建築物	上記以外の建築物
特定建築物	1号特定建築物	不特定多数の者が利用する一定の用途で一定の規模以上の建築物
	2号特定建築物	政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 ※志免町に対象建築物はありません
	3号特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物

注：「特定建築物」とは改正耐震改修促進法第6条に基づく建築物であり、新耐震基準に適合しない建築物を指します。本計画では、耐震性の有無に関わらず改正耐震改修促進法第6条に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。



表 10 1号特定建築物となる規模要件

用途	1号特定建築物の規模要件 (階数と延床面積)
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数を問わず1,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場、 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム、 その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、 その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、 その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、 その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する 建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
自動車車庫、その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署、 その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上

表 11 2号特定建築物となる危険物の貯蔵場または処理場の用途及び数量

危険物の種類		数 量	
第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
		爆薬	5 トン
		工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包若しくは空包、信管 若しくは火管又は電気導火線	5 万個
		導爆線又は導火線	500 キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 (石油類を除く)		
第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 トン	
第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
第 5 号	マッチ	300 マッチトン	
第 6 号	可燃性のガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものは除く)	2 万立方メートル	
第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル	
第 8 号	液化ガス	2,000 トン	
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 トン	
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 トン	

注：マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200 個、約 120kg

### 【3号特定建築物（通行障害建築物）となる要件】

#### ◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
  - イ 12メートル以下の場合 6メートル
  - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。

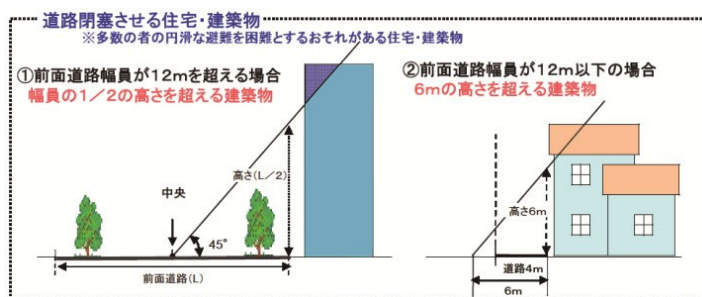


図12 3号特定建築物となる建築物の高さ要件イメージ

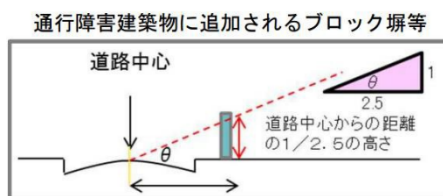


図13 3号特定建築物となる組積造の塀の高さ要件イメージ

出典：「国土交通省資料」

#### ◇道路の指定の考え方

「福岡県建築物耐震改修促進計画」の改定（平成28年4月）により、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成26年11月見直し）」に定められた第1次または第2次緊急輸送道路ネットワークが、法第5条第3項第3号に規定する沿道の通行障害建築物の耐震化を図る道路として指定されています。

今後、緊急輸送道路の見直し等、福岡県や近隣市町村の動向を踏まえ、必要に応じて指定の見直し等の検討を行います。

◇3号特定建築物の状況について

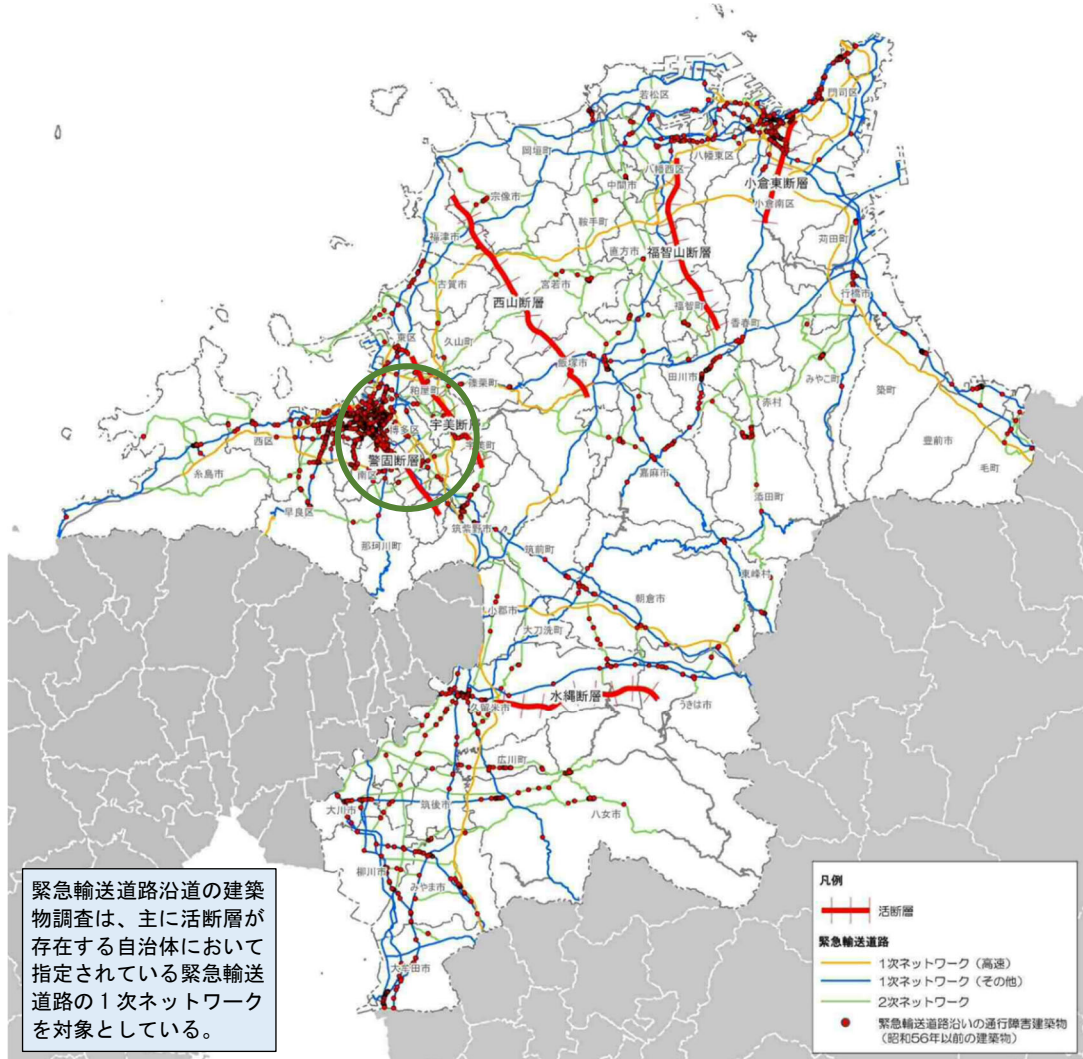


図 14 福岡県緊急輸送道路ネットワークの状況

出典：「福岡県建築物耐震改修促進計画（平成 28 年 4 月）福岡県」

【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

◇平成 25 年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われています。このネットワークは1次、或いは2次に区分されそれぞれ以下の特徴をもちています。

- 第1次緊急輸送道路ネットワーク  
県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港、災害医療拠点等を連絡する根幹的な道路
- 第2次緊急輸送道路ネットワーク  
第1次緊急輸送道路ネットワークと、市町村役場、消防、警察、学校、体育館等を連絡する副次的な道路

表 12 志免町域に位置する緊急輸送道路

志免町域の路線		
緊急輸送道路	第1次ネットワーク	福岡・太宰府線、別府比恵線
	第2次ネットワーク	福岡・太宰府線、福岡東環状線、志免須恵線

(2) 特定建築物の耐震化の状況

志免町内の特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりです。

① 不特定多数の者が利用する特定建築物（1号特定建築物）

志免町内の1号特定建築物の耐震化の状況は、以下に示すように公共特定建築物の耐震化率が98.6%で、民間特定建築物は96.4%です。

表 13 1号特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

区分	昭和 57 年 以降の建築物 〔A〕	昭和 56 年以前の 建築物〔B〕	建築物数 〔D=A+B〕	耐震性あり 建築物数 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D*100〕
		うち耐震性あり 〔C〕			
公共特定建築物	48(41)	21	69(41)	68(41)	98.6%
		20			
民間特定建築物	179	15	194	187	96.4%
		8			
特定建築物 計	227	36	263	255	97.0%
		28			

固定資産税課税台帳及び庁内資料より集計（令和4年8月現在）

注：「公共」のうち（ ）内は県営住宅数です。

注：「うち耐震性あり〔C〕」は、国土交通省都道府県アンケート調査結果（平成16年3月末）耐震性能適合率により算出した推計値と、既に改修が実施されている建築物を加算したものです。

表 14 【国土交通省作成 耐震性能適合率】

建物用途	耐震性能適合率
学校	29.80%
病院・診療所	42.10%
社会福祉施設	44.60%
ホテル・旅館等	35.80%
店舗・百貨店	47.80%
賃貸共同住宅	76.00%
その他	49.60%

耐震性能適合率は、昭和56年以前に建築された建築物でも耐震性能があると判断できる推定割合です。昭和56年以前に建築された建築物数に耐震性能適合率を掛けて算出した建築物数と、昭和57年以降に建築された建築物数を加えたものを耐震性能がある建築物とします。これより、耐震化率は下記の計算式により推計することができます。

■ 耐震化率推計算式 =  $(A + B \times C) / (A + B)$

A：耐震性能がある建築物（昭和57年以降に建築された建築物・改修済みの建築物）

B：耐震性能が不明な建築物（昭和56年以前に建築された建築物）

C：耐震性能適合率

1号特定建築物の用途分類、公共・民間区分による耐震化率は以下に示すとおりです。

表 15 用途分類別 1号特定建築物の耐震化率

用途分類	区分	昭和57年 以降の建築物 [A]	昭和56年 以前の建築物 [B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
			うち耐震性あり [C]			
庁舎	公共	0	1	1	1	100.0%
	民間	0	0	0	0	-
	小計	0	1	1	1	100.0%
小中学校・幼稚園等	公共	3	18	21	21	100.0%
	民間	8	0	8	8	100.0%
	小計	11	18	29	29	100.0%
体育館・公民館等	公共	1	2	3	2	66.7%
	民間	0	0	0	0	-
	小計	1	2	3	2	66.7%
病院・診療施設等	公共	0	0	0	0	-
	民間	7	1	8	7	87.5%
	小計	7	1	8	7	87.5%
老人ホーム・福祉施設等	公共	3	0	3	3	100.0%
	民間	4	0	4	4	100.0%
	小計	7	0	7	7	100.0%
物販・飲食店・遊技場等	公共	0	0	0	0	-
	民間	7	0	7	7	100.0%
	小計	7	0	7	7	100.0%
賃貸共同住宅等	公共	41	0	41	41	100.0%
	民間	139	11	150	147	98.0%
	小計	180	11	191	188	98.4%
事務所等	公共	0	0	0	0	-
	民間	9	1	10	9	90.0%
	小計	9	1	10	9	90.0%
宿泊施設	公共	0	0	0	0	-
	民間	1	1	2	1	50.0%
	小計	1	1	2	1	50.0%
工場・倉庫等	公共	0	0	0	0	-
	民間	4	1	5	4	80.0%
	小計	4	1	5	4	80.0%
1号特定建築物合計	公共	48	21	69	68	98.6%
	民間	179	15	194	187	96.4%
	小計	227	36	263	255	97.0%

固定資産税課税台帳及び庁内資料より集計（令和4年8月現在）

注：「賃貸共同住宅等」の「公共」はすべて県営住宅数です。

注：「うち耐震性あり [C]」は、国土交通省都道府県アンケート調査（平成16年3月末）耐震性能適合率により算出した推計値と、既に改修が実施されている建築物を加算したものです。

②危険物の貯蔵等の用途に供する特定建築物（2号特定建築物）

志免町内に2号特定建築物はありません。

③多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物（3号特定建築物）

緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおりです。

表 16 3号特定建築物の耐震化率

区分	昭和57年以降の建築物 〔A〕	昭和56年以前の建築物〔B〕		建築物数 〔D=A+B〕	耐震性あり建築物数 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D*100〕
		うち耐震性あり〔C〕				
3号特定建築物	26	11		37	30	81.1%
		4				

固定資産税課税台帳及び庁内資料より集計（令和4年8月現在）

注：「うち耐震性あり〔C〕」は、福岡県が推算した耐震性能適合率40.3%により算出した推計値です。

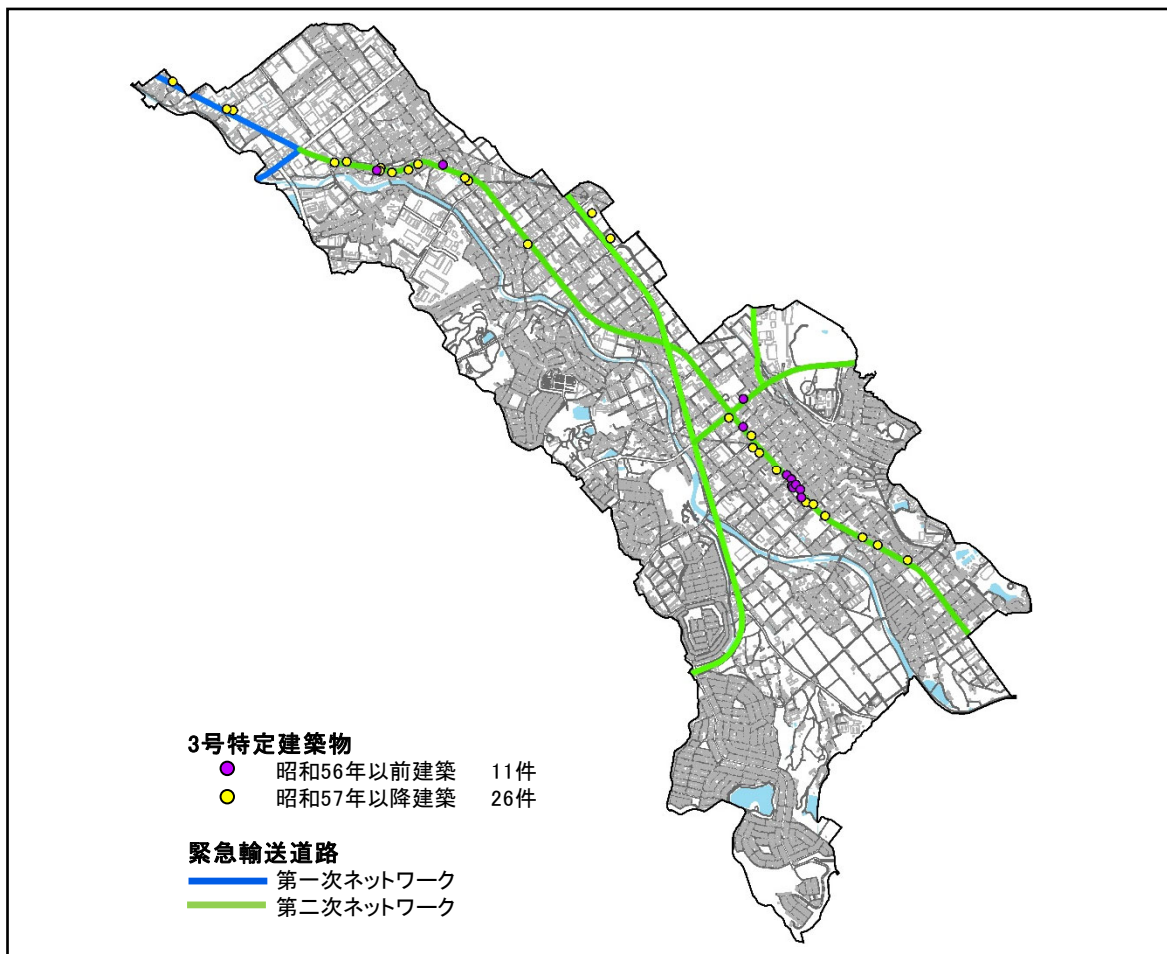


図 15 3号特定建築物分布図

注：第1次ネットワーク・・・福岡・太宰府線、別府比恵線(再掲)  
 第2次ネットワーク・・・福岡・太宰府線、福岡東環状線、志免須恵線(再掲)

④対象となる全ての公共建築物

志免町内の公共建築物のうち耐震化の対象となるのは130棟です。このうち昭和57年以降に建築された建築物は94棟です。

庁舎と避難所施設45棟を含む防災拠点建築物の耐震化率は95.6%です。災害弱者の安全確保に必要な建築物25棟、不特定かつ多数が利用する建築物6棟は全て耐震性能を有しています。

志免町内の公共建築物の耐震化率は96.2%です。福岡県全体の耐震化率と比べて、比較的高い耐震化率となっています。

表 17 区分別公共建築物の耐震化率

区分	昭和57年以降の建築物 〔A〕	昭和56年以前の建築物〔B〕		建築物数 〔D=A+B〕	耐震性あり 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D*100〕
		うち耐震性あり 〔C〕				
防災拠点建築物	25	20	18	45	43	95.6%
災害弱者の安全確保に必要な建築物	12	13	13	25	25	100.0%
不特定かつ多数が利用する建築物	6	0	0	6	6	100.0%
その他	51(41)	3	0	54(41)	51(41)	94.4%
公共建築物合計	94	36	31	130	125	96.2%

固定資産税課税台帳及び庁内資料より集計（令和4年8月現在）

注：「その他」のうち（ ）内は県営住宅数です。

注：「うち耐震性あり〔C〕」は、前出の国土交通省都道府県アンケート調査（平成16年3月末）結果耐震性能適合率により算出した推計値と、既に改修が実施されている建築物を加算したものです。



(3) 住宅の耐震化の状況

志免町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅等）に関する耐震化率は、以下のとおりです。

志免町内において、昭和 56 年以前に建築された「旧耐震基準建築物」となる住宅は、3,716 棟であると推計されます。そのうち、木造戸建て住宅が 2,955 棟で、共同住宅等は 761 棟と推計されます。

また、昭和 57 年以降の「新耐震基準建築物」となる住宅は 6,169 棟あり、そのうち木造戸建て住宅は 4,398 棟で、共同住宅等は 1,771 棟あります。

現状は、木造戸建て住宅の耐震化率が 64.2%、共同住宅等の耐震化率が 92.8%、全住宅における耐震化率は 71.5%となっています。

表 18 一般住宅の耐震化率

(単位：戸)

区分	昭和 57 年以降の住宅 [A]	昭和 56 年以前の住宅 [B]	住宅数 [D=A+B]	耐震性あり住宅数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	4,398	2,955	7,353	4,720	64.2%
		322			
共同住宅等	1,771	761	2,532	2,349	92.8%
		578			
住宅合計	6,169	3,716	9,885	7,069	71.5%
		900			

固定資産税課税台帳及び庁内資料より集計（令和 4 年 8 月現在）

注：「うち耐震性あり [C]」について、木造戸建て住宅は、福岡県が推算した耐震性能適合率 10.9%により算出した推計値です。同じく共同住宅等は、国土交通省都道府県アンケート調査（平成 16 年 3 月末）耐震性能適合率 76.0%により算出した推計値です。

### 3 耐震改修促進に向けた課題

#### (1) 志免町の耐震化の課題

耐震改修促進法の改正の趣旨や住宅・建築物の耐震化の状況、耐震化に対する取り組み状況等を踏まえ、志免町における耐震化の課題を以下のとおり設定します。

##### ①防災上重要な建築物の耐震化

- 公共建築物は災害時の防災拠点としての機能が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要があります。
- 不特定多数の者が利用する建築物や、避難に通常より多くの時間を要する要援護者が利用する建築物等については、利用実態を考慮し優先的に耐震化を進めることが必要となります。
- 特定建築物や地震時の建築物倒壊等により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物についても、耐震化を進めることが必要となります。
- 日常の生活の場である住宅（共同住宅含む）については、地震時の建築物倒壊等により深刻な被害が発生することが予想されるため、耐震化を着実に進めることが必要となります。
- 住宅・建築物の耐震化は、住民の生命・財産を保護することを目的とすることから、災害対策基本法に基づく志免町地域防災計画等との十分な連携・調整を図ることが必要となります。

##### ②意識啓発・知識の普及と自主防災組織の確立

- 地震がいつ・どこで発生してもおかしくないという状況や、地震発生によるリスクを認識し、防災意識を保持するために取り組むことが必要となります。
- 耐震化により地震発生リスクを回避することが、建築物所有者自らの課題であるという意識の啓発を図ることが必要となります。
- 意識啓発にあたっては、警固断層帯や宇美断層帯の地震被害想定結果を基に、防災意識の高揚に向けた適切な情報提供することが必要となります。
- 建築物所有者自らが耐震化に向けた行動を起こす第一歩として、気軽に相談でき、正しい情報を得ることが重要であることから、相談体制の充実を図り、正しく有益な情報が提供できる仕組みを構築することが必要となります。

##### ③耐震化に向けた環境整備

- 住民の生命・財産を保護するため、改正耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、住民への指導等に協力をしていくことが必要となります。
- 建築物所有者の負担軽減のため、各種制度等の情報提供を行っていくことが必要となります。

#### ④建築物全般の安全対策

- 福岡県西方沖地震においては、ブロック塀倒壊やエレベーター閉じ込め、窓ガラスの破損・落下による被害が発生しているため、構造体の耐震化と併せ、天井落下対策等非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要となります。
- 家具等の転倒防止や天井材の落下防止等、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要となります。
- 土砂崩れや建築物の敷地の崩壊、液状化等の地盤の安全性確保に対する総合的な防災対策が必要となります。

#### (2) 志免町の耐震化のこれまでの取り組み

##### ※志免町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

「志免町耐震改修促進計画」に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担と軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、一般住民への周知・普及、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上等の充実を図るため、志免町では2021年より「志免町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。

#### アクションプログラム 2022 取組内容

##### 【財政的支援】

- 木造住宅の耐震診断費に対する補助を実施（福岡県）
- 木造住宅の耐震改修費に対する補助を実施（福岡県）

##### 【普及啓発等】

- ①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進  
固定資産税納税通知書に住宅の耐震化に関するチラシを同封
- ②一般住民への周知・普及  
町の広報誌に改修補助制度の内容を掲載  
町内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上開催（福岡県）  
福岡県のパンフレット（はじめましょう 住まいの耐震化）を窓口で配布  
町の改修補助制度や税の特例措置等が記載されたチラシを作成し、窓口で配布
- ③耐震診断実施者に対する耐震化促進  
耐震診断結果報告時、リーフレットの配布等により、耐震改修を促進（福岡県）  
耐震診断後、一定期間を経過しても耐震改修を行ってない者に対して電話等により、耐震改修促進を実施
- ④改修事業者の技術力向上等  
改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年一回以上開催（福岡県）  
改修補助制度を活用した耐震改修事業者のリストを作成・公表（福岡県）

##### ●2022 年度目標

木造戸建て住宅の耐震改修費補助件数：2 件

##### ●前年度までの実績

耐震改修費に対する補助

2021 年度 1 件、2020 年度 1 件、2019 年度 2 件  
2018 年度 0 件、2017 年度 2 件

##### ●今後の改善策

引き続き、本アクションプログラムに基づき、耐震化の重要性や補助制度を積極的に PR していきます。

## 第3章 耐震改修促進計画

### 1 耐震化の目標

#### (1) 目標設定の考え方

国は、国土強靱化年次計画 2022（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）で耐震化率の目標を、特定建築物は令和7年までに、住宅については令和12年までに「おおむね解消すること」と示しています。また、福岡県では、福岡県耐震改修促進計画において、令和7年度末までに耐震性が不十分な特定建築物及び住宅をおおむね解消することを目指すこととしています。

志免町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、志免町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとします。

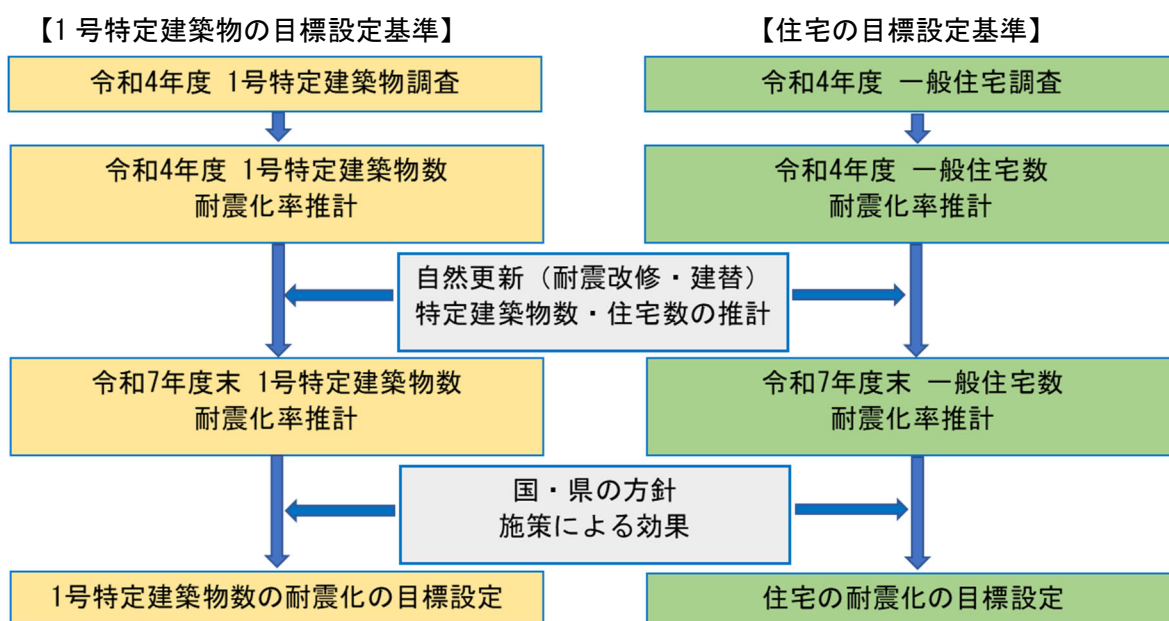
#### ① 目標設定の基本的な考え方

- 全国の目標が改正耐震改修促進法に基づく国の基本方針で示されており、志免町は福岡県と同様に、耐震化の現状や自然更新のペースや施策効果を勘案して、全国の水準まで引き上げることを前提として目標を設定します。
- 目標は住宅と1号特定建築物に区分して設定します。

#### ② 目標設定の手順

目標設定は、1号特定建築物と住宅ごとの自然更新によって到達する耐震化率の推計値に、施策による効果を上積みして耐震化の目標を設定します。

注：1号特定建築物とは不特定多数の者が利用する一定の用途で、一定の規模以上の建築物のことをいいます。



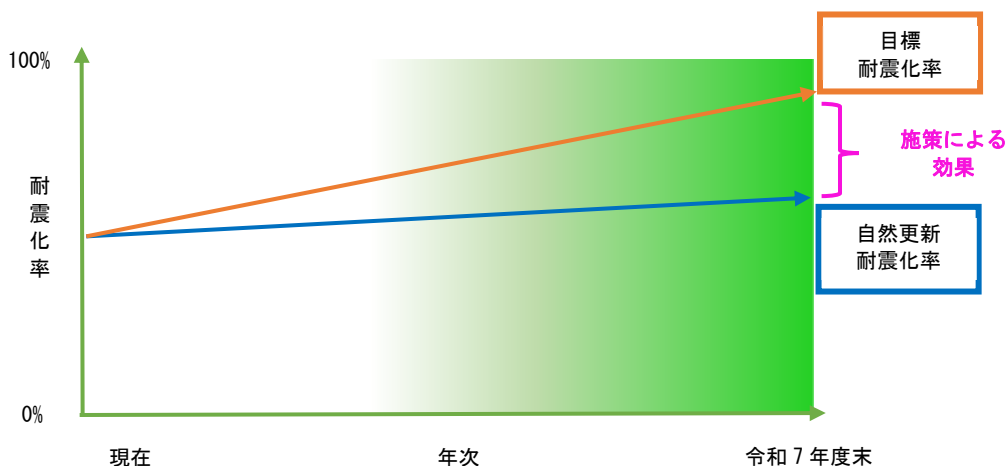


図 16 【目標設定のイメージ】

(2) 耐震化目標の設定

1号特定建築物の耐震化率 97.0%と住宅の耐震化率 71.5%及び福岡県の目標を考慮し、令和7年度末までに達成すべき耐震化率を以下のとおり設定します。

1号特定建築物の7棟と住宅の2,694戸を、耐震改修または建替により耐震化を行う必要があります。

表 19 特定建築物・住宅（共通） 令和7年度末迄の耐震化率の目標

	全戸数 (戸数)	S57以降 建築棟数 (戸数)	S56以前建築		現状の耐震化率 (%)	自然更新 耐震化率 (%)	耐震化率の目標 (令和7年度末)	
			棟数 (戸数)	耐震性有 棟数 (戸数)				耐震性無 棟数 (戸数)
特定建築物	278	243	35	28	7	97.0%	97.5%	おおむね解消
住宅	10,220	6,626	3,594	900	2,694	71.5%	73.6%	おおむね解消

固定資産税課税台帳及び庁内資料より算出（令和4年8月現在）

注：志免町における過去10年間の特定建築物と住宅の増減数から年間の平均増減数を計算し、令和7年度の自然更新（耐震改修・建替）による特定建築物と住宅の建築物の総数を推計しています。

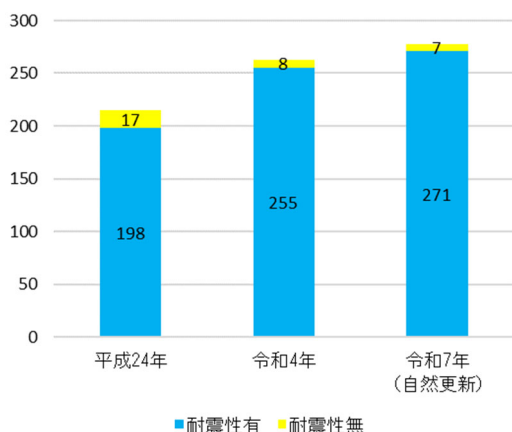


図 17 【特定建築物の耐震化の推計】

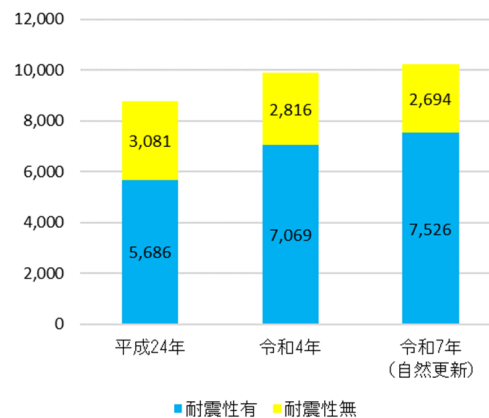


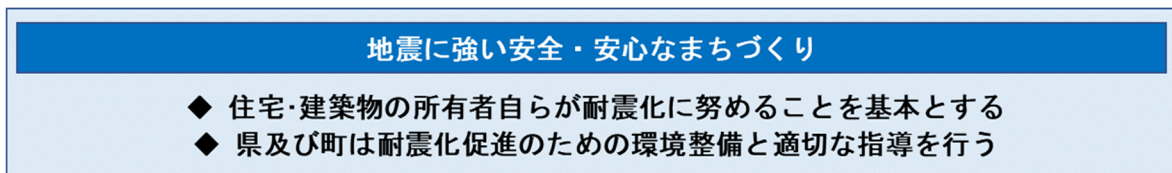
図 18 【住宅の耐震化の推計】

固定資産税課税台帳及び庁内資料より算出（令和4年8月現在）

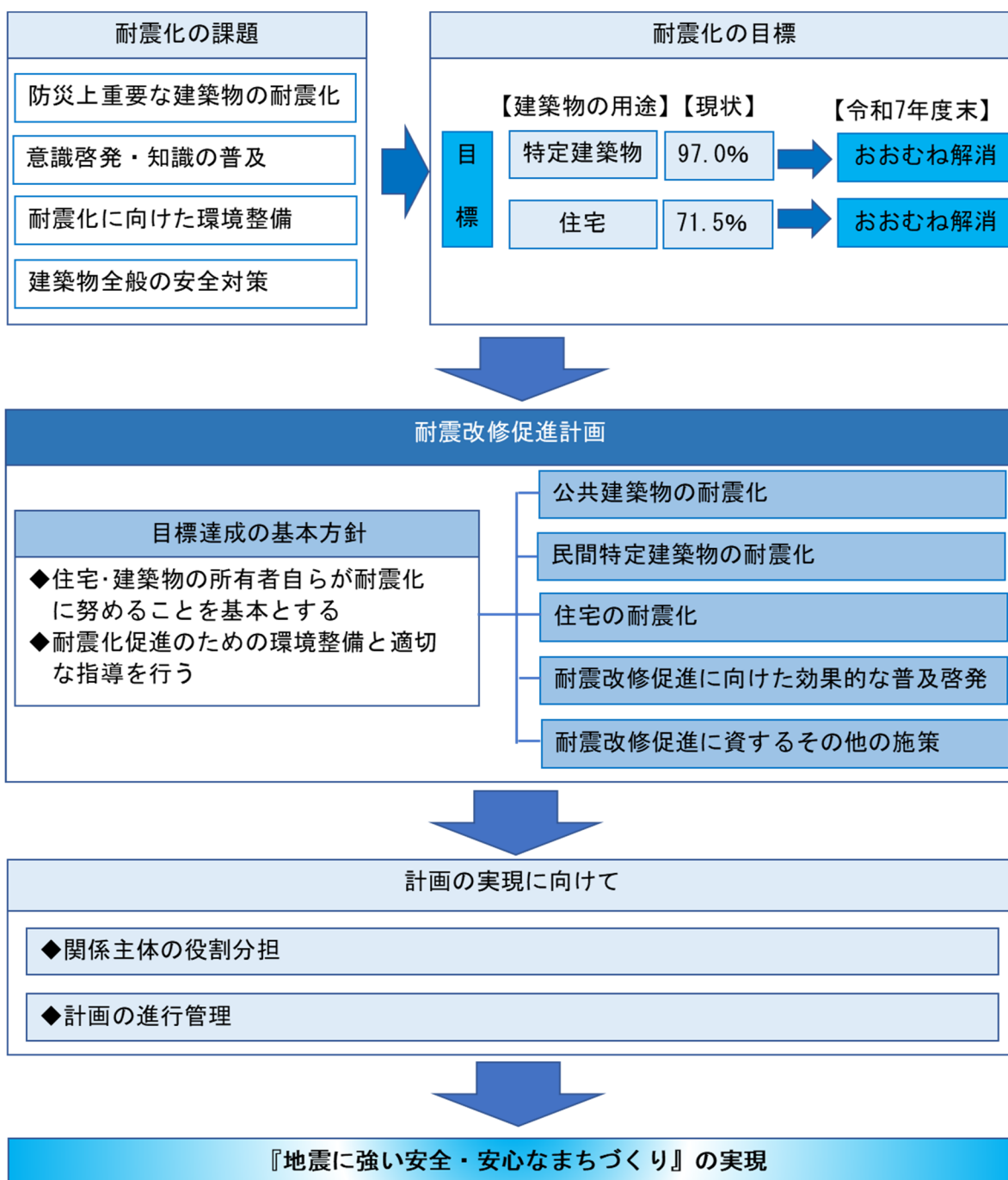
## 2 計画の骨子

### (1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要があります。そのため、志免町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとします。



### (2) 施策の体系



### 3 施策の概要

#### (1) 公共建築物の耐震化

##### ① 公共建築物耐震化の取り組み方針

志免町の町有建築物は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要です。庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われ、学校は避難場所として活用される等、多くの志免町の町有建築物が災害時には応急活動の拠点として活用されます。このため平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも志免町の町有建築物等の耐震性確保が求められます。

この認識のもと、志免町の町有建築物の耐震化促進には積極的に取り組む必要があります。

##### ② 優先的に取り組む公共建築物

志免町は、庁舎を初めとする公民館等の災害時拠点施設となる建築物に対し、優先的に耐震診断、耐震改修または建替等を行います。

##### ③ 庁内の横断的な取り組み

本計画に基づいて、計画策定管理課、志免町の町有建築物の所管課及び財政所管課が横断的な取り組みにより計画的に耐震化を促進します。

これにより計画目標年次である令和7年度までに、耐震化率100%となるよう耐震化を促進していきます。建築物の老朽度または費用対効果が得られない等の理由で、耐震改修を行うことが適当でない場合は、建替、解体等の検討を行うものとします。

推進にあたっては、「社会資本整備総合交付金」等の補助制度を活用していきます。

#### (2) 民間特定建築物の耐震化

##### ① 民間特定建築物耐震化の取り組み方針

改正耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課しています。志免町では福岡県が行う取り組みに対し、側面的に連携を図りながら民間特定建築物の耐震化を促進します。

##### ② 指導及び助言に対する福岡県との連携

所管行政庁である福岡県は、改正耐震改修促進法に基づき民間特定建築物を「指導及び助言並びに指示」の対象としています。志免町は、福岡県が改正耐震改修促進法に基づき適正な指導及び助言が実施できるように連携を図ります。

### (3) 住宅の耐震化

#### ①住宅耐震化の取り組み方針

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、福岡県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していきます。

#### ②耐震診断への支援

耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求めます。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進します。



図19 福岡県耐震診断アドバイザー制度概要

#### ③耐震改修への支援

木造戸建て住宅の耐震化推進にあたっては、住民に対し実施した「戸建て住宅の耐震化に関する意識調査」(資料編調査結果参照)においても、公的支援として耐震改修工事における助成が最も求められており、積極的にこれを推進します。

志免町は国の補助事業(社会資本整備総合交付金)を活用し、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成する事業に取り組んでいます。

また、今後も国や福岡県の動向に応じ、耐震改修工事等にかかる費用の一部を助成する事業を検討していきます。



### 木造戸建て住宅の耐震改修工事補助金事業

耐震性を有さない木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助

#### ●補助対象者

以下のすべての要件を満たす、耐震改修工事を行う木造戸建て住宅の所有者

- ① 同じ敷地において、この補助金の交付を受けたことがない
- ② 志免町の町税を滞納していない
- ③ 暴力団関係者でない

#### ●補助対象工事

以下のすべての要件を満たす、木造戸建て住宅の耐震改修工事

- ① 志免町内に存在するもの
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手したもの
- ③ 地階を除く階数が 2 以下のもの
- ④ 建築基準法及び関係法令の規定に違反しないもの
- ⑤ 現に居住者がいるもの又は耐震改修工事後に居住する予定者がいるもの
- ⑥ 木造戸建て住宅で以下の該当するもの
  - ・ 在来軸組構法、伝統的構法及び関係法令で建築されたもの
  - ・ 店舗等の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の床面積の 2 分の 1 未満のもの
- ⑦ 耐震診断の結果、木造戸建て住宅の上部構造評点が 1.0 未満のものを、建物全体を 1.0 以上に又は 1 階部分を 1.0 以上になるよう耐震改修工事を行うもの

#### ●補助対象額

補助率 25% (上限 40 万円)

#### ④リフォームに併せた耐震化の誘導

昭和 40 年代～50 年代前半に建築された住宅においては、家屋の老朽化や家族構成の変化等の理由により、建替をはじめ、増改築のリフォームやバリアフリーリフォームを実施する住宅所有者が増えてくると予測できます。リフォームの実施に併せて耐震改修を行うと、費用面でのメリットもあり適確な耐震改修ができる等、合理的で効果の高い耐震改修工事を行うことができます。これらのメリットを住民に広報することが必要です。

志免町は、福岡県や「一般社団法人 福岡県住宅リフォーム協会」との連携を図り、リフォームと一体となった耐震改修の誘導に向けて、住宅所有者が安心してリフォームが行える環境整備に努めるものとします。

#### ⑤耐震改修促進に関する税制措置の紹介

耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努めます。

表 20 耐震改修促進関連税制

<p>所得税</p>	<p><b>住宅耐震改修に係る所得税の特別控除</b>  旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅を現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準）に適合させる耐震改修工事を含む増改築等工事を行った場合について、以下の控除額（＝（ア）及び（イ）の合計額）が所得税から控除</p> <p>（ア）※<sup>1</sup> 耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額（上限：250 万円まで）  : 10%を控除</p> <p>（イ）※<sup>1</sup> 以下①、②の合計額（（ア）と合計で 1,000 万円まで）</p> <p>① （ア）の工事に係る標準的な工事費用相当額のうち 250 万円を超える額  ② （ア）以外の一定の増改築等※<sup>2</sup>の費用に要した額（（ア）と同額を限度）  : 5%を控除</p> <p>※<sup>1</sup> （ア）、（イ）共に補助金等の交付がある場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額  ※<sup>2</sup> 一定の増改築等：住宅ローン減税（増改築）対象となる工事</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>① その者が主として居住の用に供する家屋であること  ② 家屋が昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること  ③ 改修前の家屋が現行の耐震基準に適合しないものであること</p> <p>〈適用期間〉  令和 4 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日</p>
<p>固定資産税</p>	<p><b>住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置</b>  昭和 57 年 1 月 1 日以前からある住宅で、令和 6 年 3 月 31 日までに一定の耐震改修工事を行った住宅は、申告により翌年度分の固定資産税（家屋）を以下のように減額  改修工事を行った年の翌年度分の固定資産税（家屋）を 2 分の 1 減額（床面積 120 平方メートルを限度）</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>① 昭和 57 年 1 月 1 日以前建築の住宅であること  ② 令和 6 年 3 月 31 日までに耐震改修を行った住宅で、居住部分の割合が 2 分の 1 以上であること  ③ 耐震改修工事に要した費用の合計が 50 万円超であること。  ④ 基準法に基づく現行の耐震基準に適合する改修工事であること。</p>

#### (4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

##### ① 住民への知識の普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して住民への知識の普及と啓発に努めていきます。

地震発生リスクに対する住民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行います。

##### ② 地震防災対策の周知

地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定等、手軽に出来る耐震対策を周知していきます。

##### ③ 情報提供の充実

福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図ります。住民に対する相談窓口の設置、ホームページの活用により以下の情報提供を行います。

■ 福岡県が作成したパンフレットの配布及び広報紙の活用（窓口の活用）

■ 関係機関の情報とのリンク（ホームページの活用）

#### (5) 耐震改修促進に資するその他の施策

##### 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していきます。

##### ● 外壁・窓ガラス・屋外看板・天井材等の落下防止対策とブロック塀の安全対策

近年の地震においては、建築物の外壁・窓ガラス・屋外看板・天井の落下による被害が発生しています。またブロック塀が倒壊すると、通行者に危険がおよび、道路を閉塞した場合は避難や救援活動に支障をきたします。建築物の所有者・管理者に対し、建築物の内部や周辺における安全性を確保するため、定期的な点検や改修工事についての啓発活動を行うことを検討します。

##### ● エレベーターの閉じ込め防止対策

エレベーターには、一定の震度以上で緊急停止する等、各種の安全対策が講じられておりますが、現在、地震発生に伴う利用者の閉じ込め被害が大きな問題となっています。志免町は関係機関と協議の上、必要な対応について所有者・管理者に情報提供を行います。

##### ● 家具転倒防止策の推進

地震による建築物被害の軽減を図るための耐震化の促進はもちろんのこと、建築物に被害がなくても、家具等の転倒や散乱で下敷きとなったり、けがをしまったり、避難が遅れ

たりといった人的被害を未然に防止することが必要です。そのためには、家具や電化製品等の転倒防止対策、それらに付属しているガラスの飛散防止対策、大型家具・電化製品等の配置の工夫（就寝場所や避難経路からはずれた場所への配置換え）等について知識の普及や啓発を行う必要があります。志免町は関係団体によるアドバイス等による普及・啓発を検討します。

#### ●危険ブロック塀等撤去促進事業

福岡県西方沖地震、大阪府北部地震等において、ブロック塀倒壊による死者が発生したことを受け、志免町では危険な既存ブロック塀等の撤去を推進するため、その撤去費用の一部を補助するブロック塀等の安全確保に関する事業を実施しています。

ブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる避難路は公道のほか、一般の通行の用に供されている道路で、住宅や事業所等から避難地等へ至る経路とします。

#### ブロック塀等撤去費補助金事業

通学路等に面し倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の一部を補助  
※令和3年度から令和5年度までの、3か年限定の補助金

##### ●補助対象者

以下のすべての要件を満たす、ブロック塀等の撤去を行う所有者（所有者の承諾があれば管理者も可）

- ① 同じ敷地において、この補助金の交付を受けたことがない
- ② 志免町の町税を滞納していない
- ③ 暴力団関係者でない

##### ●補助対象工事

以下のすべての要件を満たす、ブロック塀等を全部または一部撤去する工事

- ① 町内の通学路や避難路のほか、一般交通の用に供する道路に面している
- ② 高さが1m以上
- ③ 「ブロック塀等の診断カルテ」による評価が40点未満

※一部撤去する工事の場合には、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 撤去後の「ブロック塀等の診断カルテ」の評価が70点以上となる
- ② 撤去後の高さが1.2m以下となる
- ③ 撤去後に残った部分が道路上に存在しない

##### ●補助対象額

補助対象撤去費用の2分の1（上限12万円）

※撤去後にブロック塀等を再築する費用は、補助対象にはなりません。

#### (6) 地域における取り組みの促進

地震防災対策においては、町内会等で組織する自主防災組織の活動が有効だと考えられるため、志免町と自主防災組織とが連携した活動が取れるように体制を整備することが必要です。また、それらの組織を通じて防災活動の推進のための情報提供等を実施していきます。

## 第4章 計画の実現に向けて

### 1 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要があります。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や住民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、住民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備します。

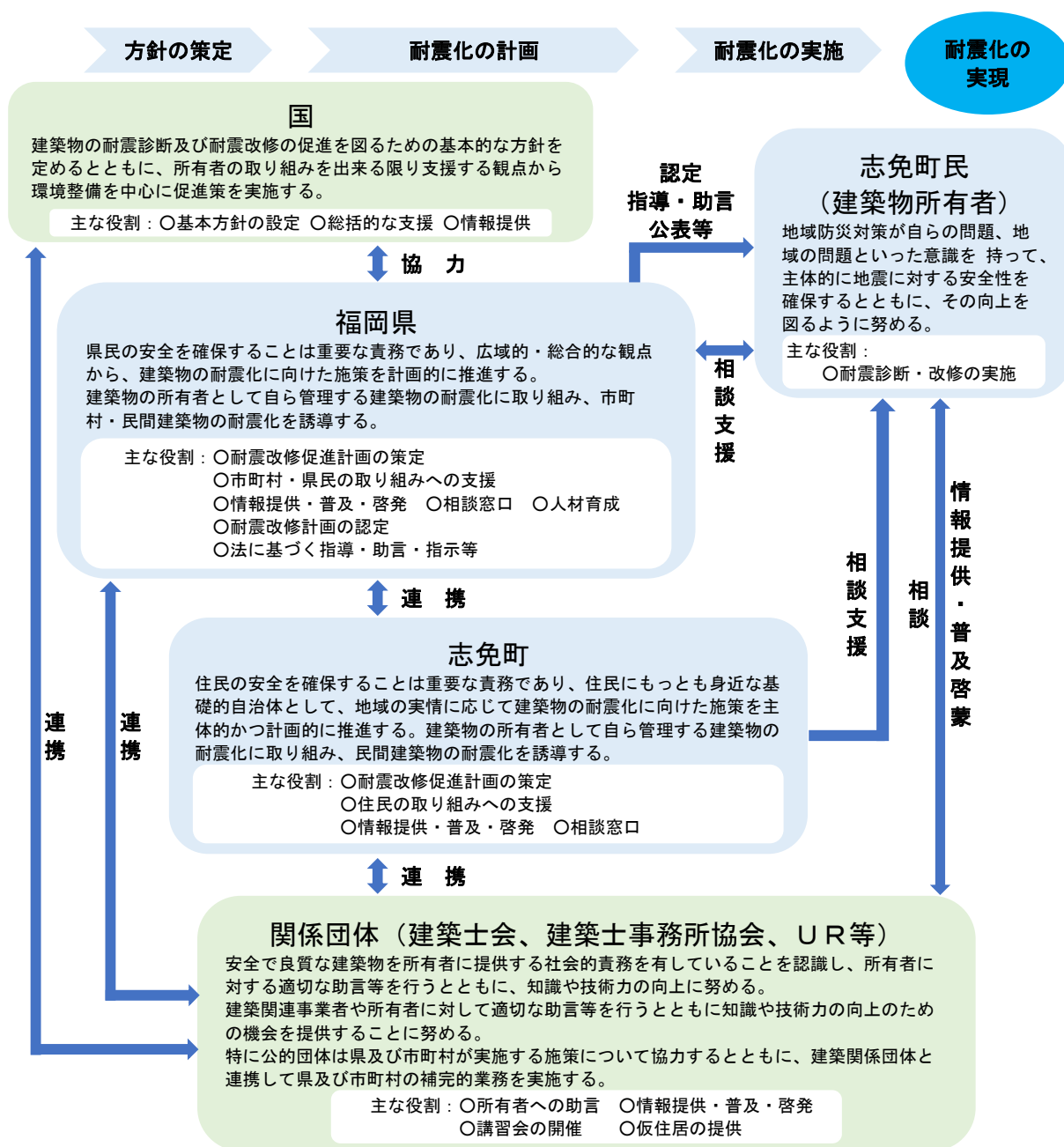


図 20 関係主体の役割分担のイメージ

## 2 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、本計画において作成した特定建築物、公共建築物及び住宅のデータベース等を活用し、耐震改修の推進を図ります。

また、定期的に固定資産課税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認します。町の公共建築物については、管理する庁内各課と連携し、本計画の方針に基づいて、優先的に耐震化を実施すべき建築物を抽出し整理の上、耐震診断・改修の進捗についての管理を行います。

また、進行管理に合わせ必要に応じて計画の見直しを行います。

## 資料編





# 1. 木造戸建て住宅の耐震化に関する意識調査

## 1) 調査目的

本調査は、現在居住する住宅の状況、地震に対する防災意識や地震対策の現状、公的支援への要望を把握し、志免町耐震改修促進計画改定の参考とすることを目的としています。

## 2) 調査方法

今回の意識調査は、以下の方法で配布・回収を行いました。

- ① 調査対象：令和4年1月1日時点にて、昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅を所有し、なおかつ志免町内に居住する方を無作為に抽出
- ② 配布方法：郵送
- ③ 回収方法：郵送
- ④ 配布数：1,000通
- ⑤ 回収数：502通（回収率：50.2%）
- ⑥ 調査期間：令和4年11月1日～11月15日

## 3) 調査内容

今回のアンケート調査では、大きく以下の項目に分類して調査を実施しています。

- ① 世帯主とお住まいについて
- ② 耐震化について
- ③ 防災・減災について
- ④ 耐震化に対する助成について

## 4) 調査集計結果

※本調査結果の集計数値（%）は、小数点第2位を四捨五入し端数処理を実施しているため、合計しても必ずしも100とはなりません。

## 世帯主とお住まいについて

【Q1 世帯主の年齢は、次のどれに該当しますか。】

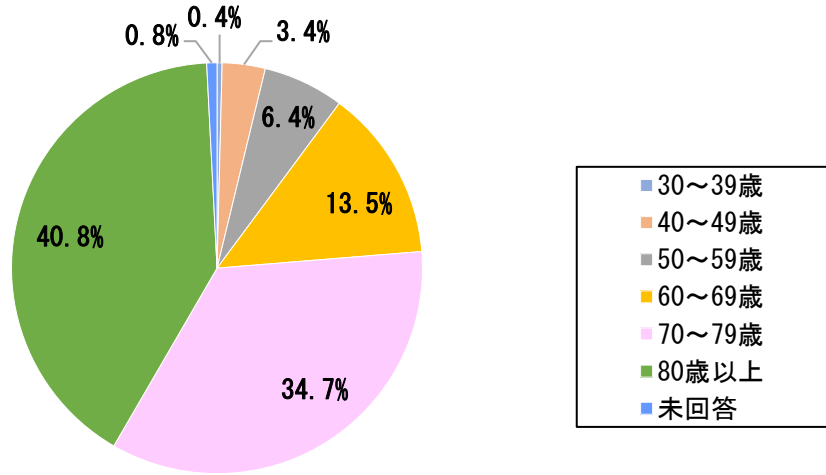
世帯主の年齢について設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	未回答	合計
田富	1	1	1	6	13	10	-	32
吉原	-	-	1	3	5	6	-	15
志免東	-	-	2	1	7	9	-	19
東公園台	1	1	3	2	6	12	-	25
志免（大字志免含む）	-	3	3	11	20	26	-	63
向ヶ丘	-	-	1	3	3	16	-	23
桜丘	-	3	3	10	36	28	-	80
志免中央	-	-	3	6	3	6	-	18
片峰	-	-	-	-	2	5	-	7
片峰中央	-	1	3	3	12	10	-	29
南里	-	2	-	3	8	13	-	26
王子	-	3	8	5	26	33	-	75
別府東	-	-	1	1	11	10	-	23
別府西	-	1	-	1	10	5	3	20
別府	-	2	2	8	8	8	-	28
別府北	-	-	1	3	4	6	-	14
御手洗	-	-	-	-	-	2	-	2
未回答	-	-	-	2	-	-	1	3
地区全体	2	17	32	68	174	205	4	502

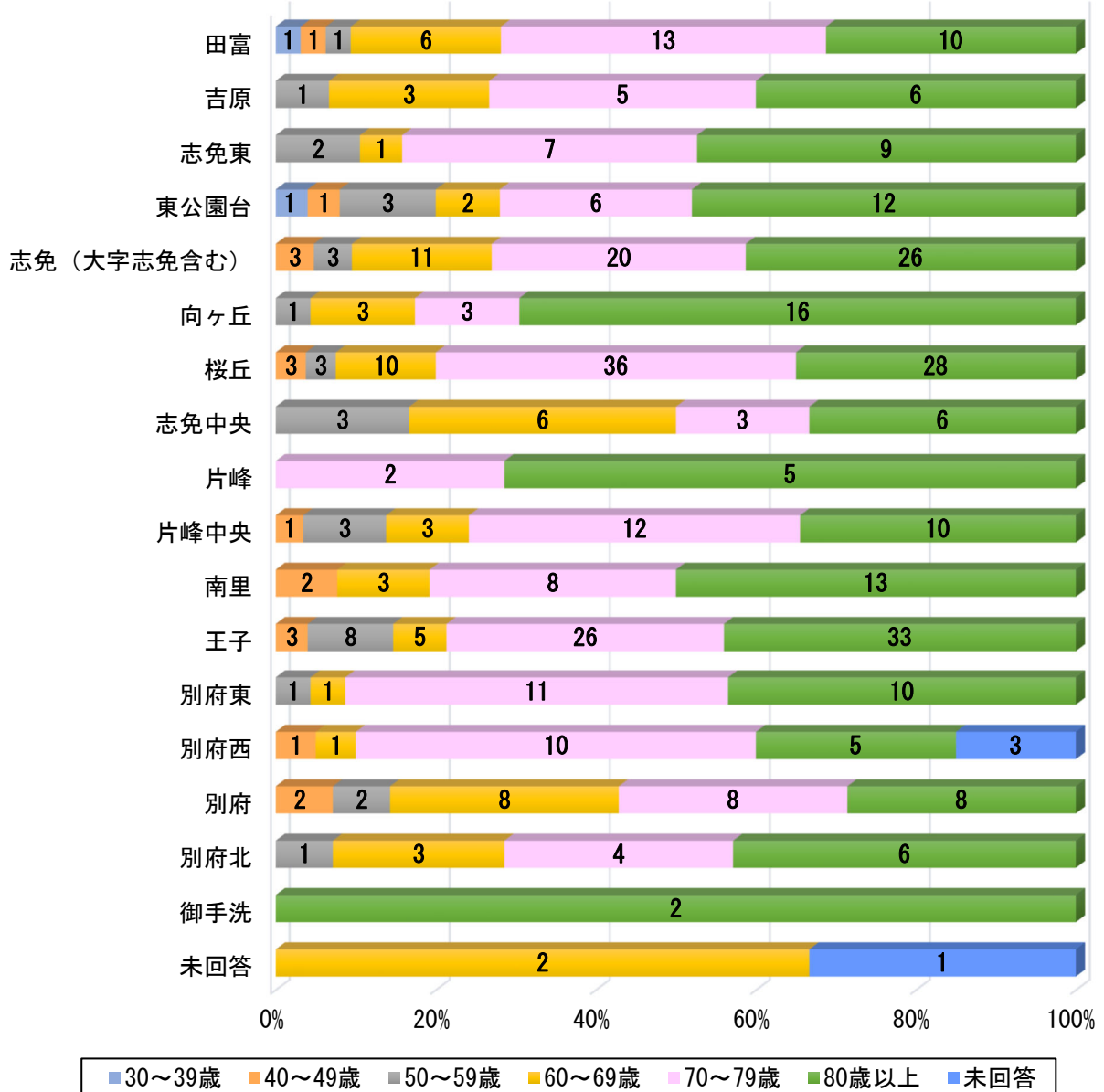
今回のアンケートでは、「19歳以下」「20～29歳」といった年齢層からの回答が得られませんでした。

一番回答が多かった年齢層は「80歳以上」で全体の40.8%を占めており、次いで「70～79歳」の34.7%、続いて「60～69歳」が13.5%でした。世帯主の年齢が高齢化していることがわかります。

### 地区全体



### 地区別



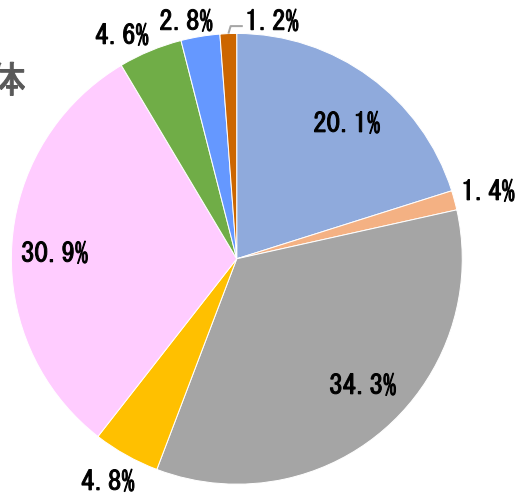
【Q2 世帯の構成は、次のどれに該当しますか。】

世帯の構成について設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	単身 (65歳以上)	単身 (65歳未満)	高齢夫婦 (夫婦共に65歳以上)	夫婦 (高齢夫婦以外の夫婦)	二世帯 (親または子と同居)	三世帯 (親または子、孫と同居)	その他	未回答	合計
田富	8	-	10	1	9	2	2	-	32
吉原	5	-	2	1	4	2	-	1	15
志免東	4	1	6	-	6	-	1	1	19
東公園台	4	3	6	1	8	2	1	-	25
志免(大字志免含む)	13	2	18	5	19	4	2	-	63
向ヶ丘	7	-	8		8	-	-	-	23
桜丘	17	-	35	4	20	1	2	1	80
志免中央	5	-	5	-	6	1	1	-	18
片峰	3	-	1	-	2	-	1	-	7
片峰中央	7	-	11	1	10	-	-	-	29
南里	4	-	11	1	9	1	-	-	26
王子	11	-	30	7	22	3	2	-	75
別府東	4	-	9	-	8	2	-	-	23
別府西	3	-	7	-	7	1	-	2	20
別府	5	1	9	1	10	1	1	-	28
別府北	1	-	3	2	5	2	1	-	14
御手洗	-	-	1	-	-	1	-	-	2
未回答	-	-	-	-	2	-	-	1	3
地区全体	101	7	172	24	155	23	14	6	502

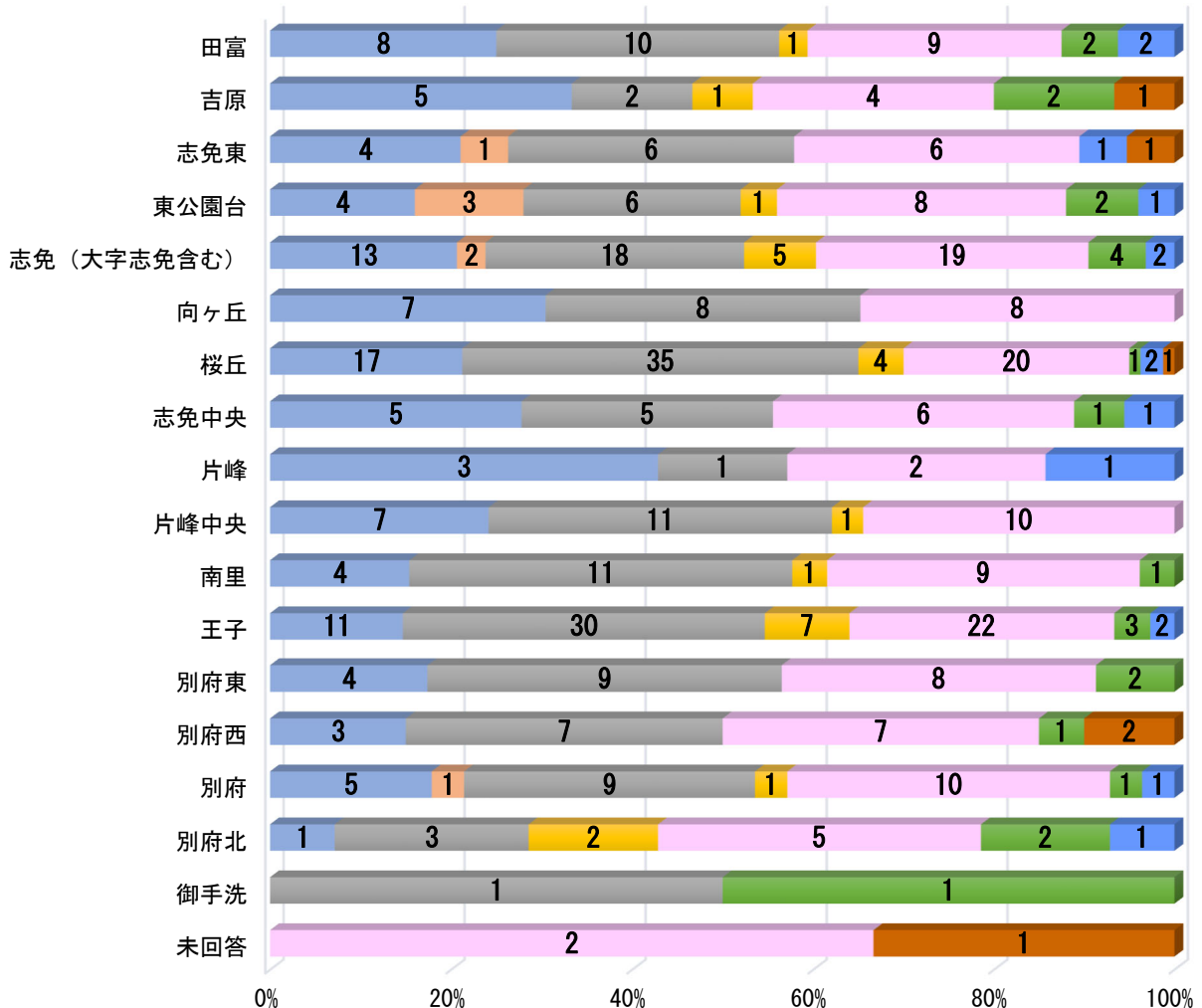
世帯の構成は、「夫婦共に65歳以上」の世帯が最も多く、全体の34.3%となっています。次いで「二世帯」でお住まいの世帯が30.9%、「65歳以上の単身」の世帯が20.1%となっています。

### 地区全体



- 単身 (65歳以上)
- 単身 (65歳未満)
- 高齢夫婦 (夫婦共に65歳以上)
- 夫婦 (高齢夫婦以外の夫婦)
- 二世代 (親または子と同居)
- 三世代 (親または子、孫と同居)
- その他
- 未回答

### 地区別



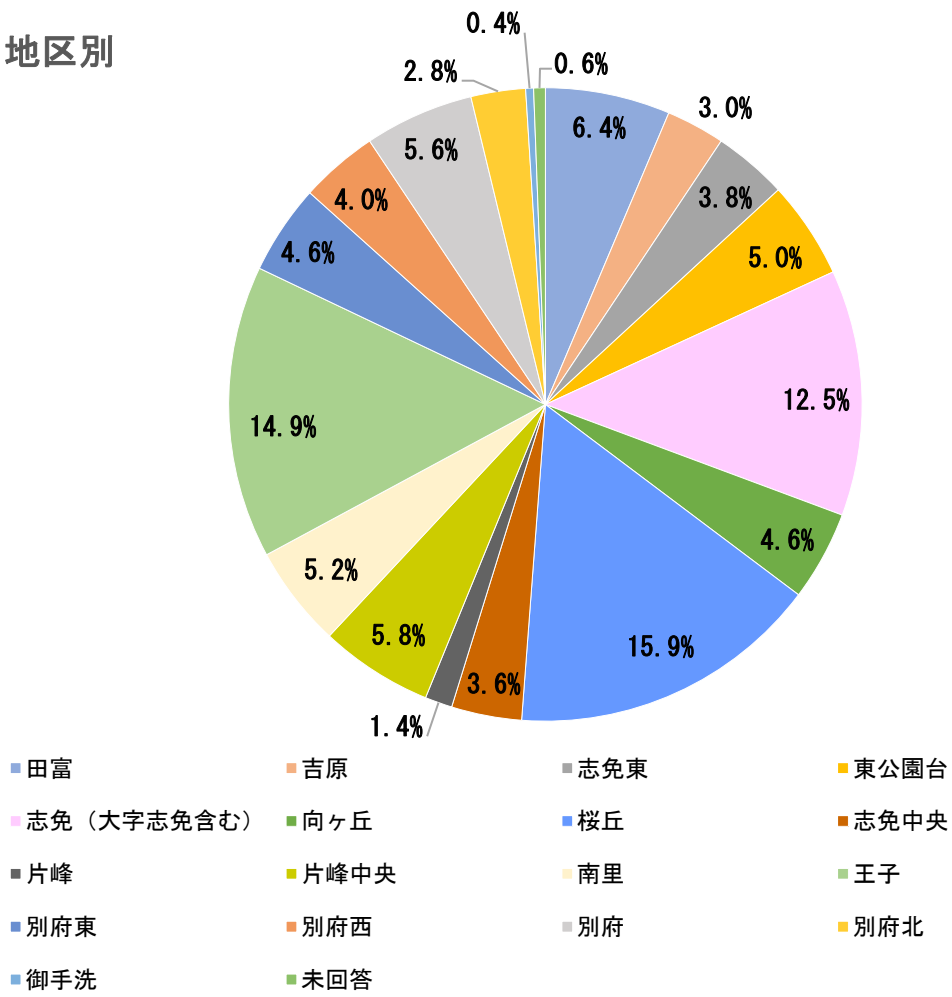
- 単身 (65歳以上)
- 単身 (65歳未満)
- 高齢夫婦 (夫婦共に65歳以上)
- 夫婦 (高齢夫婦以外の夫婦)
- 二世代 (親または子と同居)
- 三世代 (親または子、孫と同居)
- その他
- 未回答

【Q3 現在住んでいる地区は次のどれに該当しますか。】

現在の居住地に関し設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	世帯数
田富	32
吉原	15
志免東	19
東公園台	25
志免(大字志免含む)	63
向ヶ丘	23
桜丘	80
志免中央	18
片峰	7
片峰中央	29
南里	26
王子	75
別府東	23
別府西	20
別府	28
別府北	14
御手洗	2
未回答	3
地区全体	502

# 地区別



【Q4 現在住んでいる住宅の階層は、次のどれに該当しますか。】

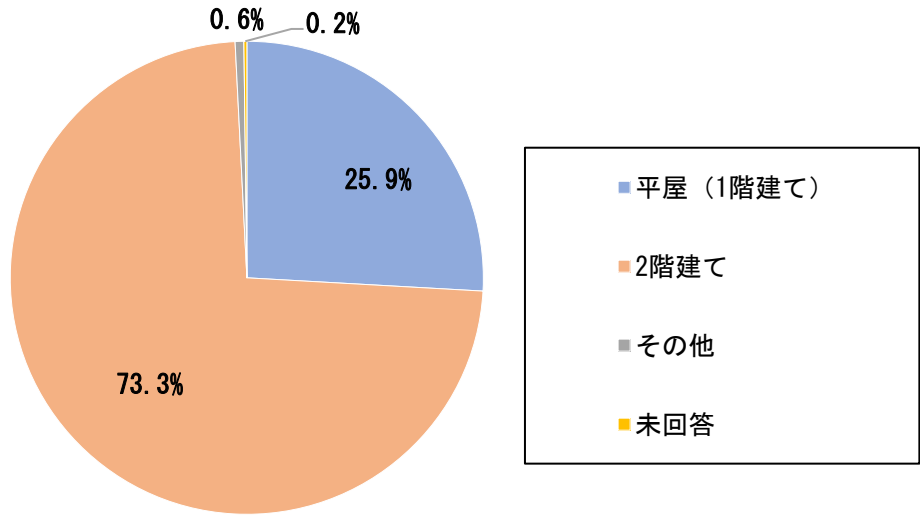
現在の住宅の階層について設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	平屋 (1階建て)	2階建て	3階建て	その他	未回答	合計
田富	9	23	-	-	-	32
吉原	4	11	-	-	-	15
志免東	5	14	-	-	-	19
東公園台	13	12	-	-	-	25
志免(大字志免含む)	20	43	-	-	-	63
向ヶ丘	8	15	-	-	-	23
桜丘	7	73	-	-	-	80
志免中央	3	15	-	-	-	18
片峰	3	4	-	-	-	7
片峰中央	12	17	-	-	-	29
南里	8	17	-	1	-	26
王子	15	59	-	1	-	75
別府東	9	14	-	-	-	23
別府西	4	16	-	-	-	20
別府	9	19	-	-	-	28
別府北	-	13	-	1	-	14
御手洗	-	2	-	-	-	2
未回答	1	1	-	-	1	3
地区全体	130	368	0	3	1	502

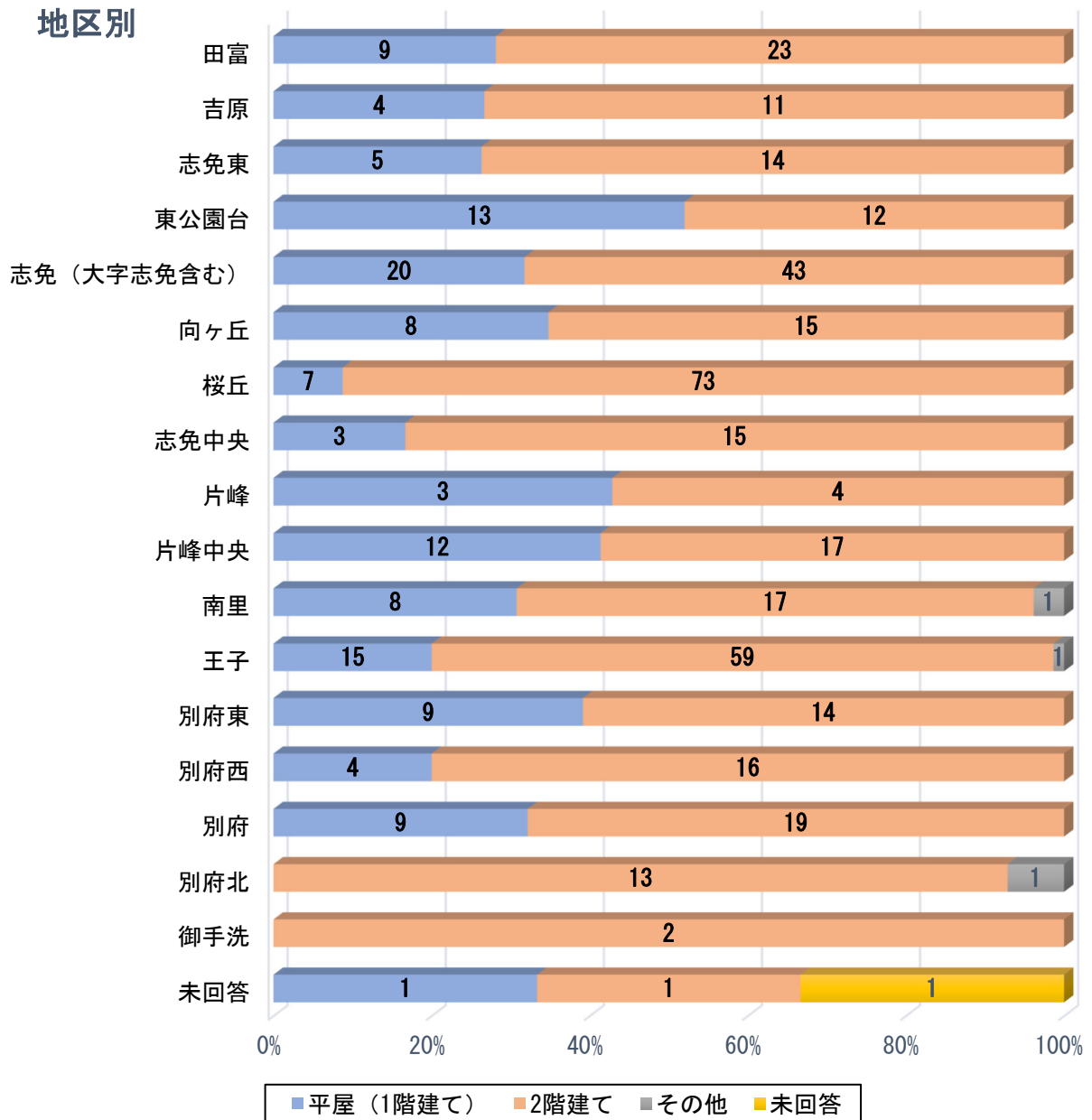
平屋が少なく全体の約4分の1、2階建てが約4分の3となっています。



### 地区全体



### 地区別



【Q5 現在住んでいる住宅に腐朽・破損箇所はありますか。】

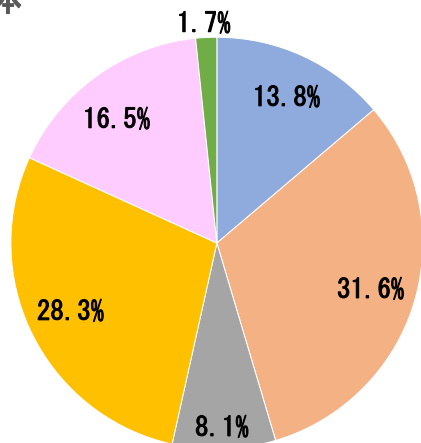
住宅の腐朽・破損箇所について設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	柱・屋根・梁・床などの一部が傾いている	扉・窓などの建具が動きにくい、もしくは壁などにヒビが入っている	その他	腐朽・破損箇所はない	わからない	未回答	合計
田富	5	12	1	12	6	-	36
吉原	2	4	-	6	3	1	16
志免東	3	6	1	5	4	-	19
東公園台	8	6	6	6	4	-	30
志免（大字志免含む）	10	21	7	20	12	1	71
向ヶ丘	2	4	2	8	7	1	24
桜丘	7	23	9	26	15	3	83
志免中央	3	9	3	3	2	-	20
片峰	-	4	-	2	1	-	7
片峰中央	4	12	1	10	5	-	32
南里	6	7	2	6	8	-	29
王子	13	22	5	26	13	1	80
別府東	2	11	3	7	1	-	24
別府西	5	8	-	6	2	1	22
別府	4	15	2	5	4	-	30
別府北	1	6	2	5	2	-	16
御手洗	-	1	-	1	-	-	2
未回答	-	1	-	-	1	1	3
地区全体	75	172	44	154	90	9	544

住宅の腐朽・破損箇所に関しては回答が分されました。

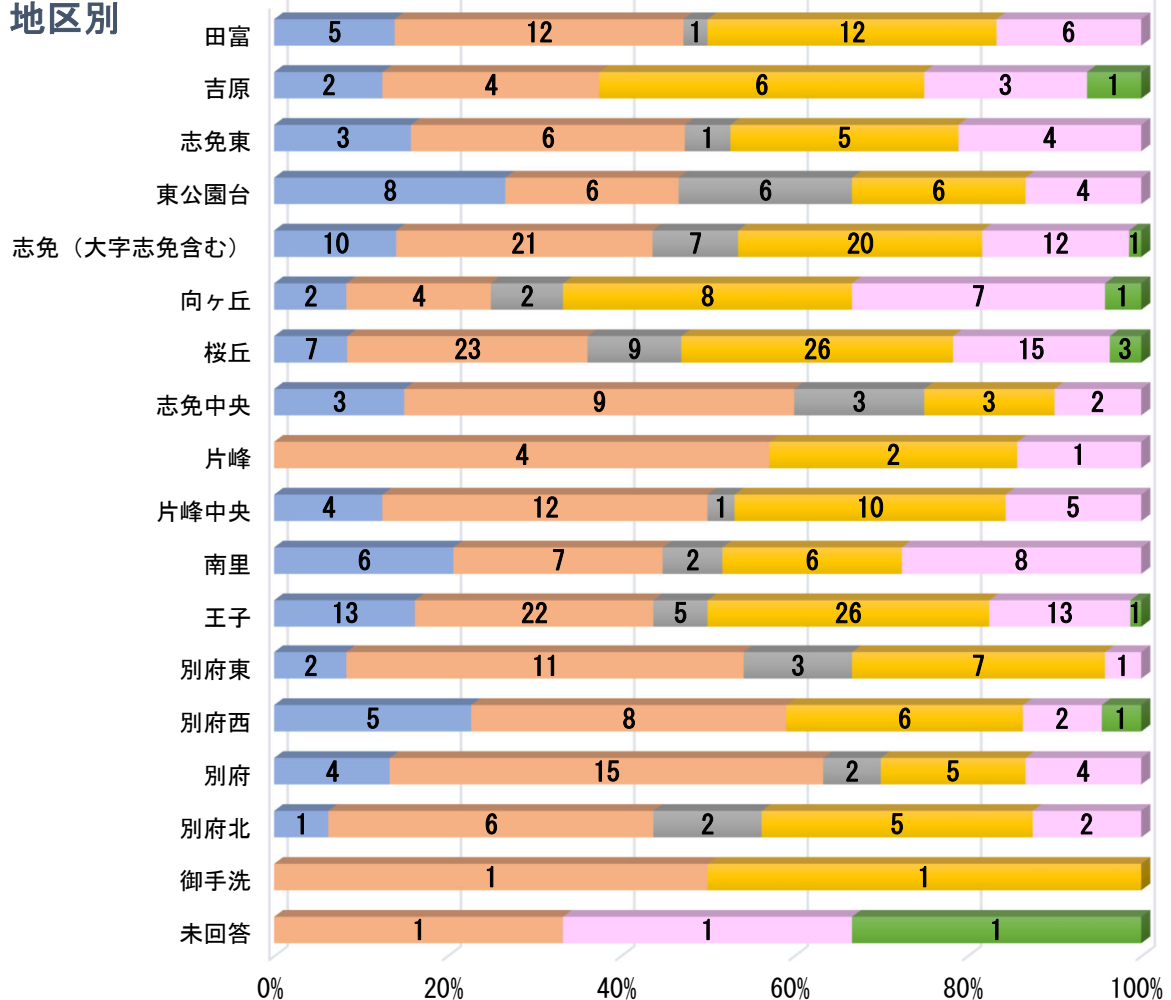
全体的な傾向から見ると、半数を超える53.5%の世帯で何らかの腐朽・破損箇所があることがわかります。また、「わからない」と回答した世帯が16.5%あることから、住宅の検査を行うことで腐朽・破損箇所が見つかり、この数字は増加する可能性があります。

## 地区全体



- 柱・屋根・梁・床などの一部が傾いている
- 扉・窓などの建具が動きにくく、もしくは壁などにヒビが入っている
- その他
- 腐朽・破損箇所はない
- わからない
- 未回答

## 地区別



- 柱・屋根・梁・床などの一部が傾いている
- 扉・窓などの建具が動きにくく、もしくは壁などにヒビが入っている
- その他
- 腐朽・破損箇所はない
- わからない
- 未回答

【Q6 現在住んでいる住宅はいつごろ建築されたものですか。】

住宅の建築時期について設問し、以下の項目ごとに集計しています。

地名	昭和34年以前	昭和35年～昭和56年	わからない	その他	未回答	合計
田富	1	24	-	1	6	32
吉原	1	12	1	-	1	15
志免東	1	12	2	-	4	19
東公園台	8	10	4	-	3	25
志免（大字志免含む）	4	51	2	-	6	63
向ヶ丘	1	22	-	-	-	23
桜丘	1	64	4	-	11	80
志免中央	1	14	2	-	1	18
片峰	1	6	-	-	-	7
片峰中央	3	23	1	2	-	29
南里	6	18	1	-	1	26
王子	4	60	4	-	7	75
別府東	1	18	3	-	1	23
別府西	3	7	3	-	7	20
別府	2	16	5	2	3	28
別府北	-	10	1	1	2	14
御手洗	-	2	-	-	-	2
未回答	-	3	-	-	-	3
地区全体	38	372	33	6	53	502

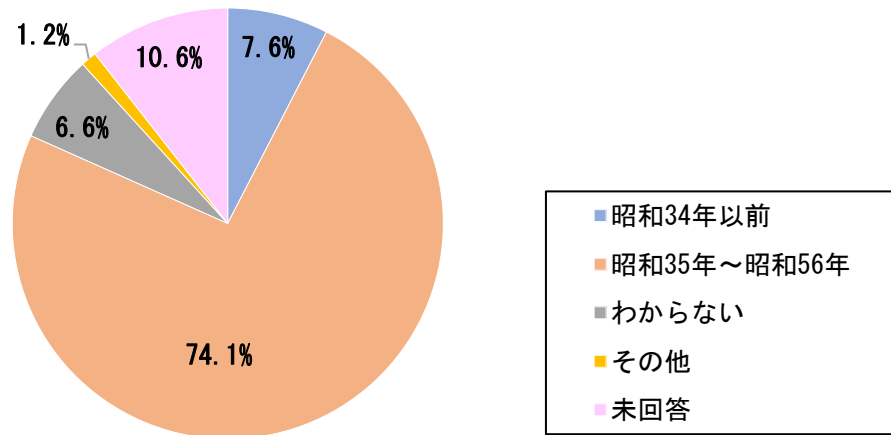
全体の74%以上の住宅が「昭和35年～昭和56年」に建築されています。これは40年～60年ほど前に建築されていることを示しています。また、7.6%の住宅は「昭和34年以前」に建てられており、築60年以上経過しています。

日本の木造建築の寿命は30年ほどと言われているので、そろそろ建て替えを検討すべき時期が来ていることがわかります。

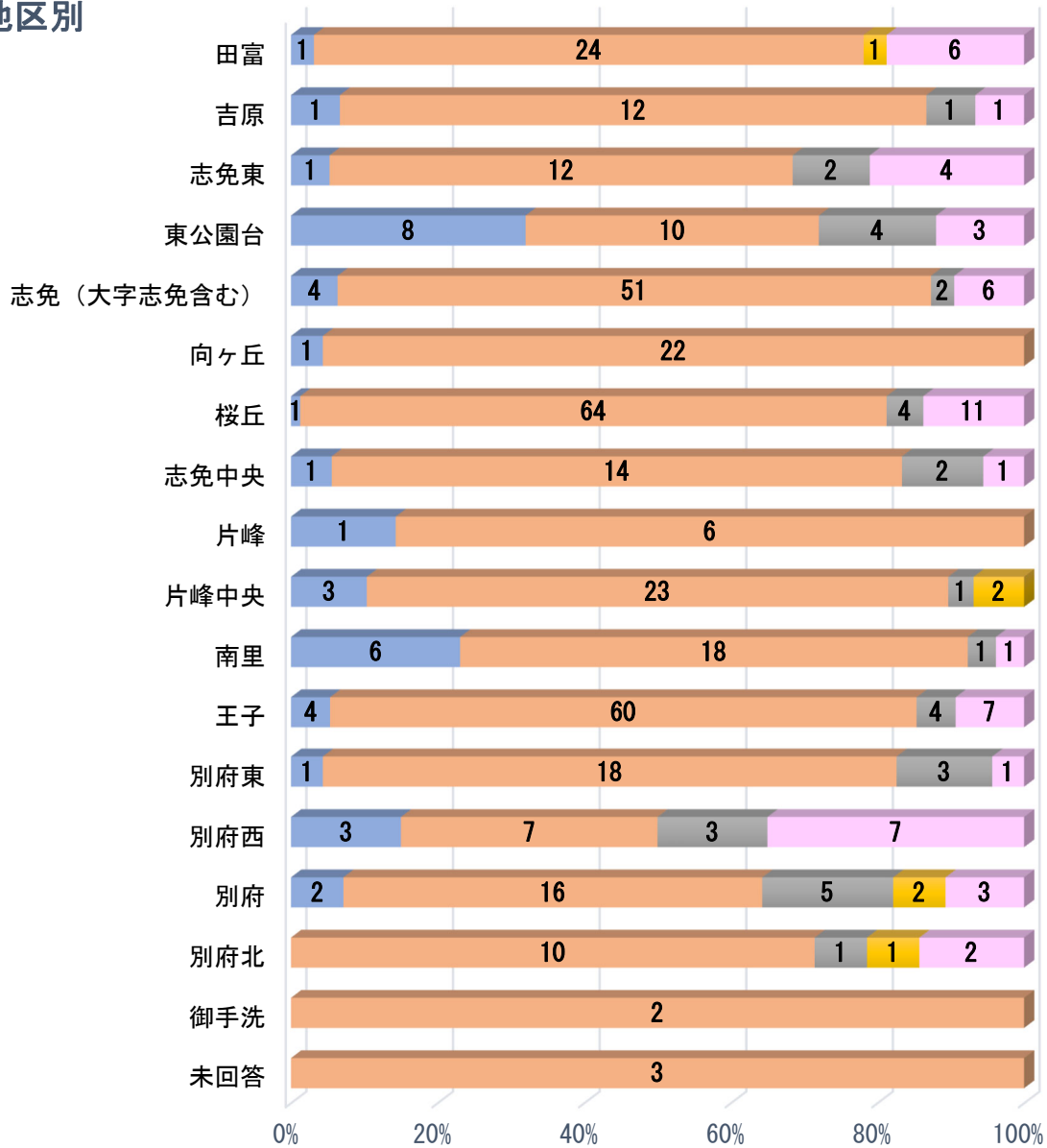
また、昭和56年よりも前に建築された建物は新耐震基準が適用される前のものであるため、現在の基準で見ると耐震性に不安がある住宅もあります。

建て替えや補強工事などで地震対策をすることが必要です。

### 地区全体



### 地区別



■昭和34年以前 ■昭和35年～昭和56年 ■わからない ■その他 ■未回答

【Q7 現在住んでいる住宅の増改築や改修工事を行ったことはありますか。】

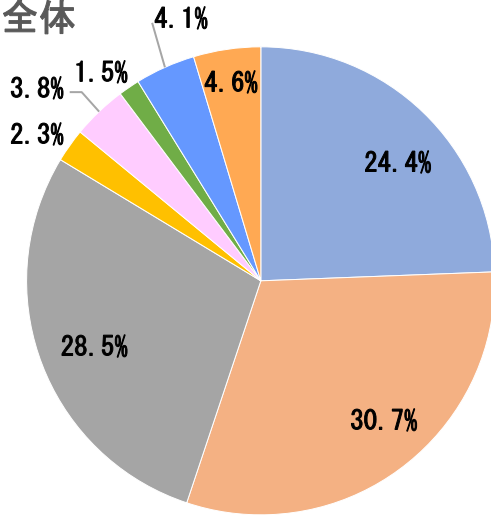
(複数回答可)

住宅の増改築や改修工事の有無について設問しています。以下の項目ごとに集計しています。

地名	増築をした (部屋の拡大や追加、 平屋を2階建てにしたなど)	内装や水廻りだけ改修した	外壁だけ改修した (外壁の塗替えなど)	耐震補強工事を行った	新築以降なにも手を加えていない	わからない	その他	未回答	合計
田富	11	19	18	2	1	-	1	4	56
吉原	6	11	10	1	1	-	1	1	31
志免東	4	9	8	1	2	-	-	4	28
東公園台	7	11	7	1	2	2	3	3	36
志免(大字志免含む)	30	28	22	2	6	1	2	4	95
向ヶ丘	16	10	12	2	2	-	1	-	43
桜丘	29	45	49	4	3	-	5	8	143
志免中央	4	10	9	-	3	-	-	-	26
片峰	3	5	3	-	-	-	-	-	11
片峰中央	14	14	11	-	2	1	5	-	47
南里	12	13	15	1	1	1	1	1	45
王子	32	39	38	5	4	1	6	5	130
別府東	12	11	8	-	1	2	2	-	36
別府西	4	8	7	-	-	1	3	4	27
別府	8	11	10	-	3	3	4	3	42
別府北	4	7	6	-	-	-	-	1	18
御手洗	2	-	-	-	-	-	-	-	2
未回答	2	1	1	-	-	-	-	-	4
地区全体	200	252	234	19	31	12	34	38	820

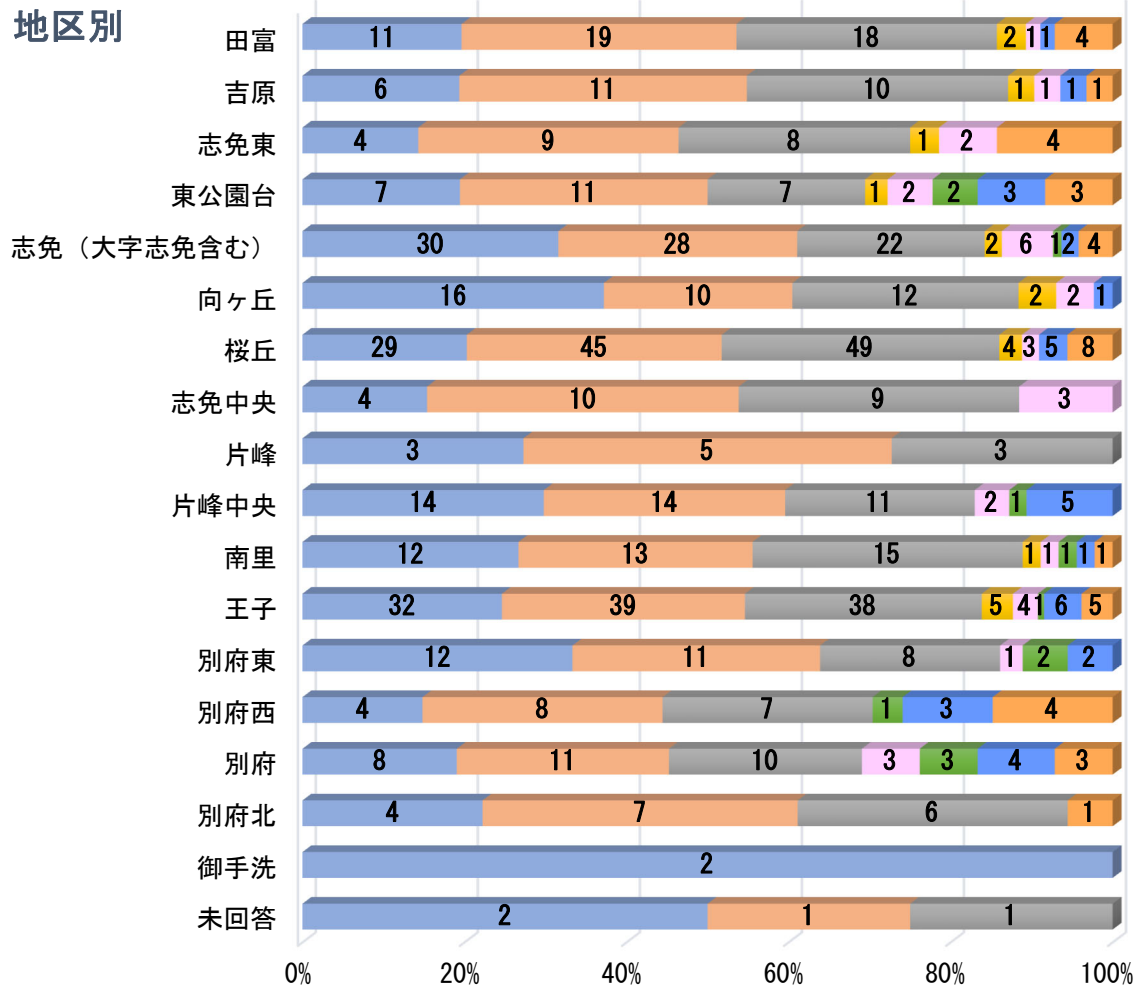
全体の83.6%の住宅が、増改築や改修工事を行っていることがわかります。「内装や水廻りだけ改修した」は30.7%、「外壁だけ改修した」が28.5%、「増築をした」が24.4%となっています。一方、「新築以降なにも手を加えていない」が3.8%となっています。また、「耐震補強工事を行った」は2.3%となっており、耐震補強工事があまり進んでいない現状が見えます。

### 地区全体



- 増築をした (部屋の拡大や追加、平屋を2階建てにしたなど)
- 内装や水廻りだけ改修した
- 外壁だけ改修した (外壁の塗替えなど)
- 耐震補強工事を行った
- 新築以降なにも手を加えていない
- わからない
- その他
- 未回答

### 地区別



- 増築をした (部屋の拡大や追加、平屋を2階建てにしたなど)
- 内装や水廻りだけ改修した
- 外壁だけ改修した (外壁の塗替えなど)
- 耐震補強工事を行った
- 新築以降なにも手を加えていない
- わからない
- その他
- 未回答

## 耐震化について

【Q8 現在住んでいる住宅には地震に対する不安がありますか。】（複数回答可）

地震に対する意識について設問し、以下項目別に集計しています。

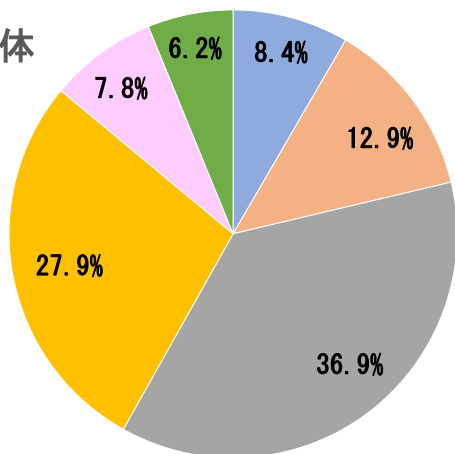
地名	倒壊の不安がある	部分的に壊れる不安がある	住宅が古く、安全性があるかどうかかわからない不安がある	最近の地震は規模が大きく、どんな被害にあうかわからない不安がある	不安はない	未回答	合計
田富	5	9	17	15	1	4	51
吉原	-	3	5	11	-	2	21
志免東	1	2	8	9	2	4	26
東公園台	2	5	14	8	-	3	32
志免（大字志免含む）	9	10	32	20	11	5	87
向ヶ丘	1	3	12	13	2	-	31
桜丘	9	13	35	34	12	7	110
志免中央	3	6	10	3	1	-	23
片峰	1	2	4	2	-	-	9
片峰中央	5	7	18	8	4	1	43
南里	2	3	15	10	2	1	33
王子	9	11	36	27	10	6	99
別府東	1	2	16	12	2	-	33
別府西	4	5	7	4	-	5	25
別府	4	4	16	6	3	3	36
別府北	-	1	5	6	2	1	15
御手洗	-	1	-	1	-	-	2
未回答	1	1	1	1	1	-	5
地区全体	57	88	251	190	53	42	681

全体の85%以上の世帯で何らかの地震による被害に対する不安を持っているようです。特に多いのが住宅の老朽化によるものと最近の地震規模の大きさに対するものです。これは必ずしも具体的に危険箇所があるわけではありませんが、報道された地震被害や、住宅の老朽化によって漠然とした不安を持っているもので、防災意識の高まりの現われともいえるかもしれません。

一方、具体的に「倒壊」「部分的破損」などを懸念している世帯もあり、これには実際に補強工事や建て替えなどの対策が必要となります。

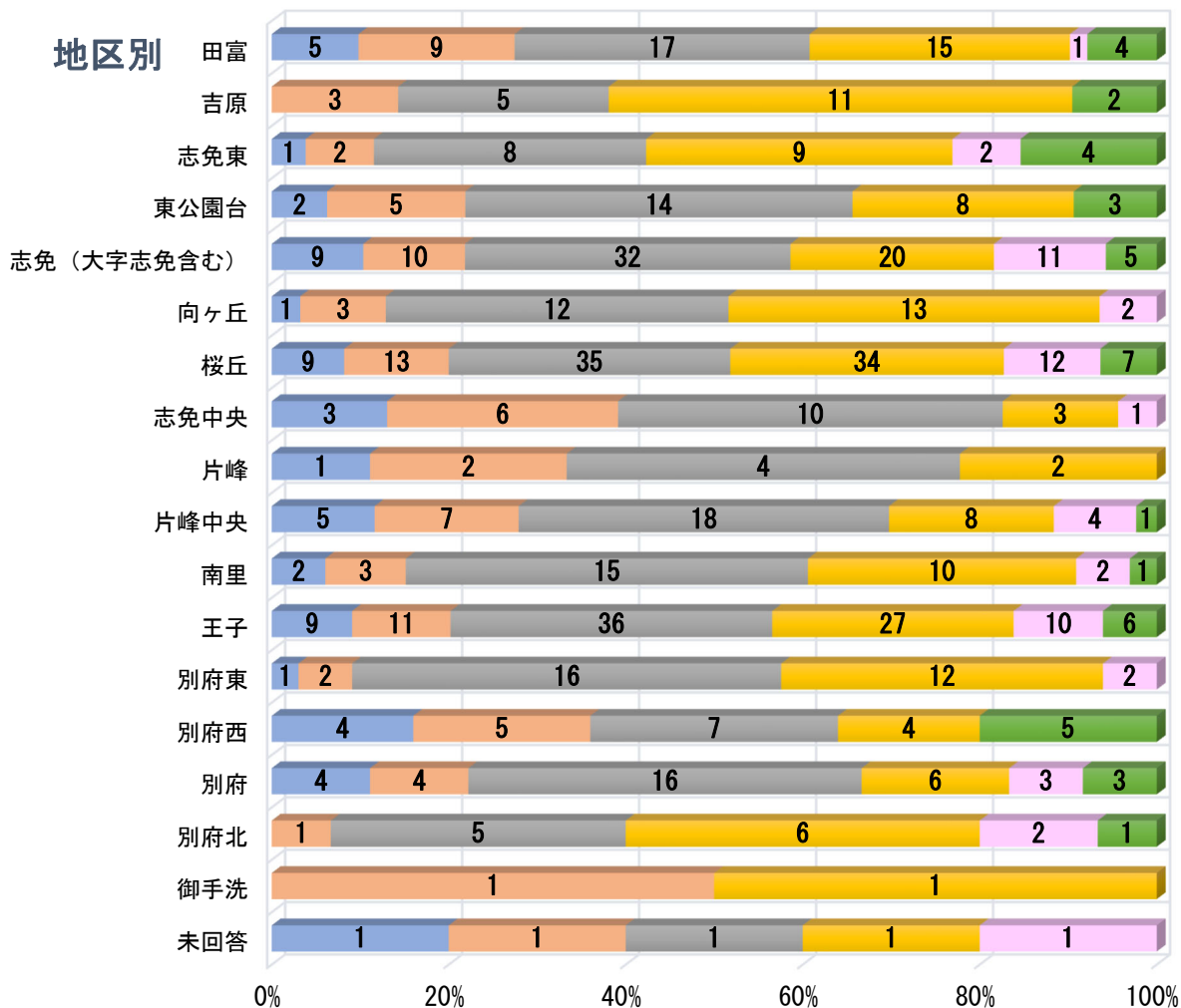


地区全体



- 倒壊の不安がある
- 部分的に壊れる不安がある
- 住宅が古く、安全性があるかどうか分からない不安がある
- 最近の地震は規模が大きく、どんな被害にあうかわからない不安がある
- 不安はない
- 未回答

地区別



- 倒壊の不安がある
- 部分的に壊れる不安がある
- 住宅が古く、安全性があるかどうか分からない不安がある
- 最近の地震は規模が大きく、どんな被害にあうかわからない不安がある
- 不安はない
- 未回答

Q8で「5. 不安はない」と選択した人が回答

【Q8-1 地震に対して不安でない理由はどれですか。】

地震に対して不安でない理由を設問し、以下項目別に集計しています。

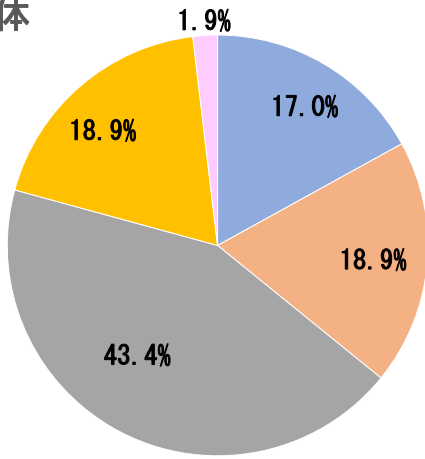
地名	住宅が新しく、安全性があるの で不安はない	いつ起こるか分からない地震 に対しての不安はない	志免町で起こる地震の規模は 小さく、大地震は起こらないと 思うので不安はない	その他	未回答	合計
田富	1	-	-	-	-	1
吉原	-	-	-	-	-	0
志免東	-	-	-	1	1	2
東公園台	-	-	-	-	-	0
志免（大字志免含む）	3	-	7	1	-	11
向ヶ丘	1	1	-	-	-	2
桜丘	-	4	6	2	-	12
志免中央	-	-	1	-	-	1
片峰	-	-	-	-	-	0
片峰中央	1	-	2	1	-	4
南里	-	-	-	2	-	2
王子	1	3	4	2	-	10
別府東	-	-	2	-	-	2
別府西	-	-	-	-	-	0
別府	1	2	-	-	-	3
別府北	1	-	-	1	-	2
御手洗	-	-	-	-	-	0
未回答	-	-	1	-	-	1
地区全体	9	10	23	10	1	53

前設問において、「地震に対する不安はない」と回答した世帯は7.8%にとどまりました。昨今の地震被害の報道などによって、地震に対する不安や、それに伴う防災意識の高まりがあるものと思われます。

地震に対して不安がないとする世帯の中で、43.4%が「志免町で起こる地震の規模は小さい」と思っています。しかし、2005年の福岡県西方沖地震では志免町でも震度5弱を記録しているため、今後も大規模地震がないとは言い切れません。

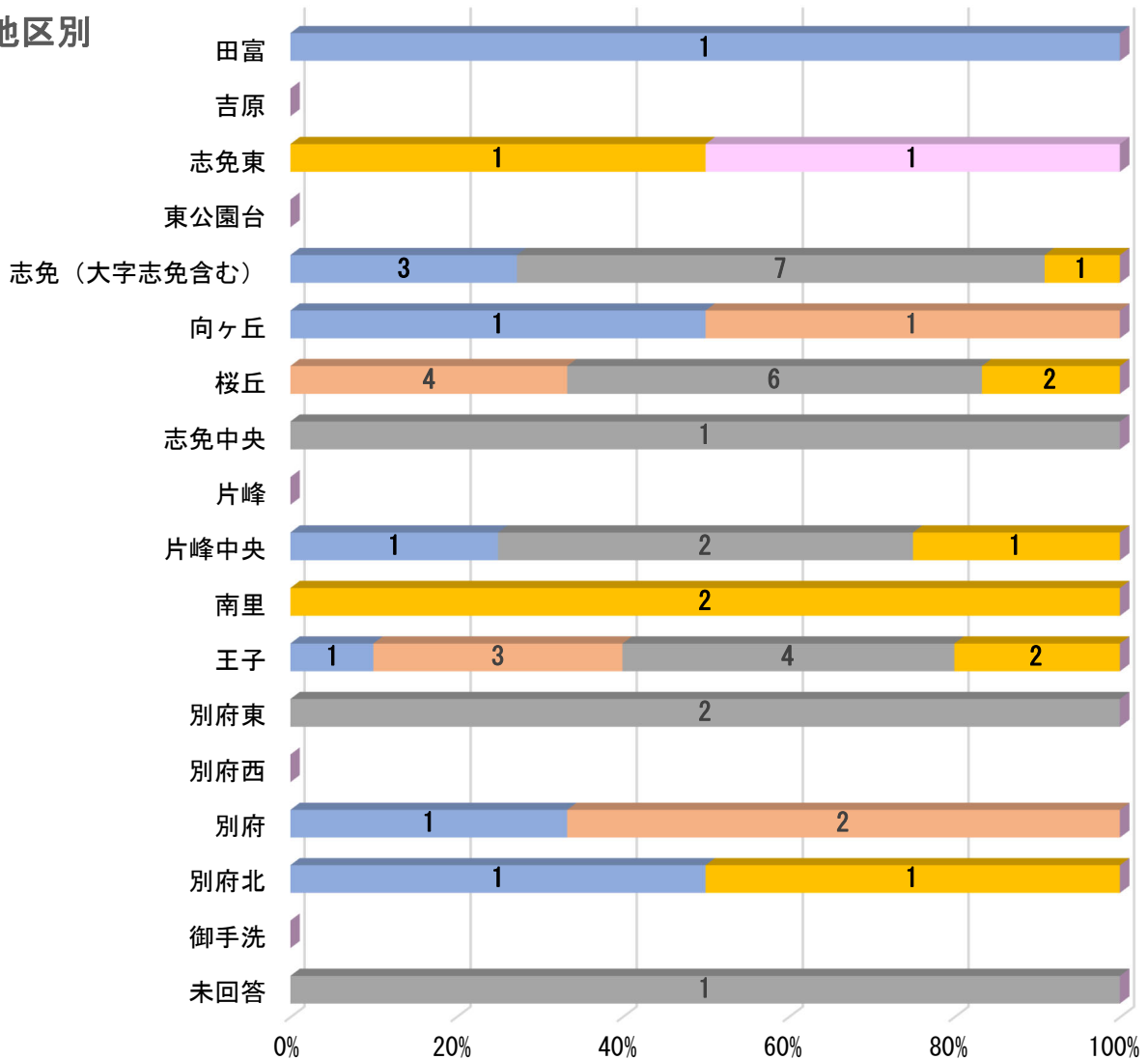
「住宅が新しいから」や「いつ地震が起こるか分からないから」という意見の世帯も含め、防災意識は高く持つておくべきです。

### 地区全体



- 住宅が新しく、安全性があるので不安はない
- いつ起こるか分からない地震に対しての不安はない
- 志免町で起こる地震の規模は小さく、大地震は起こらないと思うので不安はない
- その他
- 未回答

### 地区別



- 住宅が新しく、安全性があるので不安はない
- いつ起こるか分からない地震に対しての不安はない
- 志免町で起こる地震の規模は小さく、大地震は起こらないと思うので不安はない
- その他
- 未回答

【Q9 地震に対する対策は考えていますか。】

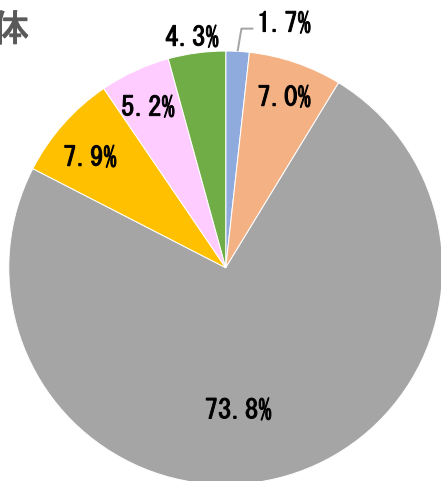
地震に対する対策について設問し、以下項目別に集計しています。

地名	不安があるので、今後 建替えを検討したい	不安があるので、今後 耐震補強工事を検討したい	不安はあるが、対策は 考えていない	不安はない	その他	未回答	合計
田富	-	3	24	-	4	1	32
吉原	1	-	13	-	-	1	15
志免東	1	1	14	2	1	-	19
東公園台	-	-	24	-	1	-	25
志免（大字志免含む）	1	5	46	9	1	2	64
向ヶ丘	1	-	17	1	2	3	24
桜丘	1	5	59	11	3	3	82
志免中央	1	3	11	2	-	1	18
片峰	-	-	6	-	-	1	7
片峰中央	-	3	22	2	2	2	31
南里	1	3	18	1	4	-	27
王子	1	6	58	8	5	2	80
別府東	-	1	19	1	2	-	23
別府西	-	1	17	1	-	1	20
別府	1	4	18	2	1	3	29
別府北	-	1	12	-	1	1	15
御手洗	-	-	2	-	-	-	2
未回答	-	-	1	1	-	1	3
地区全体	9	36	381	41	27	22	516

前設問によると、地震に対する不安を持っている世帯は85%を超えているのにも関わらず、実際に対策として建替えや耐震補強工事を検討している世帯は8.7%ほどに留まっています。

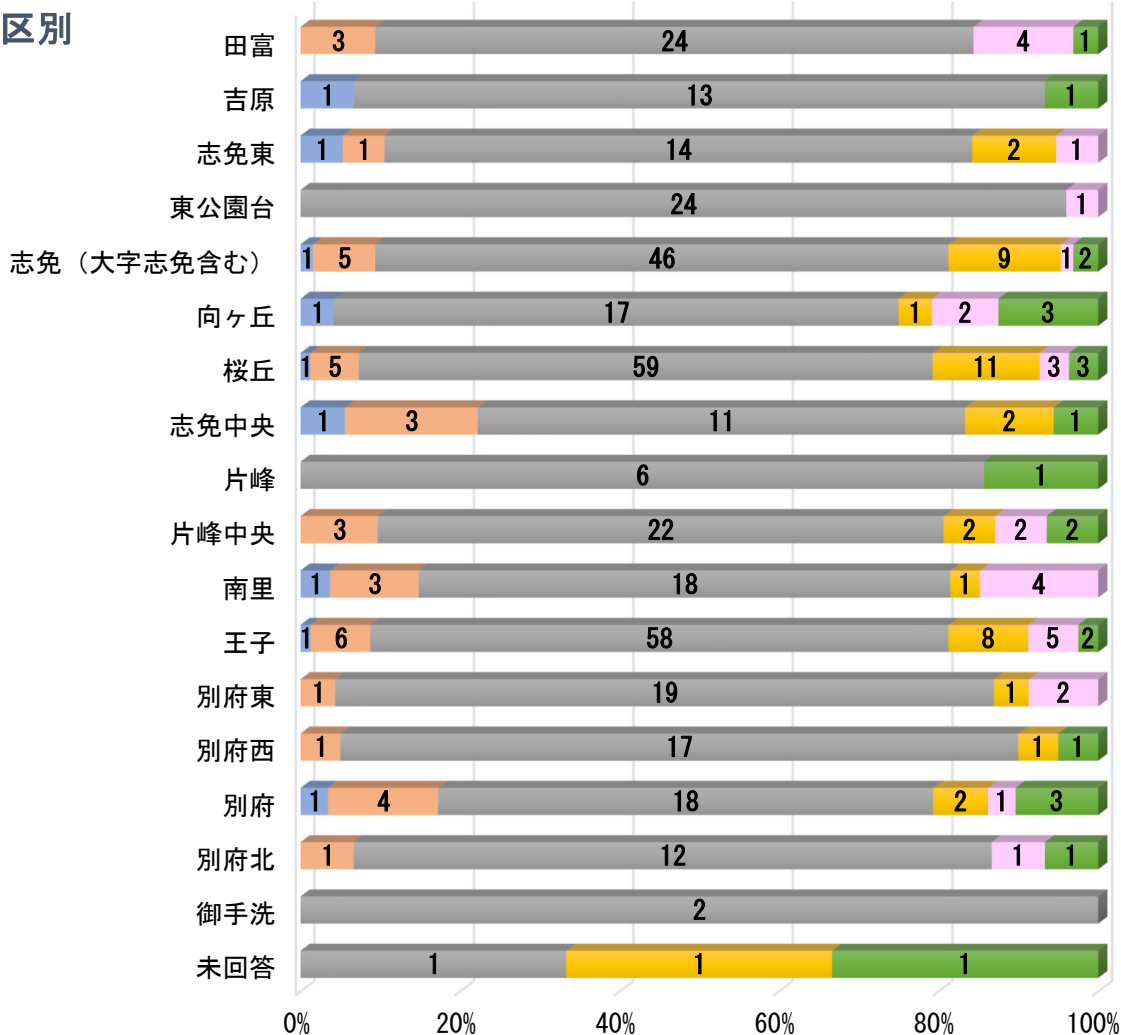
一方「不安はあるが対策は考えていない」とする世帯が7割を超えており、大部分の世帯が地震対策を行っていないことがわかります。「家具の転倒対策」など、容易にできる対策を行うだけでも地震被害を軽減することができます。

### 地区全体



- 不安があるので、今後建替えを検討したい
- 不安があるので、今後耐震補強工事を検討したい
- 不安はあるが、対策は考えていない
- 不安はない
- その他
- 未回答

### 地区別



- 不安があるので、今後建替えを検討したい
- 不安があるので、今後耐震補強工事を検討したい
- 不安はあるが、対策は考えていない
- 不安はない
- その他
- 未回答

## 防災・減災について

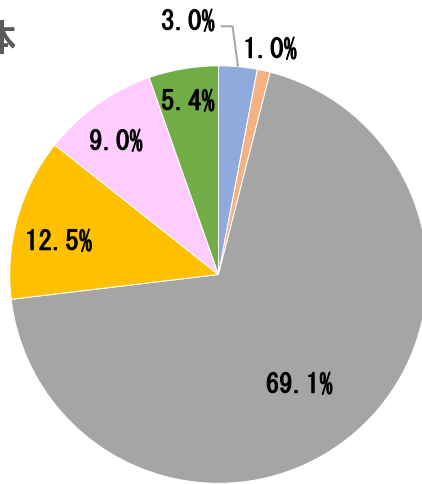
【Q10 現在住んでいる住宅の耐震診断を実施したことがありますか。】

耐震診断実施の有無について設問し、以下項目別に集計しています。

地名	実施し、耐震性が確保されていた	実施したが、耐震性が確保されていなかった	実施していない	わからない	耐震診断の制度を知らない	未回答	合計
田富	1	1	22	5	2	1	32
吉原	-	-	11	1	1	2	15
志免東	-	-	15	2	-	2	19
東公園台	-	-	19	2	3	1	25
志免（大字志免含む）	-	1	43	14	5	-	63
向ヶ丘	1	-	15	2	3	2	23
桜丘	2	-	58	8	7	5	80
志免中央	-	-	10	3	4	1	18
片峰	-	-	4	2	1	-	7
片峰中央	2	-	23		4	-	29
南里	-	-	17	6	2	1	26
王子	4	2	51	8	6	4	75
別府東	1	-	18	2	1	1	23
別府西	1	-	13	2	-	4	20
別府	2	1	15	4	5	1	28
別府北	1	-	9	2	1	1	14
御手洗	-	-	2	-	-	-	2
未回答	-	-	2	-	-	1	3
地区全体	15	5	347	63	45	27	502

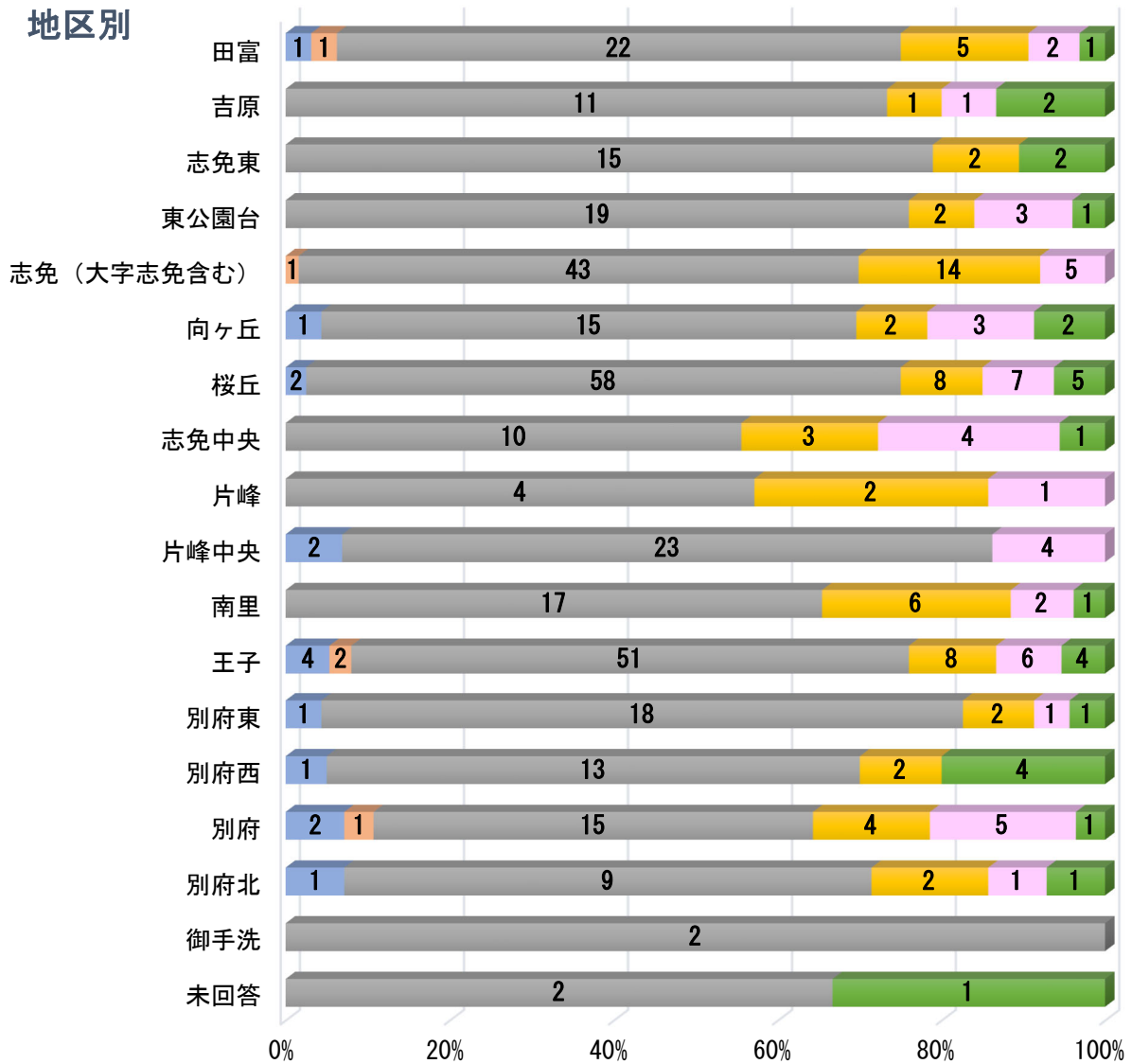
耐震診断を実施した住宅は全体の4.0%にとどまり、大多数の世帯で耐震診断は実施していないことがわかります。「実施していない」69.1%、「わからない」12.5%、「耐震診断の制度を知らない」9.0%を合わせると、9割以上の住宅が耐震診断を実施していないのが現状です。

### 地区全体



- 実施し、耐震性が確保されていた
- 実施したが、耐震性が確保されていなかった
- 実施していない
- わからない
- 耐震診断の制度を知らない
- 未回答

### 地区別



- 実施し、耐震性が確保されていた
- 実施したが、耐震性が確保されていなかった
- 実施していない
- わからない
- 耐震診断の制度を知らない
- 未回答

Q10で「2.実施したが、耐震性が確保されていなかった」と選択した人が回答【Q10-1 耐震補強工事を実施していない理由はどれですか。】

耐震補強工事を実施していない理由について設問し、以下項目別に集計しています。

地名	耐震補強工事を行う予定がある	ある	建替えや引越しの予定がある	どこに依頼してよいかわからない	費用がない	倒壊したら仮設住宅や親族などを頼ればいから	その他	未回答	合計
田富	-	-	-	-	-	-	1	-	1
吉原	-	-	-	-	-	-	-	-	0
志免東	-	-	-	-	-	-	-	-	0
東公園台	-	-	-	-	-	-	-	-	0
志免（大字志免含む）	-	-	-	-	1	-	-	-	1
向ヶ丘	-	-	-	-	-	-	-	-	0
桜丘	-	-	-	-	-	-	-	-	0
志免中央	-	-	-	-	-	-	-	-	0
片峰	-	-	-	-	-	-	-	-	0
片峰中央	-	-	-	-	-	-	-	-	0
南里	-	-	-	-	-	-	-	-	0
王子	-	-	-	-	1	-	1	-	2
別府東	-	-	-	-	-	-	-	-	0
別府西	-	-	-	-	-	-	-	-	0
別府	-	-	-	-	-	-	1	-	1
別府北	-	-	-	-	-	-	-	-	0
御手洗	-	-	-	-	-	-	-	-	0
未回答	-	-	-	-	-	-	-	-	0
地区全体	0	0	0	0	2	0	3	0	5

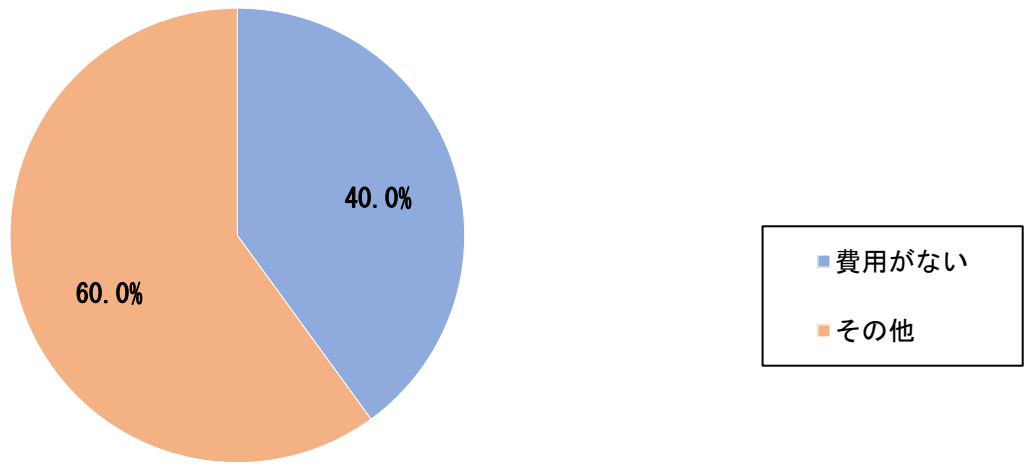
Q10-1の設問については有効回答数が非常に少なく、全地域を合わせて5件しか回答が得られていません。4割が「費用がない」と回答しています。

「その他」の意見としては、「夫婦とも高齢で費用もないので考えていない」「自分の死後は誰も住む人がいないから」「何年か先には家を壊す予定」などの回答がありました。

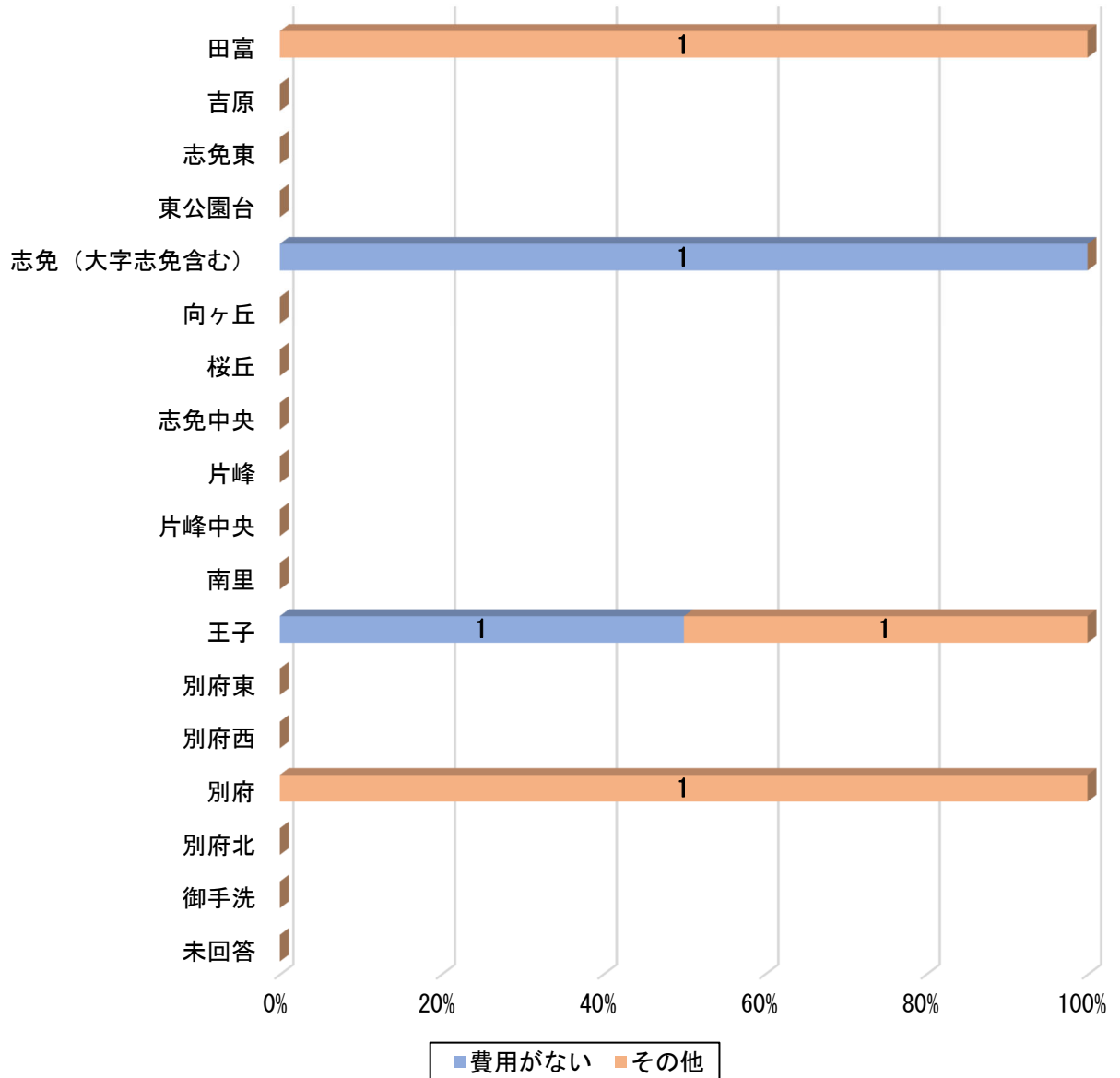
古い住宅に費用を投じて耐震補強工事を行う事に積極的でない現状が伺えます。



### 地区全体



### 地区別



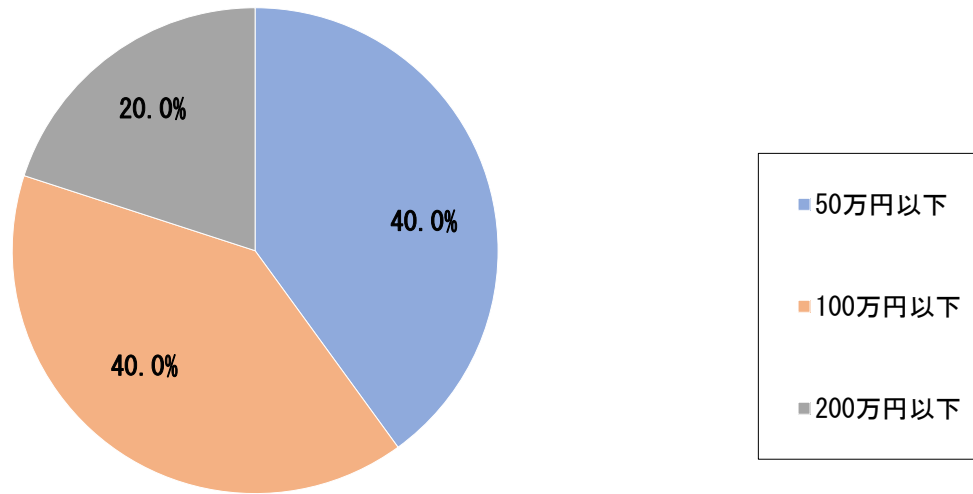
Q10で「2.実施したが、耐震性が確保されていなかった」と選択した人が回答  
**【Q10-2 工事費がどの程度であれば耐震補強工事を行いたいと思いますか。】**

耐震診断の工事費について、どのくらいの金額ならば耐震補強工事を行いたいと思  
うかを設問し、以下項目別に集計しています。

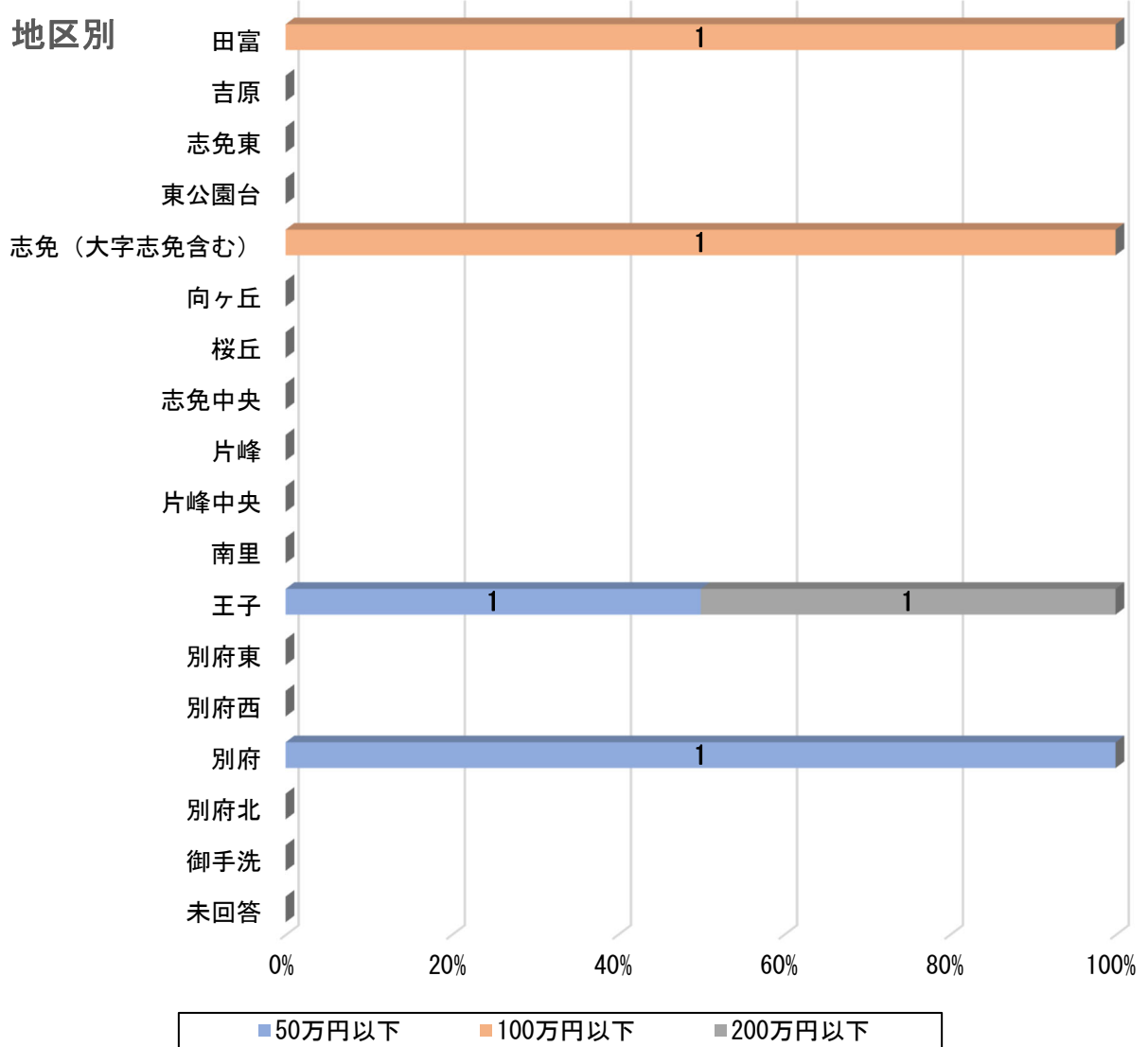
地名	50万円 以下	100万円 以下	200万円 以下	300万円 以下	その他	未回答	合計
田富	-	1	-	-	-	-	1
吉原	-	-	-	-	-	-	0
志免東	-	-	-	-	-	-	0
東公園台	-	-	-	-	-	-	0
志免（大字志免含む）	-	1	-	-	-	-	1
向ヶ丘	-	-	-	-	-	-	0
桜丘	-	-	-	-	-	-	0
志免中央	-	-	-	-	-	-	0
片峰	-	-	-	-	-	-	0
片峰中央	-	-	-	-	-	-	0
南里	-	-	-	-	-	-	0
王子	1	-	1	-	-	-	2
別府東	-	-	-	-	-	-	0
別府西	-	-	-	-	-	-	0
別府	1	-	-	-	-	-	1
別府北	-	-	-	-	-	-	0
御手洗	-	-	-	-	-	-	0
未回答	-	-	-	-	-	-	0
地区全体	2	2	1	0	0	0	5

Q10-2の設問については有効回答数が非常に少なく、全地域を合わせて5件しか回答  
が得られていません。「50万円以下」と「100万円以下」がそれぞれ40%を占め、「200  
万円以下」と回答したのは20%でした。

### 地区全体



### 地区別



Q10で「3.実施してない」と選択した人が回答

【Q10-3 耐震診断を実施していない理由はどれですか。】

耐震診断を実施してない理由について設問し、以下項目別に集計しています。

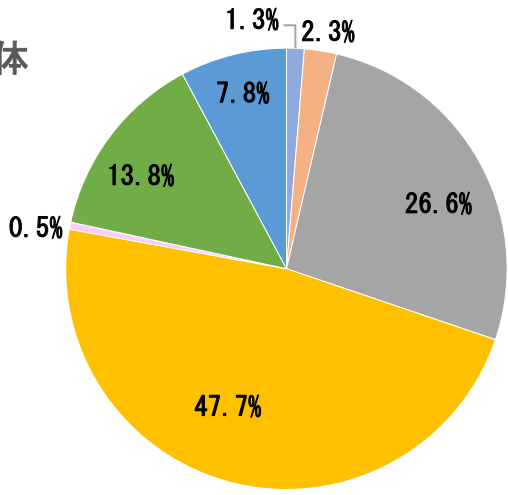
地名	耐震診断を行う予定がある	建替えや引越しの予定がある	どこに依頼してよいかわからない	費用がない	新耐震基準の住宅だから	その他	未回答	合計
田富	-	-	8	12	1	1	3	25
吉原	-	1	1	6	-	2	1	11
志免東	-	1	2	9	-	1	3	16
東公園台	-	-	4	12	-	-	4	20
志免（大字志免含む）	-	2	13	21	-	11	1	48
向ヶ丘	-	-	8	4	-	5	1	18
桜丘	1	1	14	27	-	16	5	64
志免中央	-	-	3	3	-	3	1	10
片峰	-	-	-	3	-	1	-	4
片峰中央	-	-	9	14	1	1	2	27
南里	1	1	3	8	-	4	2	19
王子	1	2	16	32	-	3	3	57
別府東	-	1	5	11	-	-	1	18
別府西	1	-	5	7	-	1	2	16
別府	1	-	6	6	-	2	1	16
別府北	-	-	4	6	-	1	-	11
御手洗	-	-	-	1	-	1	-	2
未回答	-	-	1	1	-	-	-	2
地区全体	5	9	102	183	2	53	30	384

一番多かった意見は「費用がない」の47.7%でした。次いで「どこに依頼してよいかわからない」が26.6%となっています。

また、「耐震診断を行う予定がある」「建替えや引越しの予定がある」と回答した世帯は合わせて3.6%と非常に少数でした。

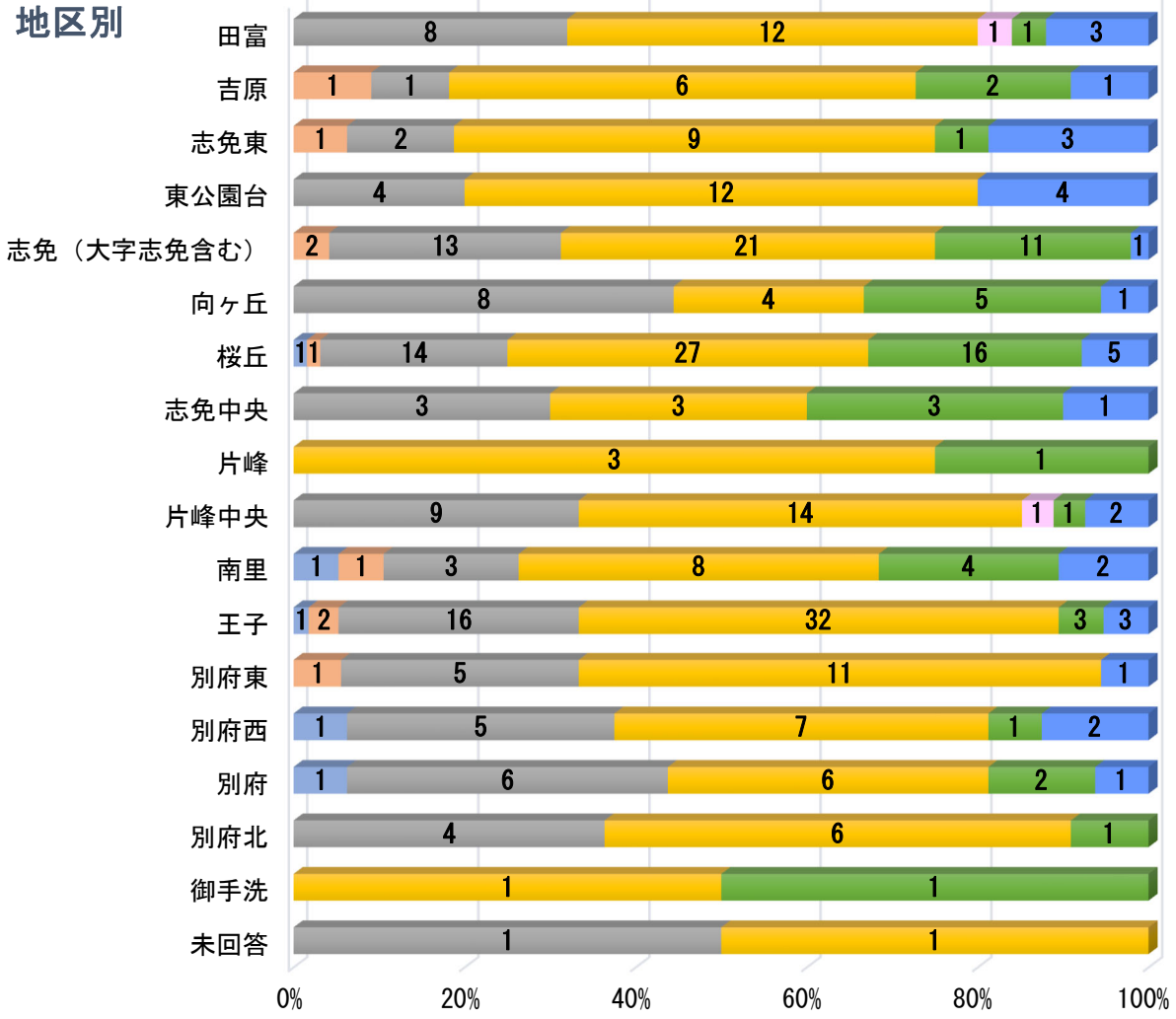
その他の意見として「岩盤上で不安がない」「家が古すぎて、耐震工事をするならば取り壊して建替えた方がよい」「高齢なので今更耐震工事をしてしても無意味」「診断を受ける事によって問題が出るのが怖い」といった意見の記述がありました。

### 地区全体



- 耐震診断を行う予定がある
- 建替えや引越しの予定がある
- どこに依頼してよいかわからない
- 費用がない
- 新耐震基準の住宅だから
- その他
- 未回答

### 地区別



- 耐震診断を行う予定がある
- 建替えや引越しの予定がある
- どこに依頼してよいかわからない
- 費用がない
- 新耐震基準の住宅だから
- その他
- 未回答

Q10で「3.実施してない」と選択した人が回答

【Q10-4耐震診断を受けるとした場合、どの程度の費用なら依頼したいと思いますか。】

耐震診断を受ける場合、どの程度の費用ならば依頼したいと思うかについて設問し、以下項目別に集計しています。

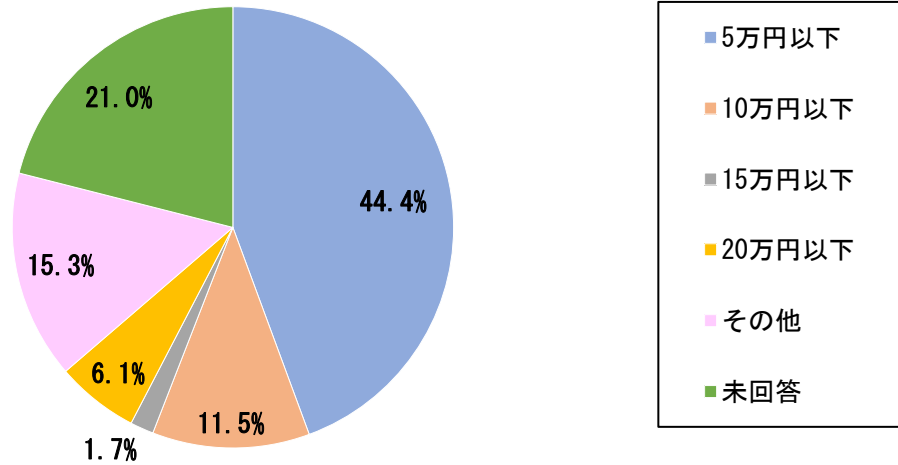
地名	5万円以下	10万円以下	15万円以下	20万円以下	その他	未回答	合計
田富	8	2	1	1	4	6	22
吉原	4	2	-	-	2	3	11
志免東	5	2	-	3	3	2	15
東公園台	7	1	-	1	4	6	19
志免（大字志免含む）	23	5	-	3	3	9	43
向ヶ丘	2	3	2	-	4	4	15
桜丘	29	4	-	3	11	11	58
志免中央	5	1	-	1	1	2	10
片峰	2	1	-	-	1	-	4
片峰中央	15	1	-	1	1	5	23
南里	4	3	1	2	5	2	17
王子	22	8	-	3	9	9	51
別府東	10	2	-	1	1	4	18
別府西	6	2	1	-	-	4	13
別府	5	2	1	1	2	4	15
別府北	6	-	-	1	1	1	9
御手洗	-	-	-	-	1	1	2
未回答	1	1	-	-	-	-	2
地区全体	154	40	6	21	53	73	347

耐震診断を受ける場合の希望金額は「5万円以下」が一番多く、全体の45%近くになっています。

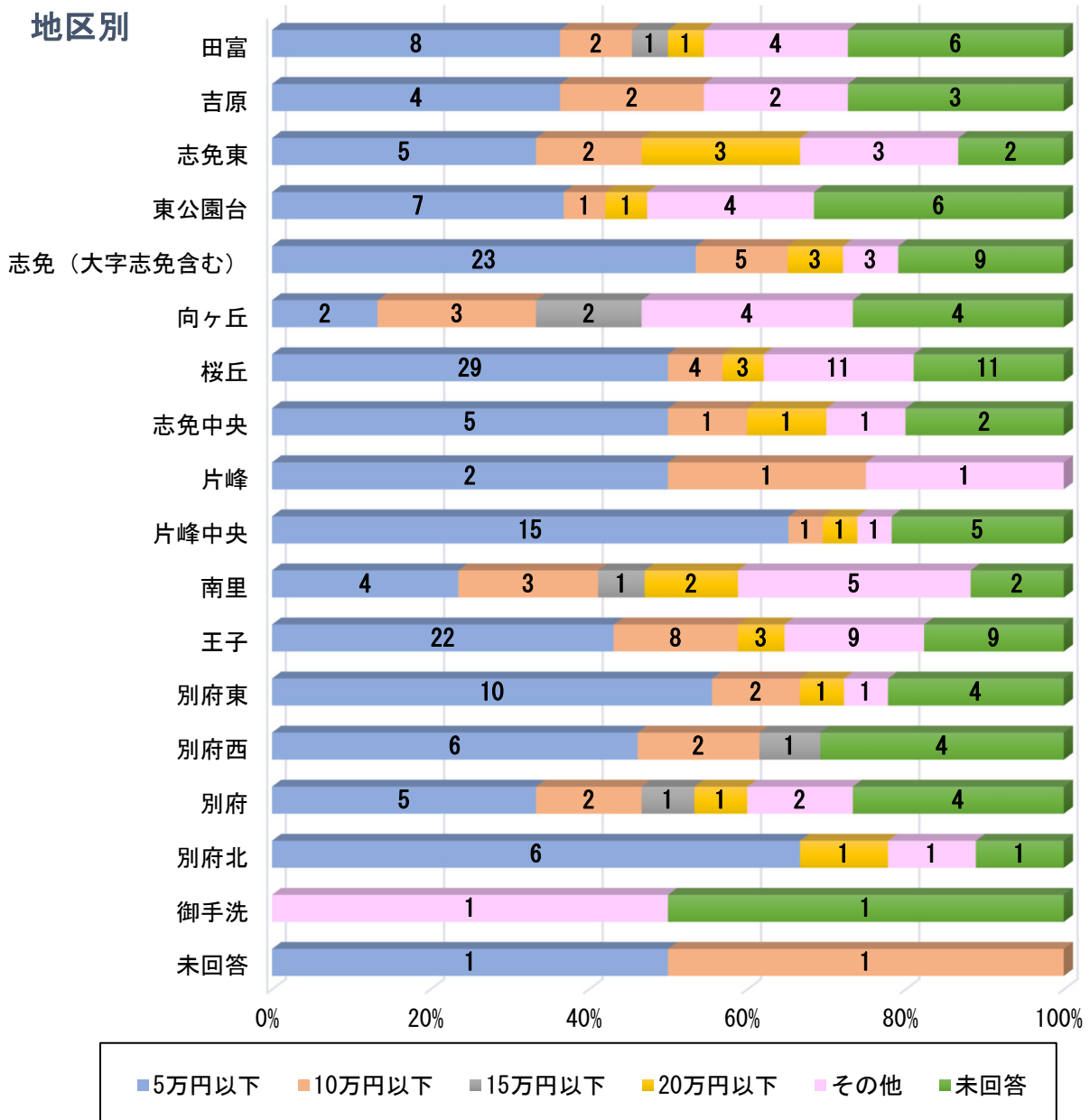
「その他」と回答した人の希望金額としては「1万円以下」との回答が一番多く、次いで「2万円以下」が多く、また、「無料」といった記述も見られました。

安価にて耐震診断を受けられるよう希望している世帯が多い事がわかります。

## 地区全体



## 地区別



【Q11 現在行っている地震対策はありますか。】（複数回答可）

現在行っている地震対策について設問し、以下項目別に集計しています。

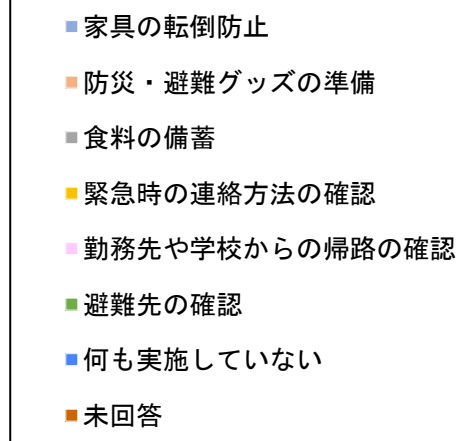
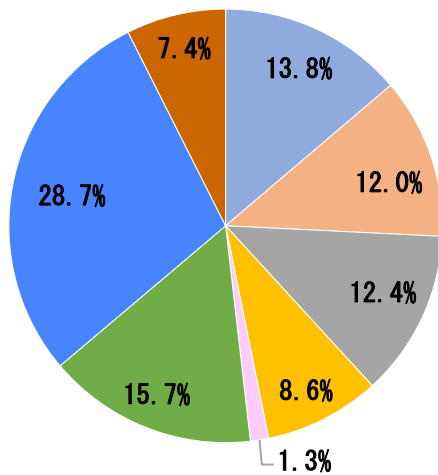
地名	家具の転倒防止	防災・避難グッズの準備	食料の備蓄	緊急時の連絡方法の確認	勤務先や学校からの帰路の確認	避難先の確認	何も実施していない	未回答	合計
田富	4	3	9	6	-	14	13	1	50
吉原	3	4	5	3	-	4	5	2	26
志免東	6	3	7	3	1	3	6	4	33
東公園台	4	2	2	3	-	4	9	5	29
志免（大字志免含む）	11	14	10	7	-	17	28	4	91
向ヶ丘	4	4	4	2	-	3	9	4	30
桜丘	15	14	15	8	3	22	34	9	120
志免中央	4	4	4	2	-	2	8	1	25
片峰	1	1	1	1	-	2	4	-	10
片峰中央	6	5	2	3	-	3	22	-	41
南里	6	5	4	6	-	7	9	2	39
王子	19	17	14	10	1	19	27	8	115
別府東	4	3	2	6	4	7	10	3	39
別府西	4	2	2	-	1	2	7	6	24
別府	6	3	3	3	-	5	15	5	40
別府北	3	4	6	1	-	1	5	1	21
御手洗	2	-	1	-	-	1	-	-	4
未回答	-	1	1	-	-	-	2	-	4
地区全体	102	89	92	64	10	116	213	55	741

一番多かった回答は「何も実施していない」の28.7%でした。

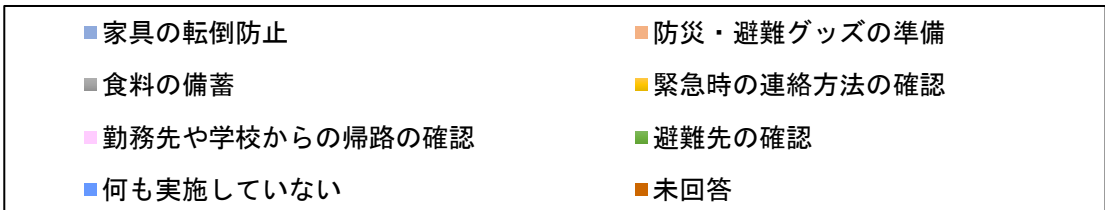
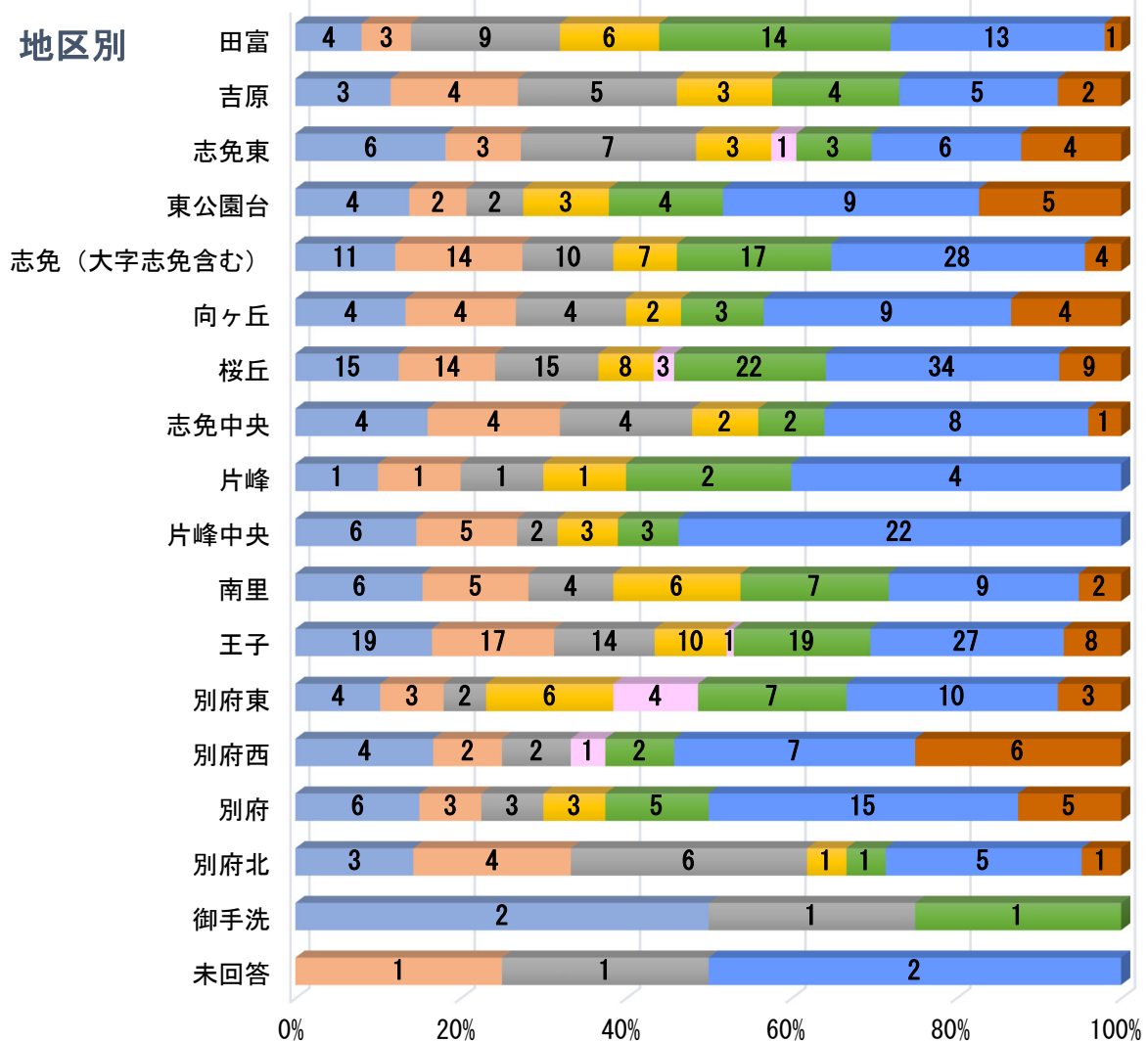
「避難先の確認」が15.7%、「家具の転倒防止」が13.8%、「食料の備蓄」が12.4%、「防災・避難グッズの準備」が12.0%と続いています。いずれも10%台と低く、2005年の福岡県西方沖地震直後は対策や避難グッズを備えていた世帯も、時間の経過とともに危機感が薄らいでいる現状が見られます。今後も継続して地震に備えるよう、周知していく必要があります。



### 地区全体



### 地区別



【Q12「志免町地震揺れやすさマップ」を知っていますか。】

「志免町地震揺れやすさマップ」の認知を設問し、以下項目別に集計しています。

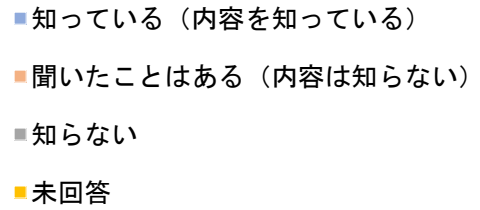
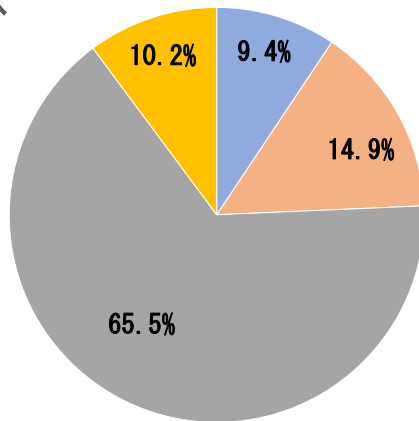
地名	知っている (内容を 知っている)	聞いたことはある (内容は 知らない)	知らない	未回答	合計
田富	4	4	23	1	32
吉原	2	5	6	2	15
志免東	2	5	8	4	19
東公園台	2	4	14	5	25
志免(大字志免含む)	4	11	44	4	63
向ヶ丘	1	1	19	2	23
桜丘	13	10	48	9	80
志免中央	1	3	13	1	18
片峰	-	-	7	-	7
片峰中央	3	6	20	-	29
南里	3	5	17	1	26
王子	9	11	47	8	75
別府東	2	2	17	2	23
別府西	1	2	12	5	20
別府	-	4	18	6	28
別府北	-	1	12	1	14
御手洗	-	-	2	-	2
未回答	-	1	2	-	3
地区全体	47	75	329	51	502

「知っている(内容を知っている)」と回答した世帯は9.4%と非常に低く、「知らない」と回答した世帯が65%以上を占めています。

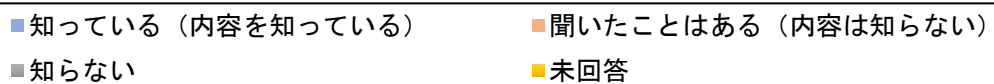
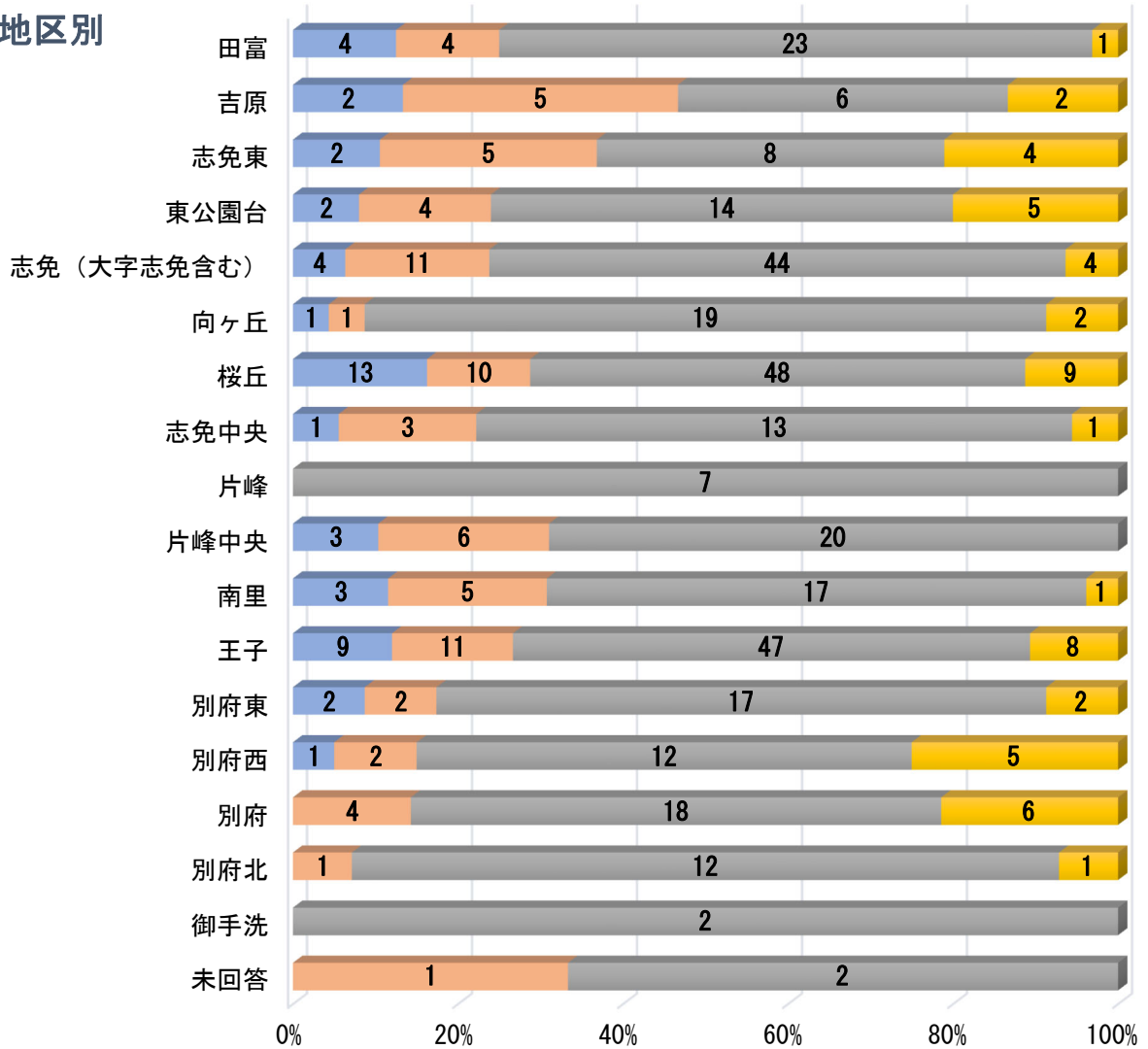
「聞いたことはある(内容は知らない)」と回答した世帯の14.9%を合わせると、80%以上の世帯が「志免町地震揺れやすさマップ」について内容を知らないと回答しています。

今後は町全体に周知していく必要があると思われます。

## 地区全体



## 地区別



## 耐震化に対する助成について

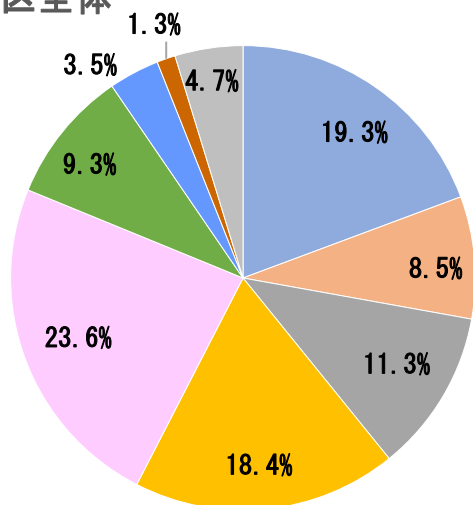
【Q13 今後、耐震診断や耐震補強工事を推進するためには何が必要だと思いますか。】  
(複数回答可)

今後、耐震診断や耐震補強工事を推進するためには何が必要かについて設問し、以下項目別に集計しています。

地名	耐震診断・耐震補強工事のわかりやすいパンフレットの配布	広報やホームページでの掲載	耐震診断・耐震補強工事の相談窓口の設置	補助・税制上の優遇など行政からの支援	高齢者世帯への支援や優遇	耐震補強工事の工法などの紹介	耐震技術者の育成や業者情報の提供	その他	未回答	合計
田富	17	10	17	18	18	9	4	-	2	95
吉原	6	-	6	6	8	4	1	-	4	35
志免東	5	-	-	7	11	4	1	-	4	32
東公園台	10	2	6	11	16	5	2	-	2	54
志免(大字志免含む)	32	10	19	25	37	12	4	2	5	146
向ヶ丘	9	4	3	3	9	5	3	1	4	41
桜丘	36	20	19	39	42	16	5	3	12	192
志免中央	9	4	2	9	7	5	4	-	-	40
片峰	4	-	-	5	6	-	-	-	-	15
片峰中央	13	9	8	12	16	5	2	-	4	69
南里	7	4	3	11	11	3	1	2	4	46
王子	35	17	18	32	43	16	5	4	5	175
別府東	13	7	12	11	16	5	1	1	1	67
別府西	10	3	4	5	13	5	3	1	3	47
別府	13	4	12	14	12	7	3	1	4	70
別府北	4	4	1	3	7	5	1	-	-	25
御手洗	1	-	-	1	2	1	-	-	-	5
未回答	1	1	2	2	1	1	1	-	1	10
地区全体	225	99	132	214	275	108	41	15	55	1,164

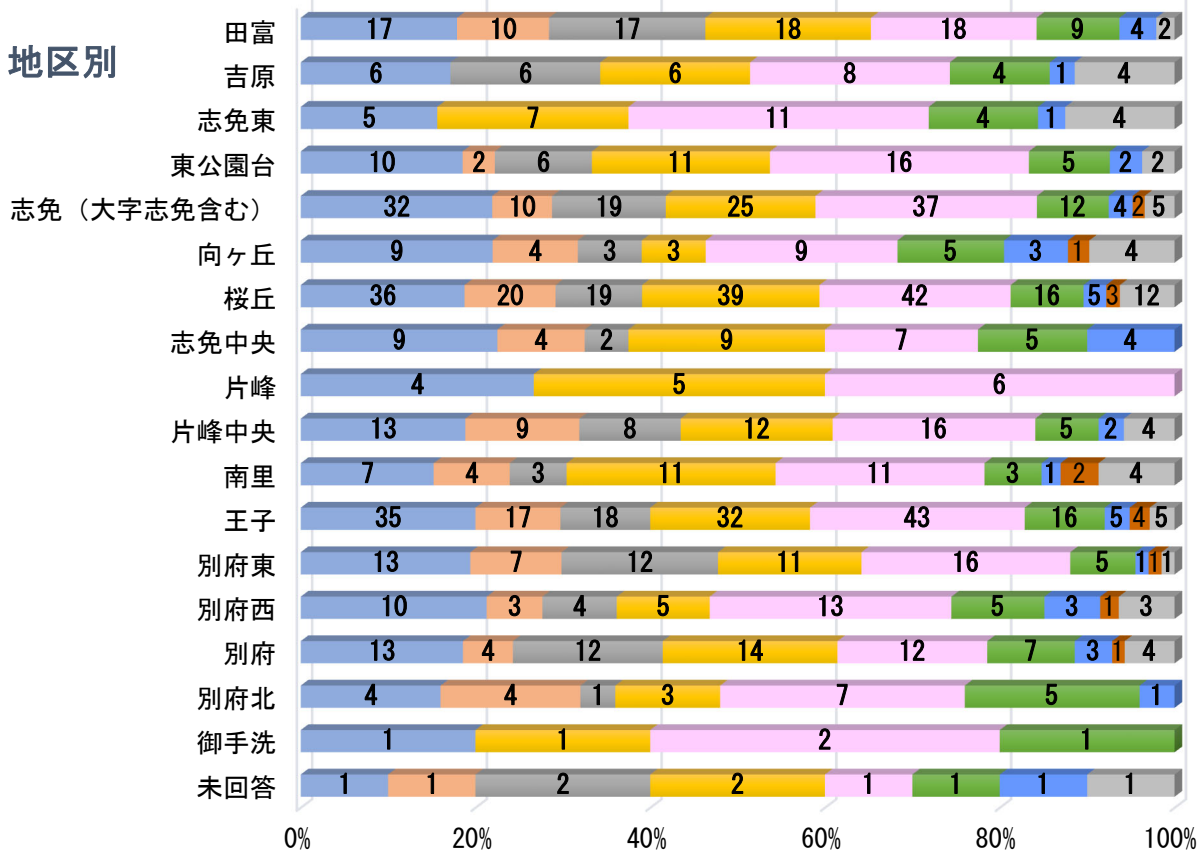
「高齢者世帯への支援や優遇」が必要であるという意見が最も多く23.6%、次いで「耐震診断・耐震補強工事のわかりやすいパンフレットの配布」が19.3%、「補助・税制上の優遇など行政からの支援」が18.4%となっており、支援や優遇、わかりやすい情報が求められていることがわかります。

### 地区全体



- 耐震診断・耐震補強工事のわかりやすいパンフレットの配布
- 広報やホームページでの掲載
- 耐震診断・耐震補強工事の相談窓口の設置
- 補助・税制上の優遇など行政からの支援
- 高齢者世帯への支援や優遇
- 耐震補強工事の工法などの紹介
- 耐震技術者の育成や業者情報の提供
- その他
- 未回答

### 地区別



- 耐震診断・耐震補強工事のわかりやすいパンフレットの配布
- 広報やホームページでの掲載
- 耐震診断・耐震補強工事の相談窓口の設置
- 補助・税制上の優遇など行政からの支援
- 高齢者世帯への支援や優遇
- 耐震補強工事の工法などの紹介
- 耐震技術者の育成や業者情報の提供
- その他
- 未回答

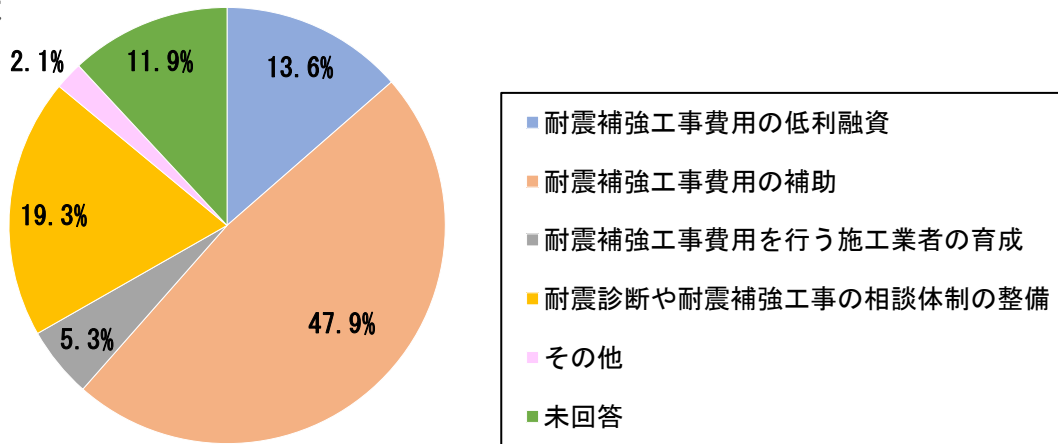
【Q14 耐震補強工事を実施するにあたり、やって欲しい公的支援策はどれですか。】  
(〇は2つまで)

公的支援策への要望について設問し、以下項目別に集計しています。

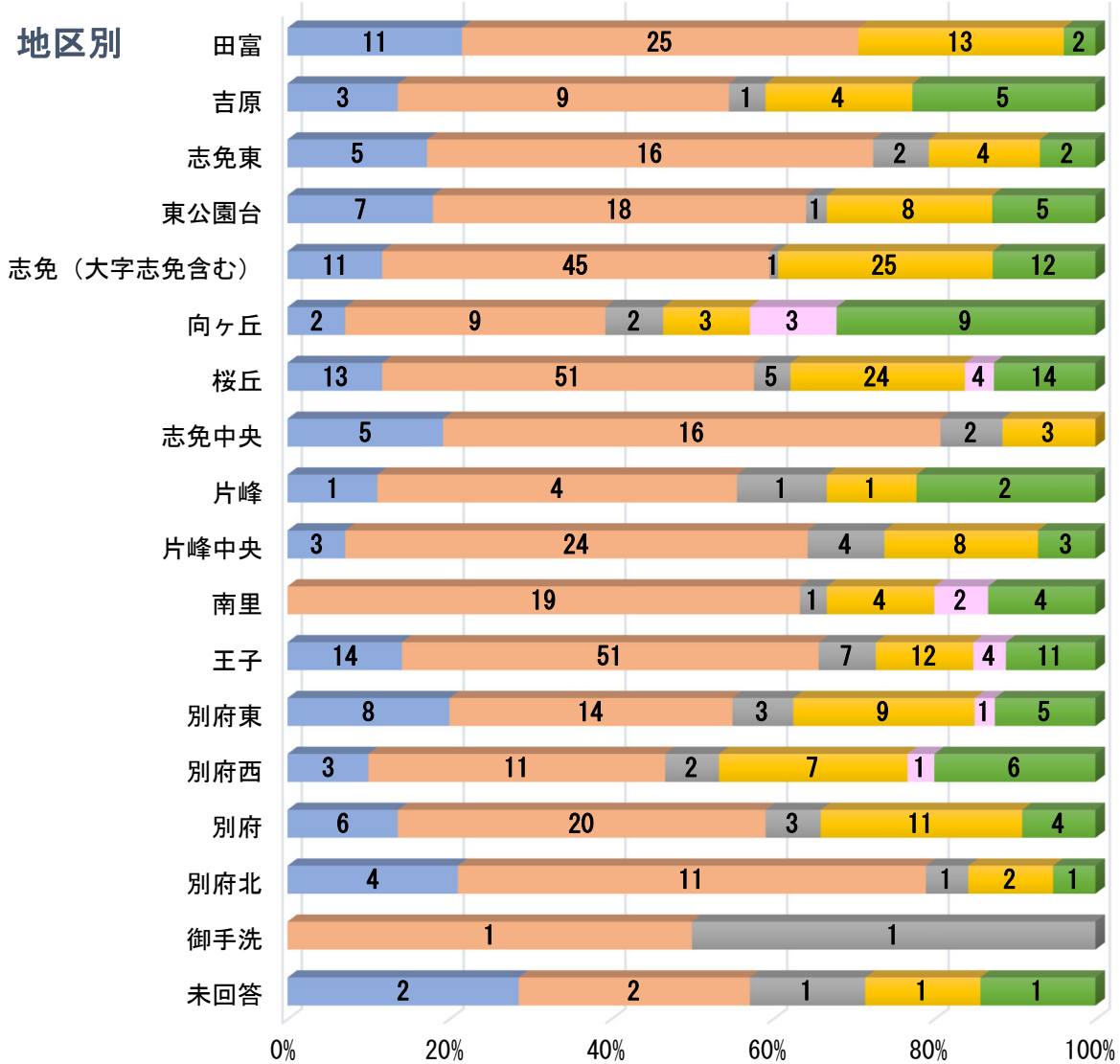
地名	耐震補強工事費用の低利融資	耐震補強工事費用の補助	耐震補強工事費用を行う 施工業者の育成	耐震診断や耐震補強工事の 相談体制の整備	その他	未回答	合計
田富	11	25	-	13	-	2	51
吉原	3	9	1	4	-	5	22
志免東	5	16	2	4	-	2	29
東公園台	7	18	1	8	-	5	39
志免（大字志免含む）	11	45	1	25	-	12	94
向ヶ丘	2	9	2	3	3	9	28
桜丘	13	51	5	24	4	14	111
志免中央	5	16	2	3	-	-	26
片峰	1	4	1	1	-	2	9
片峰中央	3	24	4	8	-	3	42
南里	-	19	1	4	2	4	30
王子	14	51	7	12	4	11	99
別府東	8	14	3	9	1	5	40
別府西	3	11	2	7	1	6	30
別府	6	20	3	11	-	4	44
別府北	4	11	1	2	-	1	19
御手洗	-	1	1	-	-	-	2
未回答	2	2	1	1	-	1	7
地区全体	98	346	38	139	15	86	722

要望として最も多かったのは47.9%の「耐震補強工事費用の補助」でした。次いで「耐震補強工事費用の相談体制の整備」が19.3%、「耐震補強工事費用の低利融資」が13.6%と続いており、補強工事をしたいという意識はあっても、工事費用の経済的負担が一番の障壁になっていることが推測されます。

地区全体



地区別



【Q15 志免町では木造戸建て住宅耐震補強工事に関わる補助制度を設けています。これらの制度の利用について、1つ選んで下さい。】

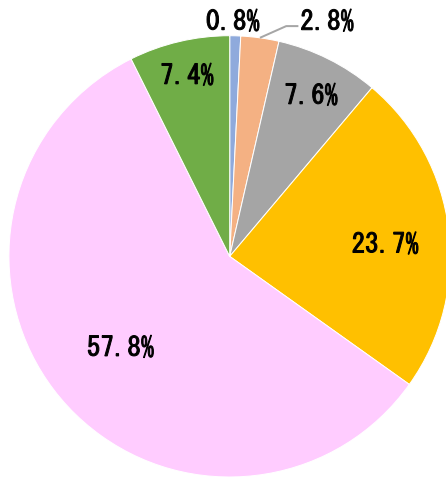
木造戸建て住宅耐震補強工事制度の利用について設問し、以下項目別に集計しています。

地名	制度を利用したことがある	制度の内容を知っている、 いずれ利用したいと考えている	制度の内容を知っているが、 利用は考えていない	制度があることは聞いたことがあるが 内容はわからない	制度があることを知らない	未回答	合計
田富	1	2	8	8	13	-	32
吉原	-	1	5	1	6	2	15
志免東	-	2	1	10	4	2	19
東公園台	-	-	-	3	20	2	25
志免（大字志免含む）	-	1	2	17	39	4	63
向ヶ丘	-	-	-	2	17	4	23
桜丘	-	1	6	19	44	10	80
志免中央	-	1	2	4	11	-	18
片峰	-	-	-	-	6	1	7
片峰中央	1	1	3	7	15	2	29
南里	1	1	1	5	16	2	26
王子	1	3	4	21	41	5	75
別府東	-	-	2	5	16	-	23
別府西	-	-	1	8	10	1	20
別府	-	1	1	7	18	1	28
別府北	-	-	1	1	12	-	14
御手洗	-	-	1	1	-	-	2
未回答	-	-	-	-	2	1	3
地区全体	4	14	38	119	290	37	502

半数を超える57.8%の世帯が「制度があることを知らない」と回答し、「制度があることは聞いたことがあるが内容はわからない」と回答した23.7%の世帯を合わせると、80%以上の世帯が制度について知らない、または内容がわからないと回答しています。一方、「制度を利用したことがある」と回答した世帯は0.8%に留まり、今後は周知に力を入れる必要があります。

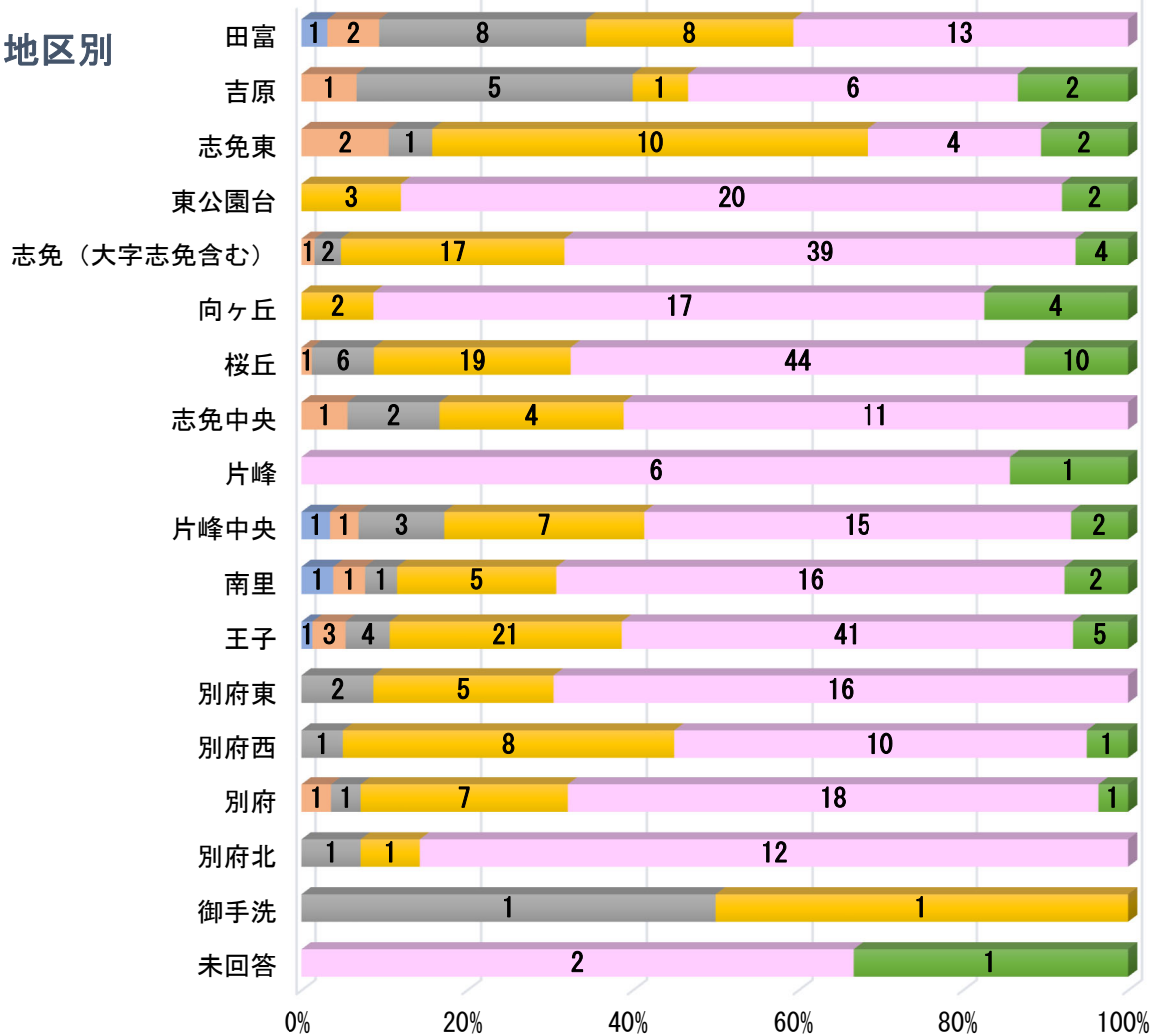


### 地区全体



- 制度を利用したことがある
- 制度の内容を知っている、いずれ利用したいと考えている
- 制度の内容を知っているが、利用は考えていない
- 制度があることは聞いたことがあるが内容はわからない
- 制度があることを知らない
- 未回答

### 地区別



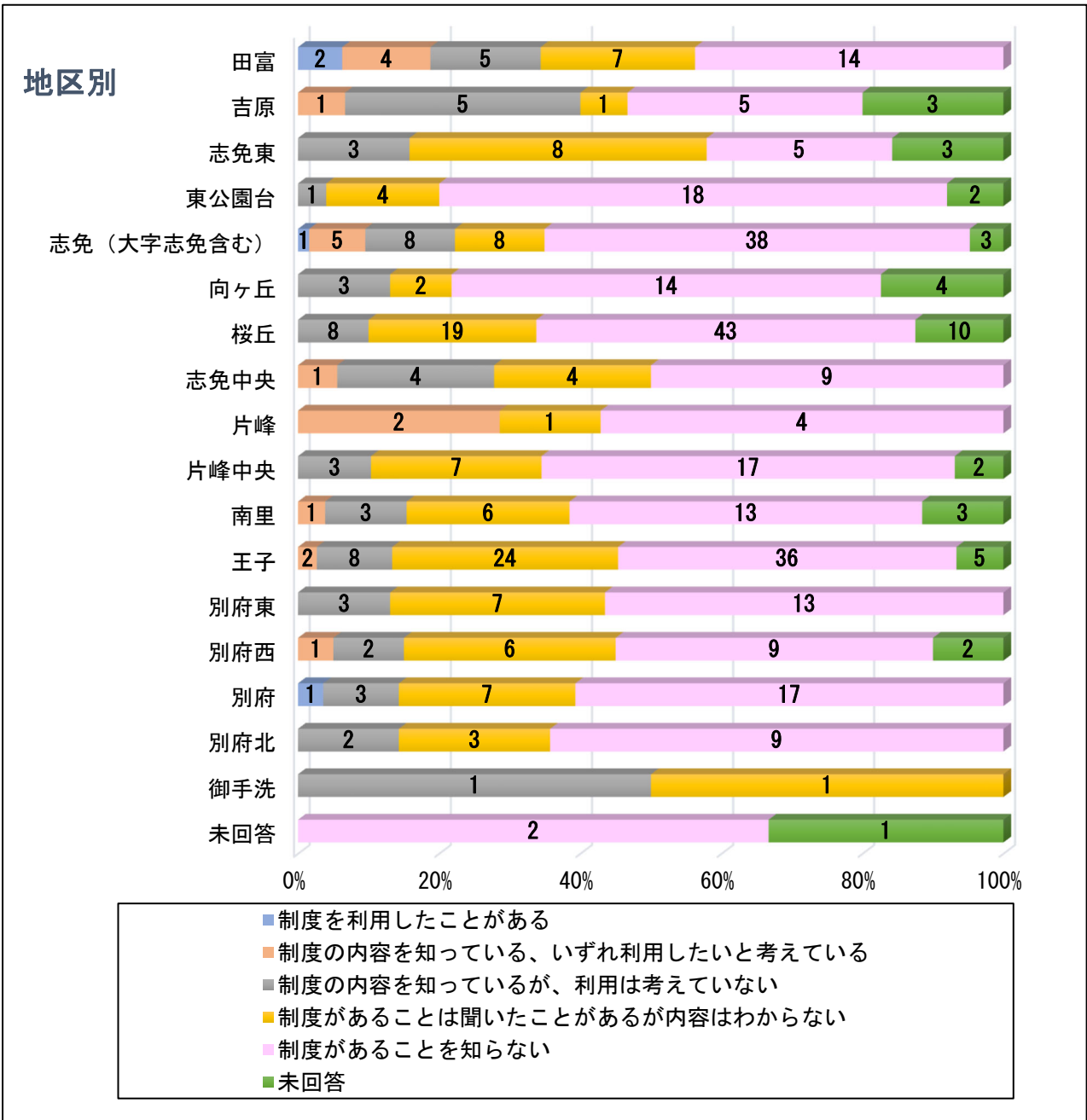
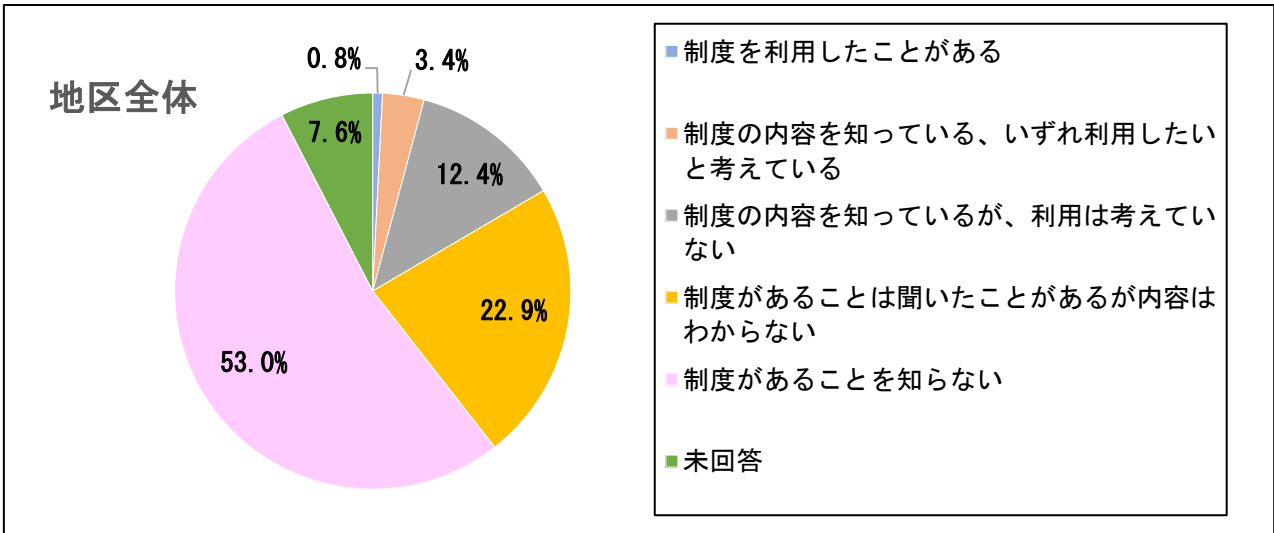
- 制度を利用したことがある
- 制度の内容を知っている、いずれ利用したいと考えている
- 制度の内容を知っているが、利用は考えていない
- 制度があることは聞いたことがあるが内容はわからない
- 制度があることを知らない
- 未回答

【Q16 志免町では木造戸建て住宅耐震補強工事のほか、危険性のあるブロック塀等の撤去に関する補助制度を設けています。これらの制度の利用について、1つ選んで下さい。】

ブロック塀撤去補助制度の利用について設問し、以下項目別に集計しています。

地名	制度を利用したことがある	制度の内容を知っている、いずれ利用したいと考えている	制度の内容を知っているが、利用は考えていない	制度があることは聞いたことがあるが内容はわからない	制度があることを知らない	未回答	合計
田富	2	4	5	7	14	-	32
吉原	-	1	5	1	5	3	15
志免東	-	-	3	8	5	3	19
東公園台	-	-	1	4	18	2	25
志免（大字志免含む）	1	5	8	8	38	3	63
向ヶ丘	-	-	3	2	14	4	23
桜丘	-	-	8	19	43	10	80
志免中央	-	1	4	4	9	-	18
片峰	-	2	-	1	4	-	7
片峰中央	-	-	3	7	17	2	29
南里	-	1	3	6	13	3	26
王子	-	2	8	24	36	5	75
別府東	-	-	3	7	13	-	23
別府西	-	1	2	6	9	2	20
別府	1	-	3	7	17	-	28
別府北	-	-	2	3	9	-	14
御手洗	-	-	1	1	-	-	2
未回答	-	-	-	-	2	1	3
地区全体	4	17	62	115	266	38	502

この設問も、半数を超える53.0%の世帯が「制度があることを知らない」と回答し、「制度があることは聞いたことがあるが内容はわからない」と回答した22.9%の世帯を合わせると、75%以上の世帯が制度について知らない、または内容がわからないと回答しています。一方、「制度を利用したことがある」と回答した世帯は0.8%に留まり、こちらも今後は周知に力を入れる必要があります。





## 2. 関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律  
(平成七年十月二十七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成三〇年六月二七日法律第六十七号

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

**2** この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

**3** この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**2** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**3** 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

**4** 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者

を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

**第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

**第七条** 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

**第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

**第九条** 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

**第十条** 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

**第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。



2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

**第十三条** 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

**第十四条** 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

**第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

**第十六条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

**第十七条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 建築物の位置
  - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
  - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
  - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
  - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関

係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（１） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（２） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条 の規定は所管行政庁が同法第六条第一項 の規定による確認又は同法第十八条第二項 の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする

る場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

**第十八条** 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

**第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

**第二十条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

**第二十一条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

**第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

**第二十三条** 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

**第二十四条** 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

**第二十五条** 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

**第二十六条** 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

**第二十七条** 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

**第二十八条** 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

**第二十九条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

**第三十条** 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

**第三十一条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

**第三十二条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

**第三十三条** 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

**第三十四条** センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

**第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

**第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

**第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

**第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

**第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

**第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

**第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

**第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

**第四十三条** 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。



**第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

**第四十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

**第二条** 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

**第三条** 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

**2** 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

**3** 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

**4** 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

**5** 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

**附 則**（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則**（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄  
（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則**（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

**附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

**第二条** 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第三条** この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

**第十条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令  
(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

最終改正：平成三十年十一月三十日政令第三百二十三号

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

**第一条** 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

**第二条** 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

**第三条** 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第三百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第三百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であつて、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

**第四条** 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メー

トル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

**第五条** 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

**第六条** 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

**第七条** 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量



- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
  - 五 マッチ 三百マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
  - 八 液化ガス 二千トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

**第八条** 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計 二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

**第九条** 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十条** 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

**第十一条** 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

**第十二条** 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

**第二条** 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

**第三条** 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

#### 附 則 （平成九年八月二九日政令第二七四号）

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

#### 附 則 （平成一一年一月一三日政令第五号）

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

#### 附 則 （平成一一年一〇月一日政令第三一二号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（許認可等に関する経過措置）

**第十三条** 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において

「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

(職員の引継ぎ)

**第十四条** 施行日の前日において現に都又は都知事若しくは都の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で施行日以後法律又はこれに基づく政令により特別区又は特別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるもの(次項において「特定事務」という。)に専ら従事していると認められる都の職員(以下この条において「特定都職員」という。)は、施行日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。

- 2 施行日前に、地方自治法第二百五十二条の十七第一項の規定に基づき特別区の区長又は委員会若しくは委員が特定事務の処理又は管理及び執行のため派遣を求め、その求めに応じて六年以内の期間を定めて施行日から派遣することとされた特定都職員は、前項の規定にかかわらず、その派遣の期間が満了する日の翌日において、都において正式任用されていた者にあつては引き続き当該特別区の相当の職員に正式任用され、都において条件付採用期間中であつた者にあつては引き続き条件付きで当該特別区の相当の職員となるものとする。
- 3 前二項の規定により引き続き条件付きで特別区の相当の職員となる者の当該特別区における条件付採用期間には、その者の都における条件付採用期間を通算するものとする。
- 4 特定都職員でその引継ぎについて第一項又は第二項の規定により難しいものをいずれの特別区が引き継ぐかについては、都知事と各特別区の区長とが協議して定めるものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第十五条** この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成十一年一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十六年七月一日)から施行する。

**附 則**（平成一八年一月二五日政令第八号）

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

**附 則**（平成一八年九月二六日政令第三二〇号）

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

**附 則**（平成一九年三月二二日政令第五五号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

**附 則**（平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

**附 則**（平成二七年一月二一日政令第一一号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

**附 則**（平成二七年一二月一六日政令第四二一号） この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号） この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

## 志免町耐震改修促進計画

---

令和 5 年 4 月（改定）

発行：志免町都市整備課  
〒 811 - 2292  
福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目 1 番 1 号  
TEL 092 - 935 - 1001 FAX 092 - 935 - 2698  
E-Mail toshi@town.shime.lg.jp  
作業機関：東亜建設技術株式会社

---





志免町